

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成30年3月

小川地区衛生組合

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

目 次

第1章 計画策定の基本的事項.....	1-1
第1節 基本計画策定の主旨.....	1-1
第2節 計画の位置付けと構成.....	1-3
1. 法体系.....	1-3
2. 計画の位置付け.....	1-4
3. 計画の構成.....	1-4
4. 計画対象地域.....	1-5
5. 計画目標年度.....	1-6
第2章 地域の概要.....	2-1
第1節 地域的特性.....	2-1
1. 本組合の位置及び地形的特徴.....	2-1
2. 気象特性.....	2-2
3. 人口動態・分布.....	2-3
4. 産業の状況.....	2-6
5. 土地利用の状況.....	2-9
第2節 上位計画.....	2-11
1. 国の基本方針.....	2-11
2. 県の将来計画.....	2-11
3. 組合構成町村等の将来計画.....	2-16
第3章 ごみ処理の現状と課題.....	3-1
第1節 ごみ排出状況.....	3-1
1. ごみ処理の体制.....	3-1
2. ごみ排出量の実績.....	3-5
3. ごみ処理体制の状況.....	3-12
4. ごみの排出抑制・再利用の状況等.....	3-22
5. 温室効果ガス排出量の状況.....	3-28
6. ごみ処理の評価.....	3-29
7. 現状のごみ処理の課題.....	3-46

第4章 基本方針と目標.....	4-1
第1節 基本方針.....	4-1
第2節 数値目標.....	4-2
1. 将来ごみ予測.....	4-3
第5章 ごみ処理基本計画.....	5-1
第1節 リフューズ、リデュース、リユース計画.....	5-1
1. ごみの排出抑制・再利用施策.....	5-1
2. スケジュール.....	5-2
第2節 収集運搬計画.....	5-3
1. 収集運搬の施策.....	5-3
2. スケジュール.....	5-5
第3節 中間処理計画.....	5-6
1. 中間処理の施策.....	5-6
2. スケジュール.....	5-7
3. 中継施設の設置等に関する検討.....	5-7
第4節 最終処分計画.....	5-9
1. 最終処分計画の施策.....	5-9
2. スケジュール.....	5-9
第5節 リサイクル計画.....	5-10
1. リサイクル計画の施策.....	5-10
2. スケジュール.....	5-10
第6節 計画の点検、見直し、評価.....	5-11

資料編

将来ごみ量

用語集

※図中の数値は四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

第 1 章 計画策定の基本的事項

第 1 節 基本計画策定の主旨

小川地区衛生組合（以下「本組合」という。）は、昭和 39 年（1964 年）2 月「小川町ほか 5 村し尿処理組合」として設立され、昭和 42 年（1967 年）9 月「小川町ほか 5 カ町村衛生組合」に名称を変更し、平成 7 年（1995 年）1 月に「小川地区衛生組合」の名称となった。現在、設立後 50 年以上の年月が経過し、「小川町」、「嵐山町」、「滑川町」、「ときがわ町」及び「東秩父村」の 4 町 1 村（以下「組合構成町村」という。）で構成されている。

その間、し尿処理場が昭和 40 年（1965 年）12 月に稼働開始し、ごみ焼却場（以下「可燃ごみ処理施設」という。）が昭和 51 年（1976 年）7 月に稼働開始した。また、翌年 8 月に不燃物処理場（以下「不燃物処理施設」という。）が稼働開始した。

施設稼働開始後は、施設の安全運転を最優先とした維持管理に努め、排ガス規制が厳しくなるなど社会状況が変化する中で、昭和 60 年（1985 年）1 月に電気集じん機を設置した。平成 14 年（2002 年）3 月には、平成 11 年（1999 年）7 月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、可燃ごみ処理施設の連続運転及び排ガス高度処理（ダイオキシン類除去）の改善工事を行い、ダイオキシン類をはじめ、その他の公害防止基準を満足し、周辺環境に与える負荷を極力下げる運転に努めてきた。

また、昭和 60 年（1985 年）4 月には可燃性粗大ごみ切断機を設置し、平成 9 年（1997 年）にはペットボトル減容化施設を含む粗大ごみストック場（以下「ごみストックヤード」という。）を建設し、ごみの資源化等に努めているところである。

一方、国の動きでは、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）（以下「循環基本法」という。）第 15 条第 2 項に基づく「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）が見直され、平成 25 年（2013 年）5 月に「第 3 次循環基本計画」が閣議決定された。平成 28 年（2016 年）1 月には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 2 に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が改定された。「第 3 次循環基本計画」、「基本方針」のどちらにおいても循環型社会の形成を一層推進していくことを表明している。

「循環型社会」とは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念である。まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のことである。

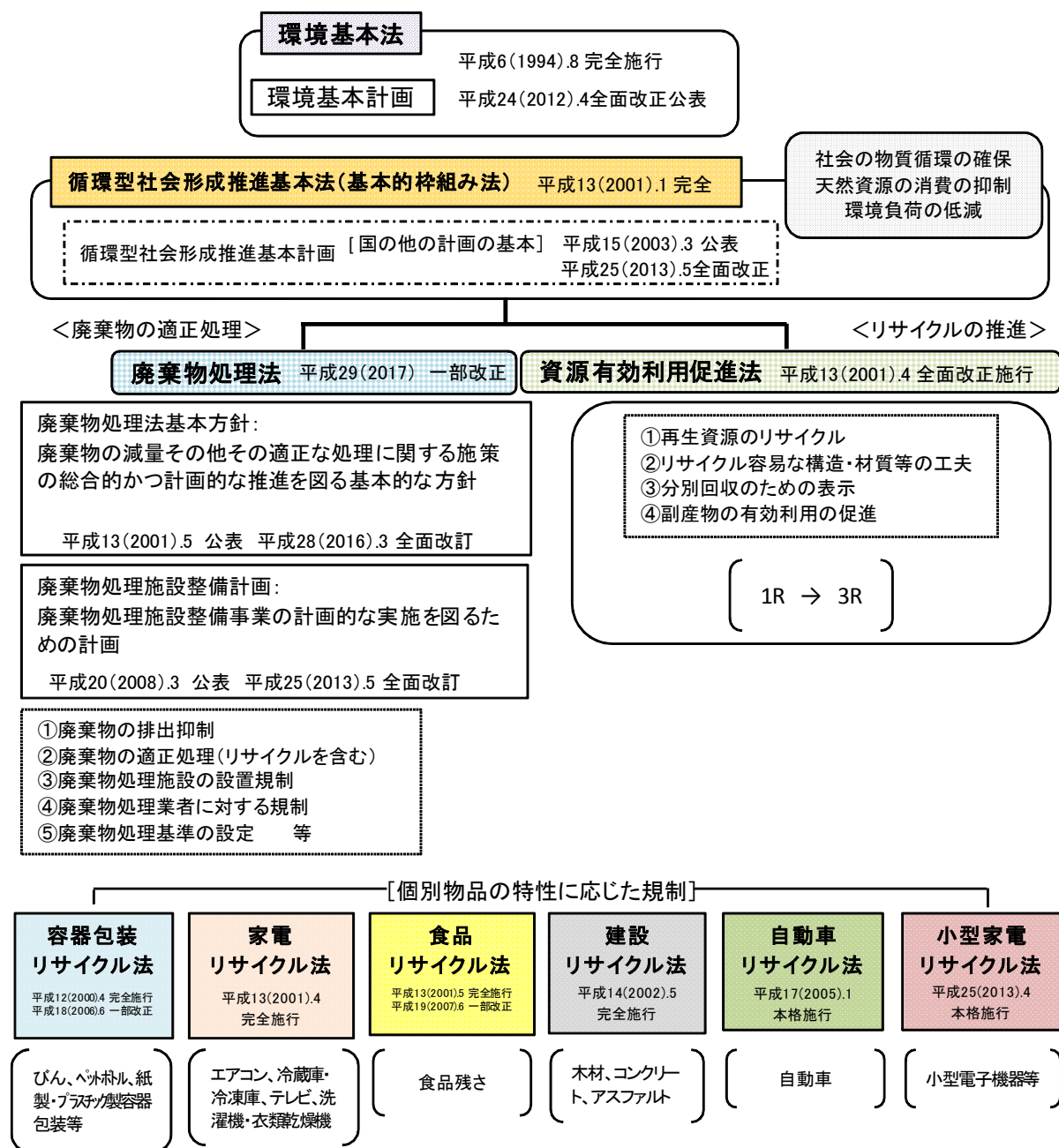
本組合においては、平成 19 年（2007 年）1 月、廃棄物処理法第 6 条第 1 項に規定された「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、循環型社会の実現に向け、小川地区衛生組合構成町村（以下「組合構成町村」という。）と協力しながら、ごみの減量、各種リサイクル関連法の遵守、ごみの適正な処理に努めてきたところである。

平成 24 年（2012 年）3 月には中間見直しを行った（以下、平成 24 年（2012 年）3 月に見直した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を「前計画」という。）。前計画から 6 年が経過し、社会情勢の変化や各上位計画の見直しが行われ、本組合の責務である処理処分の方法等について対応が求められている。また、組合構成町村を含む 9 市町村で構成される埼玉中部資源循環組合が平成 27 年（2015 年）4 月に発足し、現在は新ごみ処理施設の整備に向けた協議が進められている。このような状況を踏まえ、本計画は、長期的かつ総合的な視点に立ち、計画的なごみ処理の推進を図るための基本の方針となることから、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

第2節 計画の位置付けと構成

1. 法体系

図1-1に廃棄物に係る法体系を示す。



資料: 環境省

図1-1 法体系

2. 計画の位置付け

本計画は、図 1－2 に示す関連する諸計画との整合性を図りながら、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき策定する。

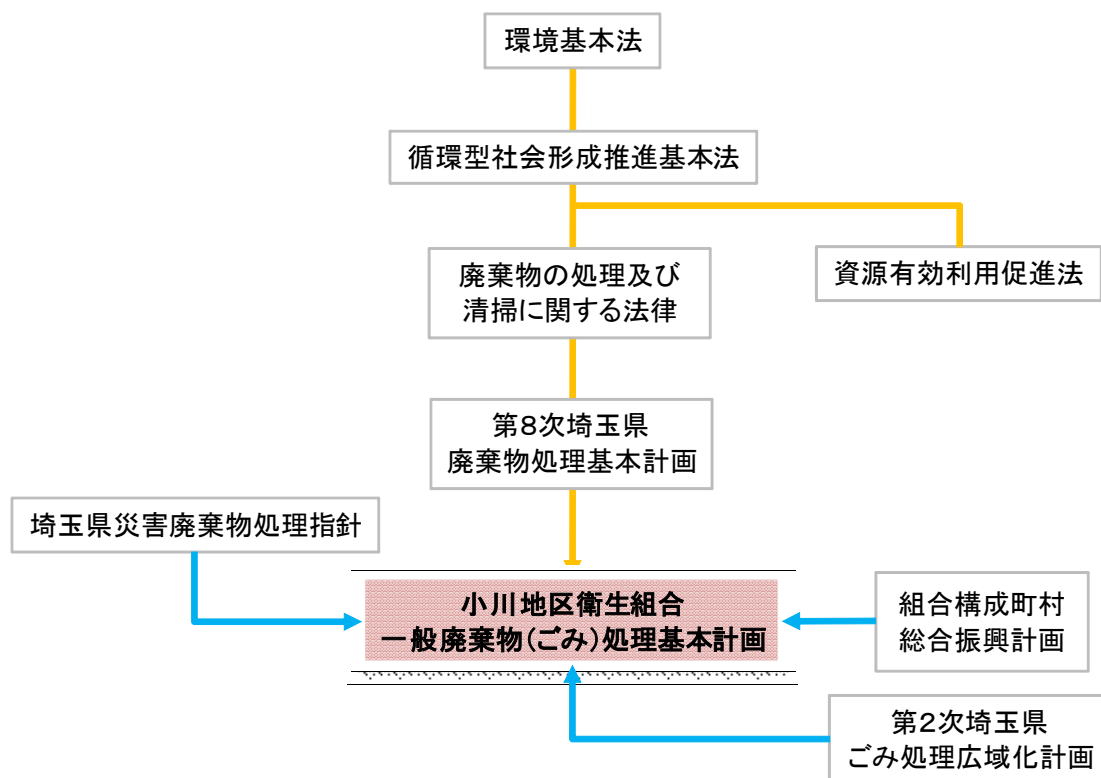


図 1－2 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置付け

3. 計画の構成

廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」とされている。

一般廃棄物処理計画は、ごみ及び生活排水（し尿等及び生活雑排水）を対象とし、長期的な視点に立ち、基本的な方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）とその基本計画に基づき年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものである。

本計画は、組合構成町村内の一般廃棄物のうちごみに関するものについて、本組合の処理基本計画として定めるものである。

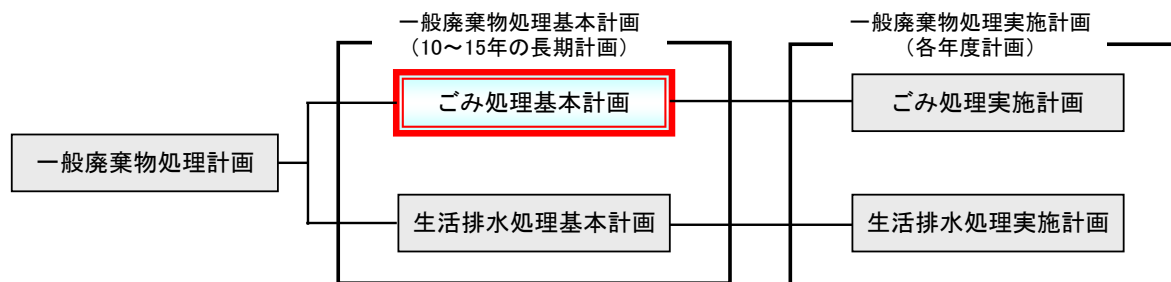


図 1 - 3 一般廃棄物処理計画の構成

4. 計画対象地域

本計画の対象地域は、小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町及び東秩父村の組合構成町村全域とする。

表 1 - 1 計画対象地域の面積

町村名	小川町	嵐山町	滑川町	ときがわ町	東秩父村	合計
面積	60.36k m ²	29.92k m ²	29.68k m ²	55.90k m ²	37.06k m ²	212.92k m ²

資料：国土交通省 平成 29 年全国都道府県市区町村別面積調（平成 29 年 10 月 1 日現在）

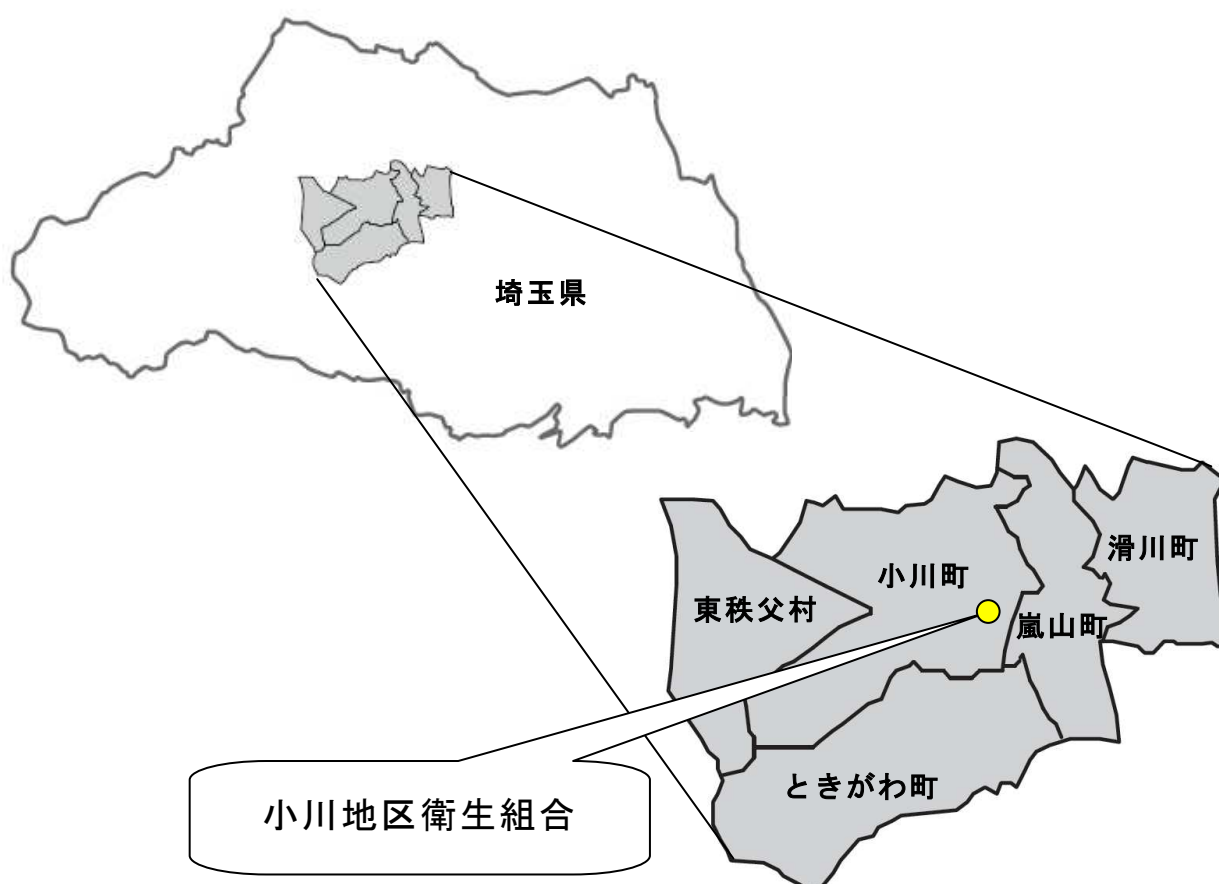


図 1 - 4 組合構成町村位置図

5. 計画目標年度

本計画は、平成 33 年度（2021 年度）を中間目標年次とし、目標年次を平成 43 年度（2031 年度）とする。

本計画は、概ね 5 年ごとに見直しを行うものとする。ただし、諸条件に大きな変動があった場合などには、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

目 標 年 次： 平成 4 3 年度

（ 2 0 3 1 年度）

中間目標年次： 平成 3 3 年度

（ 2 0 2 1 年度）

第2章 地域の概要

第1節 地域的特性

1. 本組合の位置及び地形的特徴

本組合は、埼玉県（以下「県」という。）の中央部に位置している。東京都から 40～70km の距離にあり、組合管内の総面積は 212.92km² である。

組合管内は、北部を寄居町、深谷市、熊谷市、東部を東松山市、南部を鳩山町、越生町、飯能市、西部を皆野町、秩父市、横瀬町に接し、北西から南東に関越自動車道、西に国道 254 号が走っている。

地勢的には、東部は水田地帯、中央部は丘陵地、西部は標高 500～800m の山地と、変化に富んだ多様な地形に恵まれている。山間部では自然の谷をせき止め作ったため池や、平地では都幾川、槻川、市野川などの河川から豊富な水資源を利用でき、農業に適した地形である。

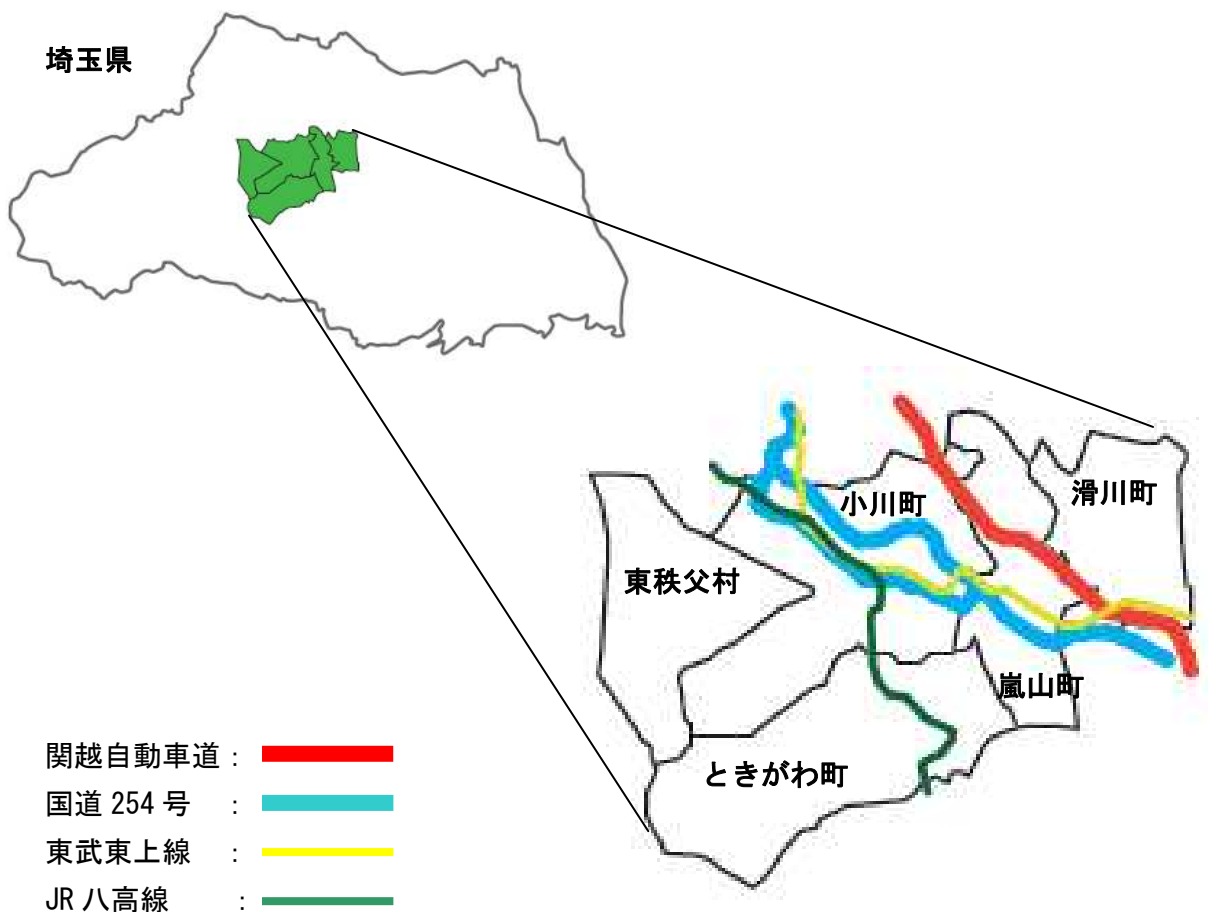


図 2 - 1 本組合の位置及び地勢的特徴

2. 気象特性

本組合管内は、秩父山系に連なる比企丘陵地帯に属するため寒暖の差が大きく、夏季は高温多湿、冬季は低温乾燥の日本式気候となっている。本組合管内における月別の降水量及び気温の状況を表2-1及び図2-2に示す。降水量は本組合管内にあるときがわ測定所の測定結果を用いたが、気温は測定していないため、本組合から最も近い鳩山測定所の測定結果を記載した。平成28年度（2016年度）における月別降水量は、例年であれば5月から10月の梅雨期から秋雨期にかけて集中するが、8月に集中していた。平成28年度（2016年度）における月別平均気温についてみると、ほぼ例年通りに推移している。

表2-1 本組合管内の降水量及び平均気温

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別降水量 平成28(2016) (mm)	74.5	52.5	93.0	69.0	41.0	163.5	122.5	447.5	285.0	20.5	84.5	55.0
月別平均降水量※ ¹ (mm)	46.5	38.8	65.4	101.3	155.2	203.8	226.2	206.5	277.9	214.2	71.8	53.1
月別平均気温 平成28(2016) (°C)	3.3	5.0	8.9	14.4	19.2	22.0	25.1	26.7	23.9	17.1	10.0	5.7
月別平均気温※ ² (°C)	2.2	3.5	7.5	12.7	18.3	21.6	25.9	26.8	22.6	16.8	10.5	4.6

※1：平成12年（2000年）～平成25年（2013年）の平均値

※2：昭和55年（1980年）～平成26年（2014年）の平均値

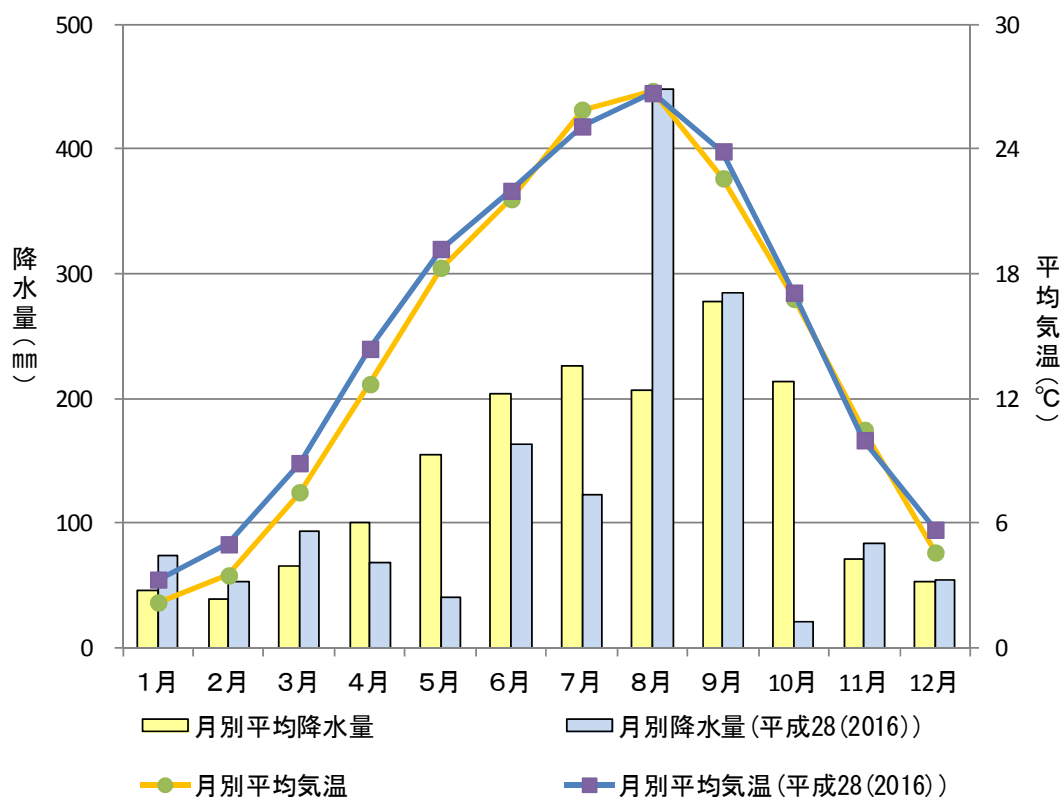


図2-2 本組合管内の降水量及び平均気温

3. 人口動態・分布

1) 人口及び世帯数の推移

住民基本台帳に基づく組合構成町村の総人口（各年度3月31日現在）は減少傾向を示しており、平成28年度（2016年度）では81,433人で、平成19年度（2007年度）の人口と比較すると約7%減少している。

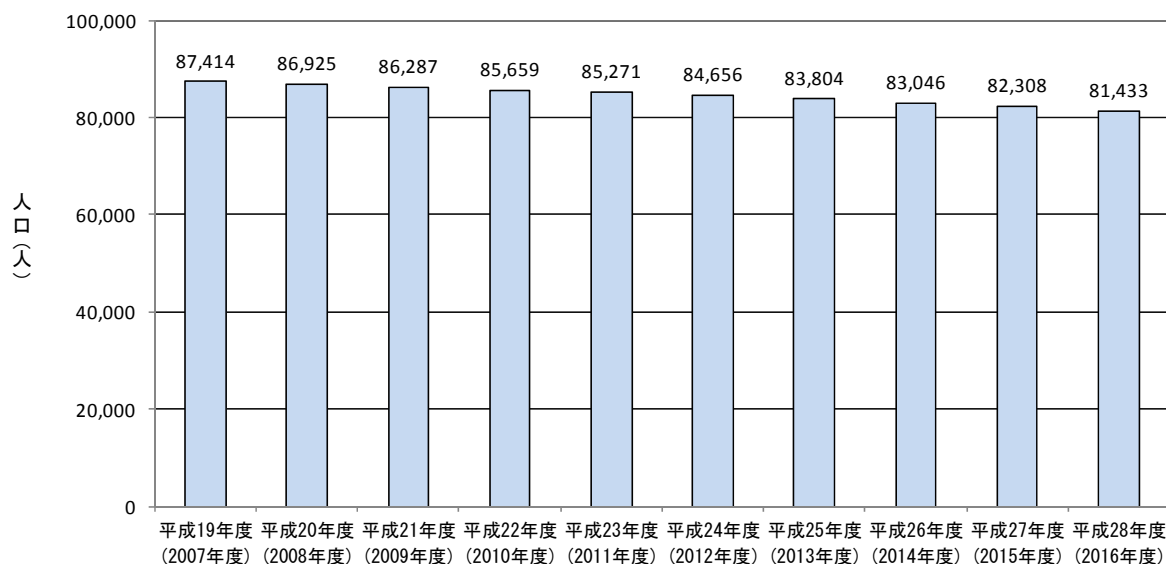


図2-3 組合構成町村の総人口の推移（各年度3月31日現在）

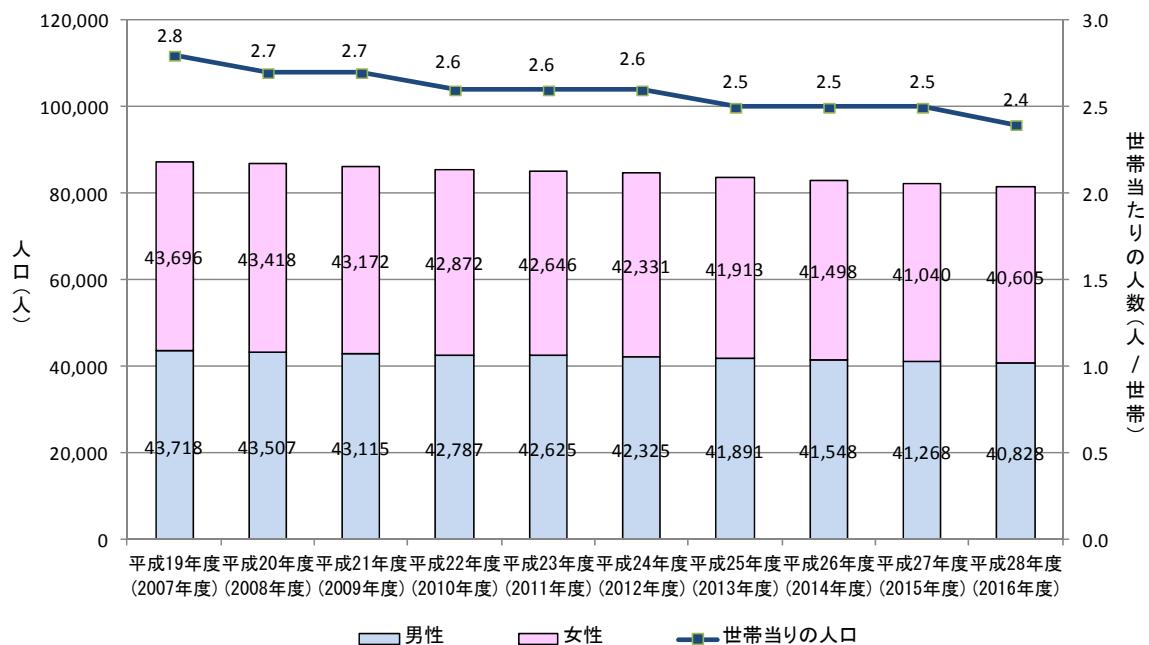


図2-4 組合構成町村の性別人口及び世帯当たり人数の推移

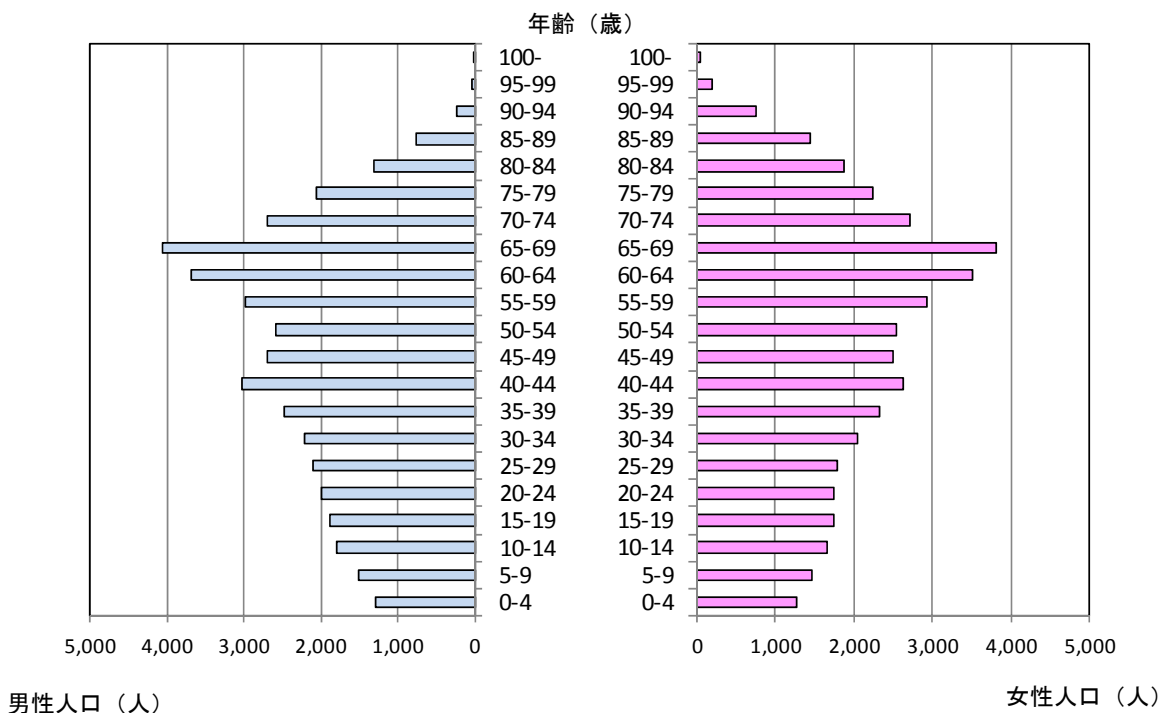
表２－２ 人口及び世帯数の推移

項 目	小川町	嵐山町	滑川町	ときがわ町	東秩父村	合 計
平成19年度(2007年度)						
全人口(人)	34,668	19,295	16,329	13,391	3,731	87,414
男性(人)	17,178	9,587	8,376	6,729	1,848	43,718
女性(人)	17,490	9,708	7,953	6,662	1,883	43,696
世帯数(世帯)	12,565	7,218	6,021	4,745	1,136	31,685
世帯当り人数(人)	2.8	2.7	2.7	2.8	3.3	2.8
平成20年度(2008年度)						
全人口(人)	34,215	19,237	16,683	13,183	3,607	86,925
男性(人)	16,947	9,574	8,562	6,643	1,781	43,507
女性(人)	17,268	9,663	8,121	6,540	1,826	43,418
世帯数(世帯)	12,647	7,343	6,230	4,736	1,128	32,084
世帯当り人数(人)	2.7	2.6	2.7	2.8	3.2	2.7
平成21年度(2009年度)						
全人口(人)	33,825	18,974	16,941	13,051	3,496	86,287
男性(人)	16,749	9,431	8,636	6,565	1,734	43,115
女性(人)	17,076	9,543	8,305	6,486	1,762	43,172
世帯数(世帯)	12,671	7,366	6,394	4,735	1,122	32,288
世帯当り人数(人)	2.7	2.6	2.6	2.8	3.1	2.7
平成22年度(2010年度)						
全人口(人)	33,567	18,738	17,129	12,814	3,411	85,659
男性(人)	16,589	9,300	8,752	6,455	1,691	42,787
女性(人)	16,978	9,438	8,377	6,359	1,720	42,872
世帯数(世帯)	12,754	7,388	6,513	4,752	1,115	32,522
世帯当り人数(人)	2.6	2.5	2.6	2.7	3.1	2.6
平成23年度(2011年度)						
全人口(人)	33,262	18,616	17,376	12,662	3,355	85,271
男性(人)	16,416	9,267	8,901	6,373	1,668	42,625
女性(人)	16,846	9,349	8,475	6,289	1,687	42,646
世帯数(世帯)	12,865	7,458	6,648	4,757	1,116	32,844
世帯当り人数(人)	2.6	2.5	2.6	2.7	3.0	2.6
平成24年度(2012年度)						
全人口(人)	33,055	18,371	17,547	12,403	3,280	84,656
男性(人)	16,320	9,123	8,994	6,241	1,647	42,325
女性(人)	16,735	9,248	8,553	6,162	1,633	42,331
世帯数(世帯)	12,987	7,382	6,685	4,740	1,114	32,908
世帯当り人数(人)	2.5	2.5	2.6	2.6	2.9	2.6
平成25年度(2013年度)						
全人口(人)	32,505	18,286	17,616	12,205	3,192	83,804
男性(人)	16,078	9,092	8,999	6,110	1,612	41,891
女性(人)	16,427	9,194	8,617	6,095	1,580	41,913
世帯数(世帯)	12,959	7,467	6,753	4,725	1,107	33,011
世帯当り人数(人)	2.5	2.4	2.6	2.6	2.9	2.5
平成26年度(2014年度)						
全人口(人)	31,935	18,241	17,765	11,984	3,121	83,046
男性(人)	15,825	9,080	9,081	5,997	1,565	41,548
女性(人)	16,110	9,161	8,684	5,987	1,556	41,498
世帯数(世帯)	12,992	7,551	6,914	4,695	1,099	33,251
世帯当り人数(人)	2.5	2.4	2.6	2.6	2.8	2.5
平成27年度(2015年度)						
全人口(人)	31,334	18,094	18,068	11,780	3,032	82,308
男性(人)	15,554	9,019	9,245	5,923	1,527	41,268
女性(人)	15,780	9,075	8,823	5,857	1,505	41,040
世帯数(世帯)	12,940	7,606	7,105	4,705	1,090	33,446
世帯当り人数(人)	2.4	2.4	2.5	2.5	2.8	2.5
平成28年度(2016年度)						
全人口(人)	30,982	17,576	18,343	11,561	2,971	81,433
男性(人)	15,376	8,751	9,389	5,814	1,498	40,828
女性(人)	15,606	8,825	8,954	5,747	1,473	40,605
世帯数(世帯)	12,974	7,662	7,289	4,703	1,089	33,717
世帯当り人数(人)	2.4	2.3	2.5	2.5	2.7	2.4

資料：住民基本台帳（各年度３月３１日現在）

2) 人口分布

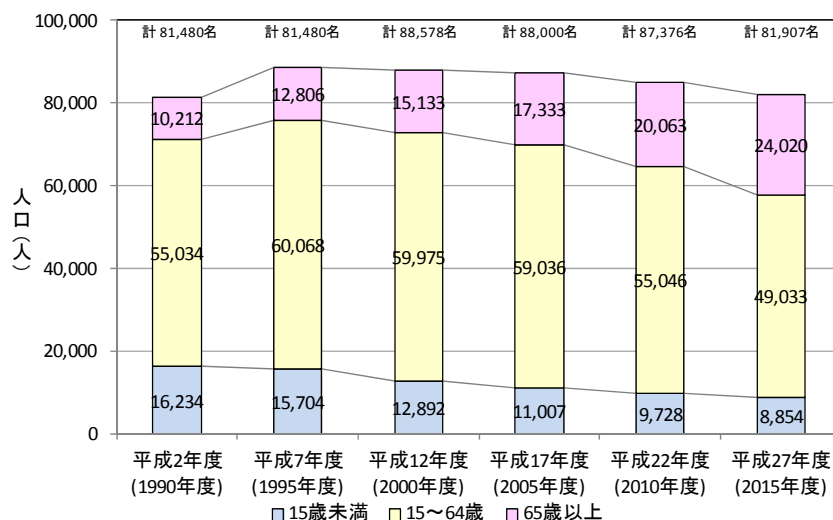
平成 28 年（2016 年）1 月 1 日現在の組合構成町村の 5 歳階級別人口の推移を図 2－5 に示す。男女とも 65～69 歳代の人口が最も多い。



資料：彩の国統計情報館（平成 28 年（2016 年）1 月 1 日現在）

図 2－5 組合構成町村の年齢 5 歳階級別人口の推移

年齢 3 区分別人口の推移をみると、年少人口（15 歳未満）は減少が続いており、平成 27 年度（2015 年度）では 8,854 人となっている。一方、老年人口（65 歳以上）は増加を続けており、平成 27 年度（2015 年度）には組合構成町村人口の約 29%を占める 24,020 人となっている。



資料：国勢調査（平成 27 年（2015 年）10 月 1 日現在）

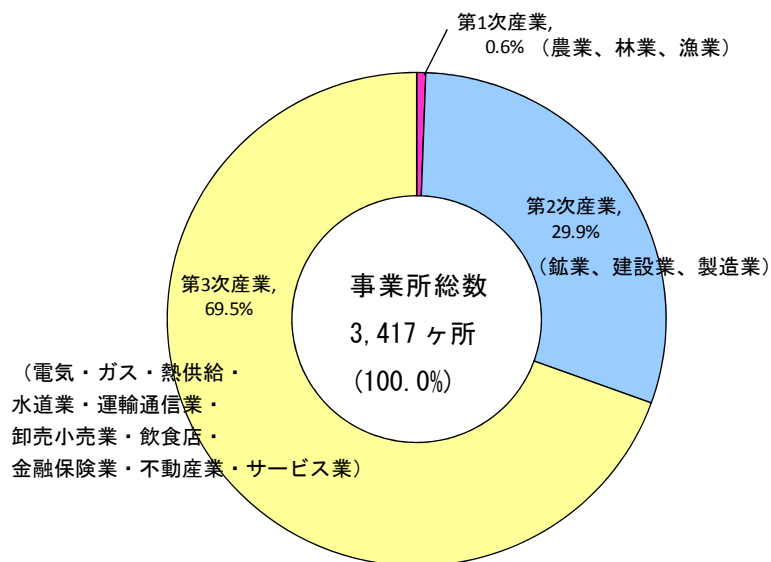
図 2－6 年齢 3 区分別人口の推移

4. 産業の状況

1) 事業所数

本組合管内における事業所数は、第3次産業（69.5%）に関わるものが最も多く、次いで第2次産業（29.9%）、第1次産業（0.6%）となっている。

また、組合構成町村別の事業所数は、多い順に小川町(38.6%)、嵐山町(22.9%)、ときがわ町(17.3%)、滑川町(16.6%)、東秩父村(4.6%)となっている。



資料：埼玉県統計年鑑（平成28年度（2016年度版））【図2-12まで同じ】

図2-7 産業別事業所数（大分類）

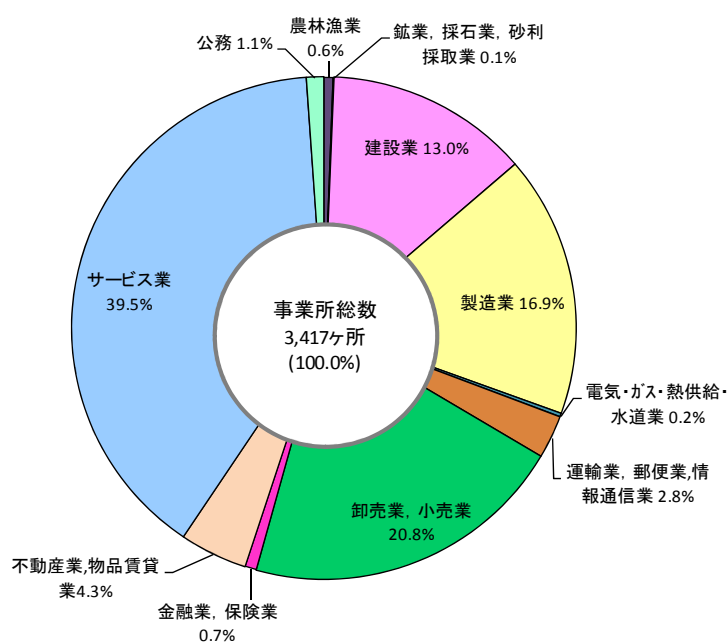


図2-8 産業別事業所数（中分類）

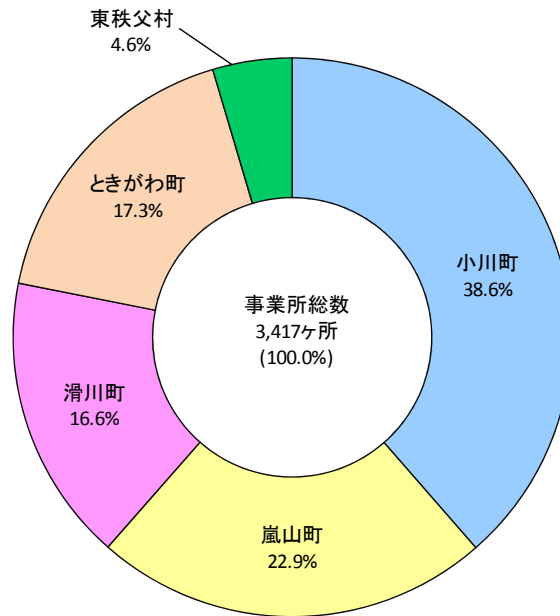


図 2 - 9 組合構成町村別事業所数

2) 就業者数

本組合管内における就業者数は、事業所数と同様に第3次産業（58.4%）に関わるものが最も多く、次いで第2次産業（40.9%）、第1次産業（0.7%）となっている。

組合構成町村別の就業者数は、多い順に小川町（29.8%）、滑川町（29.0%）、嵐山町（23.9%）、ときがわ町（14.7%）、東秩父村（2.5%）となっている。

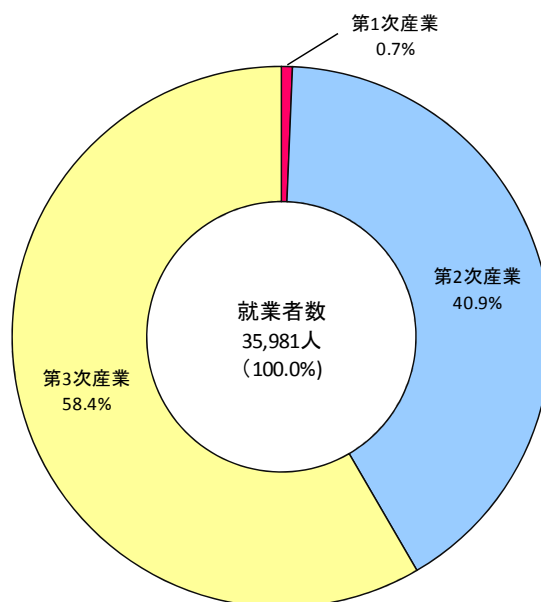


図 2 - 10 産業別就業者数（大分類）

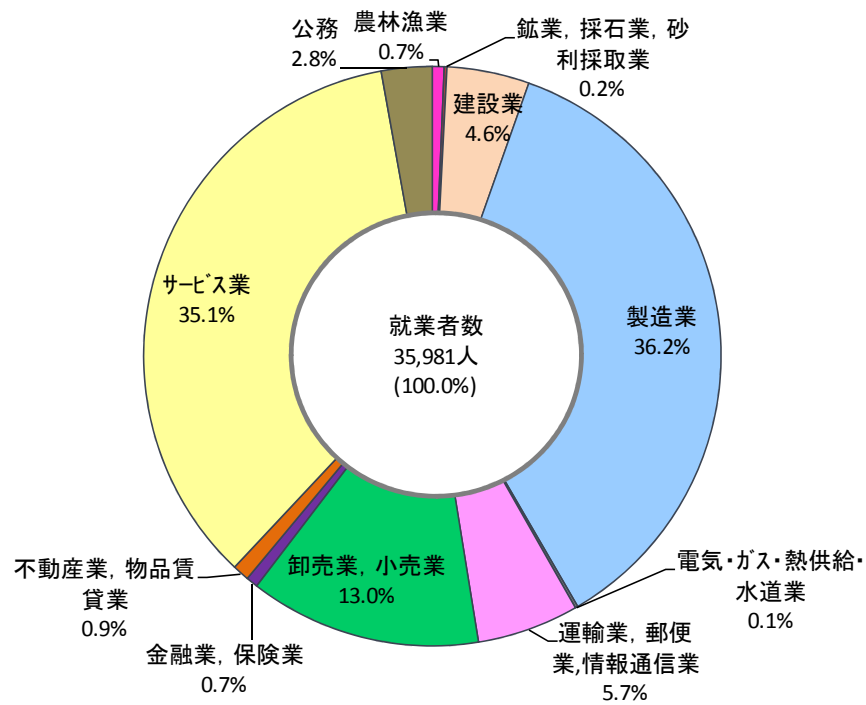


図 2 - 1 1 産業別就業者数（中分類）

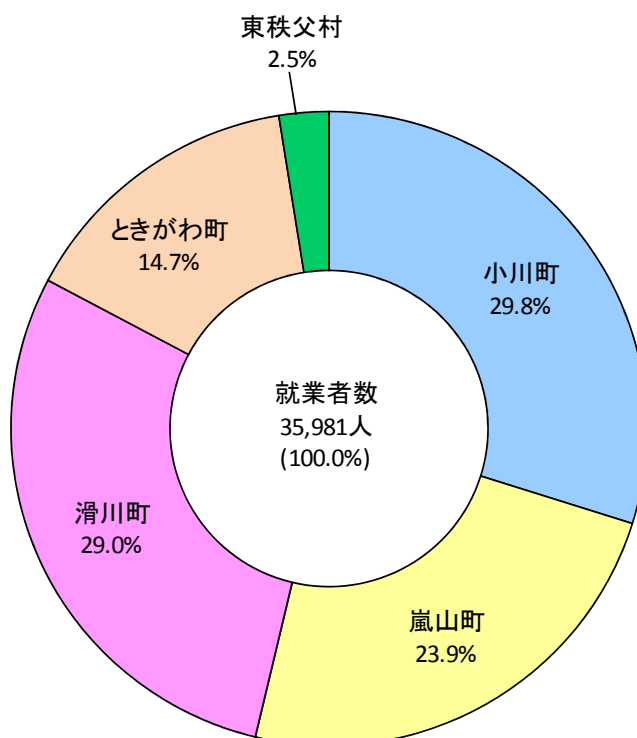


図 2 - 1 2 組合構成町村別就業者数

5. 土地利用の状況

1) 地目別土地利用の状況

本組合管内では、山林の占める割合が最も多い。農用地である田、畑と合わせると全体の5割を超え、豊かな自然に囲まれている地域である。

表 2－3 組合構成町村別土地利用状況

項目 \ 町村	小川町 (ha)	嵐山市 (ha)	滑川町 (ha)	ときがわ町 (ha)	東秩父村 (ha)	計	
						面積 (ha)	構成比 (%)
田	339.9	303.7	391.0	125.0	57.2	1,216.8	5.7
畑	530.4	485.1	548.4	401.9	194.8	2,160.6	10.1
宅 地	587.6	417.8	384.9	293.0	64.1	1,747.4	8.2
池 沼	3.6	32.2	9.6	1.0	－	46.4	0.2
山 林	2,481.4	923.6	778.1	1,529.7	2,827.7	8,540.5	40.1
牧 場	－	－	－	－	129.3	129.3	0.6
原 野	24.4	55.3	3.0	63.4	9.2	155.3	0.7
雑種地	333.9	218.7	366.3	237.9	19.6	1,176.4	5.5
その他	1,734.9	555.5	486.7	2,938.1	404.1	6,119.3	28.7
合 計	6,036.1	2,991.9	2,968.0	5,590.0	3,706.0	21,292.0	100.0

資料：埼玉県統計年鑑（平成 28 年度（2016 年度））【図 2－1 3 も同じ】

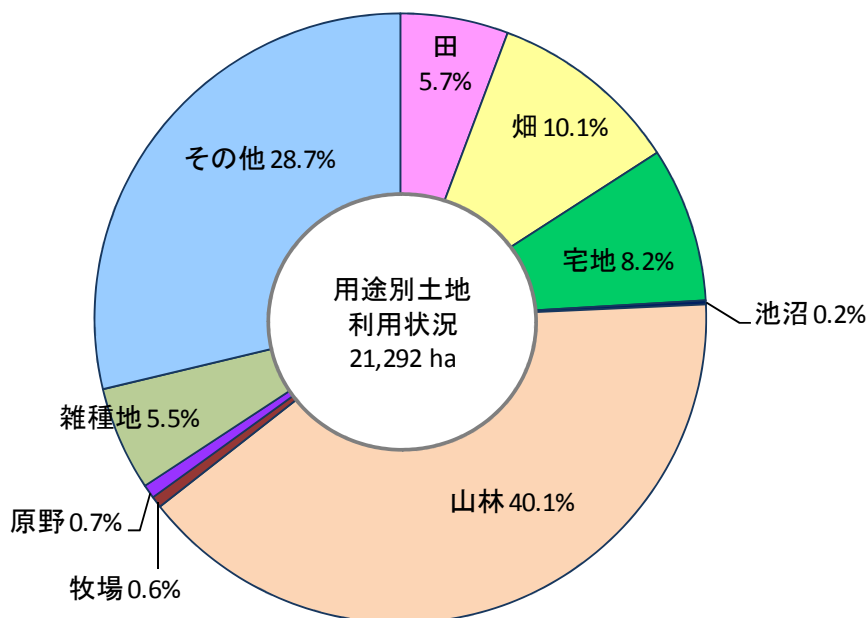


図 2－1 3 土地利用状況

2) 都市計画区域の状況

組合構成町村のうち、東秩父村を除く行政区域が都市計画区域であり、小川町・嵐山町・滑川町は線引き区域、ときがわ町は非線引き区域となっている。

表 2－4 都市計画区域の状況

		都市計画区域面積 (ha)	行政区域面積 (ha)
線引き区域			
	小川町	6,045	6,045
	嵐山町	2,992	2,992
	滑川町	2,968	2,968
非線引き区域			
	ときがわ町	5,590	5,590

資料：国土交通省 平成 28 年（2016 年）都市計画現況調査他

第2節 上位計画

一般廃棄物の減量化や適正処理に向けて、総合的かつ計画的に施策の推進を行うために、国、県及び町村等の方針や将来計画との整合性をとるものとする。

1. 国の基本方針

国は、平成 13 年（2001 年）5 月「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定め（平成 28 年（2016 年）1 月変更）、廃棄物の減量化や再生利用の数値目標を定めるとともに、目標達成のための施策を推進するために基本的事項等を示している。目標値は表 2－5 に示すとおりである。

表 2－5 一般廃棄物減量化の目標値

排出量	平成 24 年度（2012 年度）に対して、平成 32 年度（2020 年度）において約 12%削減する。
再生利用量	平成 24 年度（2012 年度）の約 21%を、平成 32 年度（2020 年度）に約 27%に増加させる。
最終処分量	平成 24 年度（2012 年度）に対して、平成 32 年度（2020 年度）において約 14%削減する。
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	平成 32 年度（2020 年度）において 500 g とする。

2. 県の将来計画

1) 廃棄物処理基本計画

県は、平成 28 年（2016 年）3 月に「第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物をはじめ、産業廃棄物等に対する具体的な実行計画（排出抑制、再生利用、最終処分量の削減などの具体的な目標値の設定）を示した。

表 2－6 一般廃棄物に関する目標値（平成 32 年度（2020 年度））

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	7%削減（平成 25 年度（2013 年度）比）
1 人 1 日当たり最終処分量	10%削減（平成 25 年度（2013 年度）比）
年間事業系ごみ排出量	10%削減（平成 25 年度（2013 年度）比）

この目標を達成するために、県では以下の 4 つの柱により施策を展開している。

① 3R の推進

3R、廃棄物系バイオマス等利活用及び環境学習の推進、県の率先行動と市町村支援

② 廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進、不法投棄の根絶、有害廃棄物の適正処理、安心・安全な最終処分場の確保

③ 環境産業の育成

産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップ、リサイクル産業発展の促進

④ 災害廃棄物対策の推進

平時からの備えの強化、発災時の対応

4つの柱の具体的な施策として、先端技術を持ったリサイクル産業が多く集積する彩の国資源循環工場及び県営最終処分場である埼玉県環境整備センターの適切な運営管理の推進があげられている。

(1) 彩の国資源循環工場の概要

埼玉県大里郡寄居町に、県が運営する最終処分場である埼玉県環境整備センターがある。その敷地内に総合的な資源循環型モデル施設として「彩の国資源循環工場」が整備されている。

彩の国資源循環工場は、

- ① 民間再資源化施設
- ② P F I サーマルリサイクル施設
- ③ 県と民間の研究施設

などで構成されている施設であり、P F I サーマルリサイクル施設や民間のリサイクル施設では、一般廃棄物及び産業廃棄物の受入れを行い、再資源化を推進している。

表 2-7 彩の国資源循環工場リサイクル項目及び受入廃棄物

名 称	彩の国資源循環工場				
所 在 地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山、大字富田地内				
事 業 主 体	民間企業 12 社（再資源化施設 8 社、製造施設 4 社）				
事 業 内 容	一般廃棄物及び産業廃棄物のリサイクル及び製造業				
再資源化施設の受入量	2,164t／日（8 社合計）				
再資源化施設の企業名	敷地面積	原料	主な処理工程	主な製品	日受入量
（PFI 事業者）					
1. オリックス資源環境(株)	5.1ha	廃棄物全般	サーマルリサイクル	燃料ガス・溶融スラグ	450t
（借地事業者）					
2. (株)エコ計画	3.0ha	廃棄物全般	サーマルリサイクル、脱水、固形燃料化、堆肥化	RPF・肥料	594t
3. (株)環境サービス	0.4ha	廃プラ、木くず等	固形燃料化	RPF	57t
4. (株)ウム・ヴェルト・ジャパン	1.1ha	廃蛍光管	水銀回収	ガラス・金属	11t
5. (株)アイル・クリーンテック	1.2ha	食品残さ	堆肥化	堆肥	108t
6. ツネイシカムテックス(株)	1.6ha	焼却灰	焼成	人工砂	288t
7. よりいコンポスト(株)	1.1ha	し尿汚泥	堆肥化	有機肥料	200t
8. (株)YAMANAKA	0.7ha	廃プラ、金属くず等	金属リサイクル	鋳造・製鋼原料	456t

資料：埼玉県環境整備センターパンフレット(平成 29 年度（2017 年度）)

(2) 埼玉県環境整備センター

寄居町にある広域埋立最終処分場であり、最先端技術を導入した搬入管理システムや、全国屈指の浸出水処理施設を備えている。

表 2－8 埼玉県環境整備センター

名 称	埼玉県環境整備センター
所 在 地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 368
事 業 主 体	埼玉県
事 業 内 容	一般廃棄物、産業廃棄物及び建設残土の埋立
年 間 埋 立 量	32,900 t／年（一般廃棄物：21,113 t、産業廃棄物：11,788 t）
日 平 均 搬 入 量	136t／日
搬 入 事 業 者 数	一般廃棄物：17 市町村、9 組合、産業廃棄物：5 事業者

資料：埼玉県環境整備センターパンフレット(平成 29 年度（2017 年度）)

2) 埼玉県ごみ処理広域化計画

埼玉県におけるごみ処理の広域化については、平成 10 年度（1998 年度）に「埼玉県ごみ処理広域化計画」、平成 20 年度（2008 年度）に「第二次埼玉県ごみ処理広域化計画」（以下「第二次広域化計画」という。）が策定された。第二次広域化計画は、表 2－9 に示すような視点に重点を置いている。また、効率的なごみ処理システムを確立するため、ごみ処理広域ブロックが設定されている。ブロックは現在のごみ処理体制を基本として、効率的な熱回収ができる 1 日当たりの焼却能力 300 t 以上（少なくとも 100 t 以上）となる施設整備が行えるような構成となっている。

全 21 ブロックのうち、図 2－1 2 に示すとおり本組合は川島町、東松山市とともにブロック 14 に位置づけされている。

表 2－9 第二次埼玉県ごみ処理広域化計画策定の視点

ダイオキシン類削減対策	ダイオキシン類の削減対策はもとより、NOx など環境負荷の低減を推進する。
焼却残さの高度処理対策	焼却残さのセメント資源化や溶解スラグ・人口砂などの骨材としての利用を促進する。
マテリアルリサイクルの推進	広域的に集めることによりリサイクルが可能となる廃棄物の再生利用体制を整備する。
サーマルリサイクルの推進	効率的な熱回収が行えるごみ焼却施設の整備を推進する。
最終処分場の確保対策	埋立処分する廃棄物の量を減らし、最終処分場の延命化を図ると共に広域最終処分場の整備を行う。
公共事業のコスト削減	施設整備はもとより、維持管理経費の削減を含めて評価し、ごみ処理の広域化を推進する。
ごみの減量化の推進	リサイクルを促進し、広域化に伴うごみ処理システムの見直しを行う中でごみ処理の有料化の検討も行う。
温室効果ガスの削減対策	焼却処理の補助燃料の削減を図り、廃プラスチックのリサイクルを促進する。
民間施設を活用した広域処理の推進	再生利用などをさらに推進するため、民間の技術・施設を活用したごみ処理広域化を検討する。
計画的な施設整備	焼却施設の老朽化が進んでいるため、計画的な施設整備を推進する。

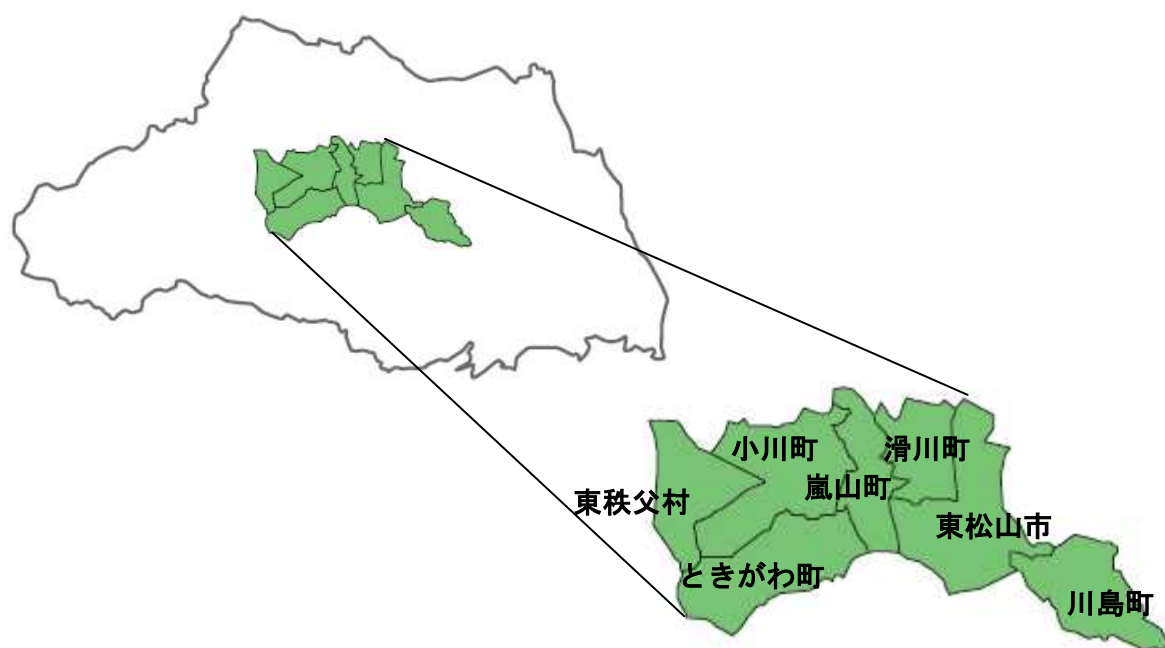


図 2－12 ブロック 14 地区位置図

3) 埼玉中部資源循環組合ごみ処理基本計画

埼玉中部資源循環組合は、平成 25 年（2013 年）3 月に設立された埼玉中部広域清掃協議会が前身であり、現在は 9 市町村（東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村）でごみ処理の広域化について協議を進めている。埼玉中部資源循環組合の構成市町村が運営するごみ焼却施設は老朽化が進んでおり、新たな廃棄物処理施設の整備に向け、平成 26 年（2014 年）3 月に埼玉中部広域清掃協議会ごみ処理基本計画（以下「埼玉中部基本計画」という。）を策定し、計画に基づく施設整備を目指している。

表 2－10 埼玉中部基本計画における目標値（平成 35 年度（2023 年度））

項 目	計画目標 （平成 35 年度（2023 年度））
1 人 1 日当たり生活系ごみ排出量	8 %削減（平成 20 年度（2008 年度）比）

埼玉中部基本計画における基本理念は、以下のとおり定められている。

ごみ処理広域化でエネルギーネットワークの構築を目指す 埼玉中部地域

また、基本理念を実現するため、以下のとおりの基本方針が定められている。

① ごみの発生・排出抑制の推進

住民、事業者、構成市町村がともに、「使い尽くす、もったいない、ごみを減らす」を考え、発生抑制・排出抑制・再使用を推進し、資源物の分別の徹底を図り、再生利用を進める。

② リサイクルの推進

住民、事業者が参加・協力できる、分かりやすいごみの分別区分と資源化の仕組みを構築する。

③ 環境に配慮した適正処理の推進

適正・安全・安心で環境保全に配慮した広域ごみ処理システムを構築し、効果的・効率的な処理を実現する。

3. 組合構成町村等の将来計画

小川町

1) 計画名称

小川町第5次総合振興計画 ～活気ある未来～

2) 計画期間

平成28年度（2016年度）～平成37年度（2025年度）

① 前期基本計画：平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度）

② 後期基本計画：平成33年度（2021年度）～平成37年度（2025年度）

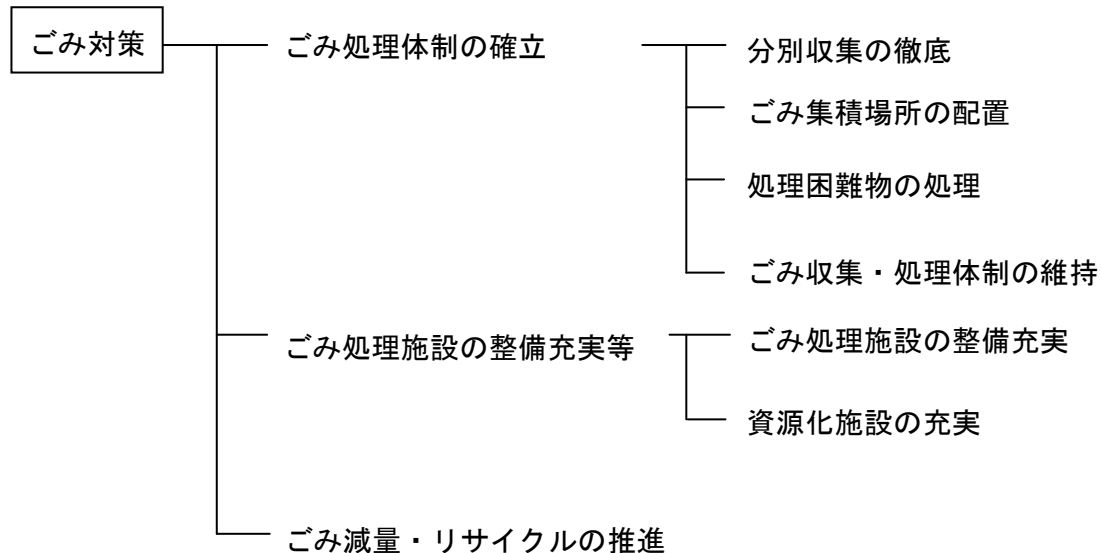
3) ごみ処理に関する基本方針

① ごみ処理体制の確立

② ごみ処理施設の整備充実等

③ ごみ減量・リサイクルの推進

4) ごみ処理に関する施策体系



5) 目標指標

指標の内容	基準値 平成26年度 (2014年度)	目標値 平成32年度 (2020年度)
ごみ1人1日当たり排出量	805 g	767 g
燃えるごみ1人1日当たり排出量	431 t / 年	423 t / 年

嵐山町

1) 計画名称

第5次嵐山町総合振興計画

～豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん～

2) 計画期間

平成23年度（2011年度）～平成32年度（2020年度）

3) ごみ処理に関する基本方針

- ① ごみの減量化・再資源化の啓発
- ② 広域的な連携によるごみ処理の充実

4) ごみ処理に関する施策

- ① ごみ・資源物分別収集カレンダーの配布による分別収集の徹底等、ごみの減量化に対する啓発や支援を行う。
- ② 広域的な連携により、ごみやし尿の適正な処理を行う。

5) 目標指標

指標の内容	現状値 平成21年度 (2009年度)	目標値（5年後） 平成27年度 (2015年度)	目標値（10年後） 平成32年度 (2020年度)
もえるごみの処理量	3,077 t/年	3,016 t/年	2,517 t/年
もえないごみの処理量	431 t/年	423 t/年	261 t/年
資源ごみの処理量	1,151 t/年	1,128 t/年	1,036 t/年

滑川町

1) 計画名称

第5次滑川町総合振興計画基本構想・前期基本計画 ～住んでよかった 生まれてよかった まちへ 住まいるタウン滑川～

2) 計画期間

平成28年度(2016年度)～平成37年度(2025年度)

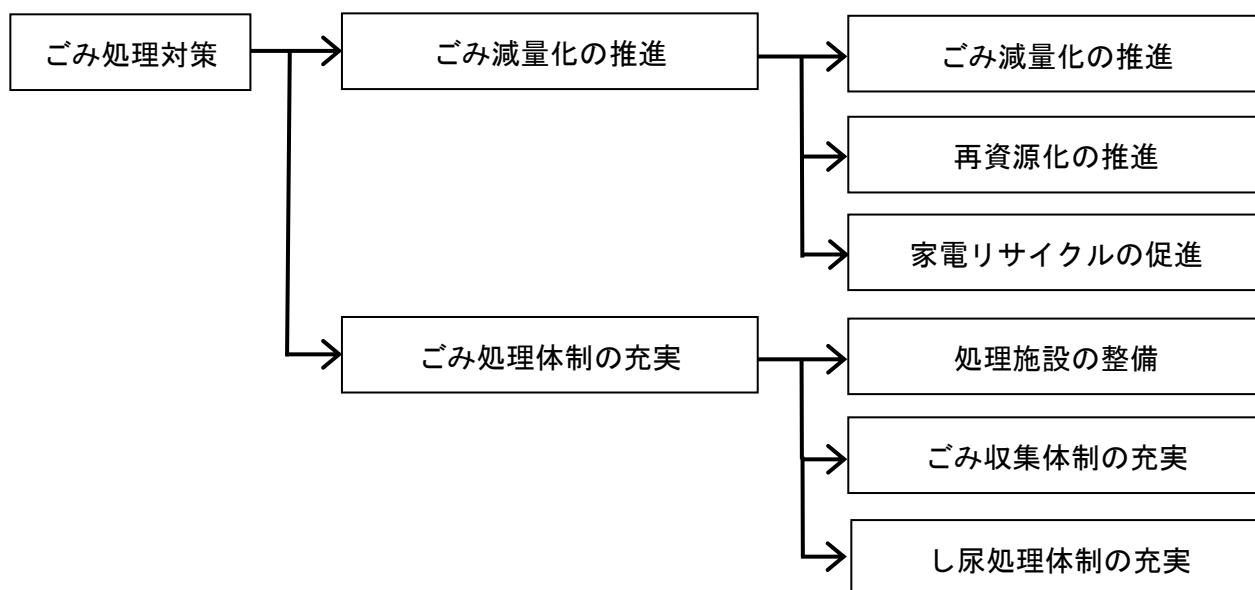
① 前期基本計画：平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度)

3) ごみ処理に関する基本方針

① ごみ減量化の推進

② 廃棄物処理体制の充実

4) ごみ処理に関連する施策



5) 目標指標

指標値	現況値 平成26年度末 (2014年度末)	将来値 平成32年度 (2020年度)
再資源回収団体数	6団体	7団体
町民1人当たりのごみの排出量	188kg/年	現状維持

ときがわ町

1) 計画名称

第二次ときがわ町総合振興計画

2) 計画期間

平成 29 年度（2017 年度）～平成 38 年度（2026 年度）

① 前期基本計画：平成 29 年度（2017 年度）～平成 33 年度（2021 年度）

② 後期基本計画：平成 34 年度（2022 年度）～平成 38 年度（2026 年度）

3) ごみ処理に関する基本方針

循環型地域社会の形成

4) ごみ処理に関連する施策

廃棄物削減・再利用事業：生ごみの削減を図るとともに、町民による資源物回収などの 3 R 活動を支援する。

5) 目標指標

目標指標	現況値 平成 27 年度末 (2015 年度末)	目標値 平成 33 年度 (2021 年度)
年間ごみ排出量 (t)	3,485	3,099
廃棄物の再資源化率 (%)	31.05	33.0

東秩父村

1) 計画名称

第5次東秩父村総合振興計画 ～和紙の里ひがしちちぶ・元気村づくりプラン～

2) 計画期間

平成23年度（2011年度）～平成32年度（2020年度）

- ① 前期基本計画：平成23年度（2011年度）～平成27年度（2015年度）
- ② 後期基本計画：平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度）

3) ごみ処理に関する基本方針

- ① 3R施策の推進
- ② 自然環境施策の推進

4) ごみ処理に関連する施策

- ① 環境基本計画の策定
- ② 水質汚濁の防止
- ③ 清流再生事業の推進
- ④ 公害防止対策の推進
- ⑤ ごみ減量化の推進
- ⑥ ごみ等不法投棄対策の推進
- ⑦ 環境美化運動の推進
- ⑧ 環境に優しい村づくり

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ排出状況

1. ごみ処理の体制

本計画においては、家庭から排出されたごみを家庭系ごみとし、事業所等から排出されたごみを事業系ごみとする。本組合におけるごみ処理処分体制は、組合構成町村の行政区画全域を計画処理区域とし、組合構成町村が収集・運搬を管理し、収集・運搬されたごみを本組合が中間処理（直営及び委託）及び最終処分（委託）の管理を行っている。

表3-1に組合構成町村における家庭系ごみの分別、排出方法及び回収方法を示す。

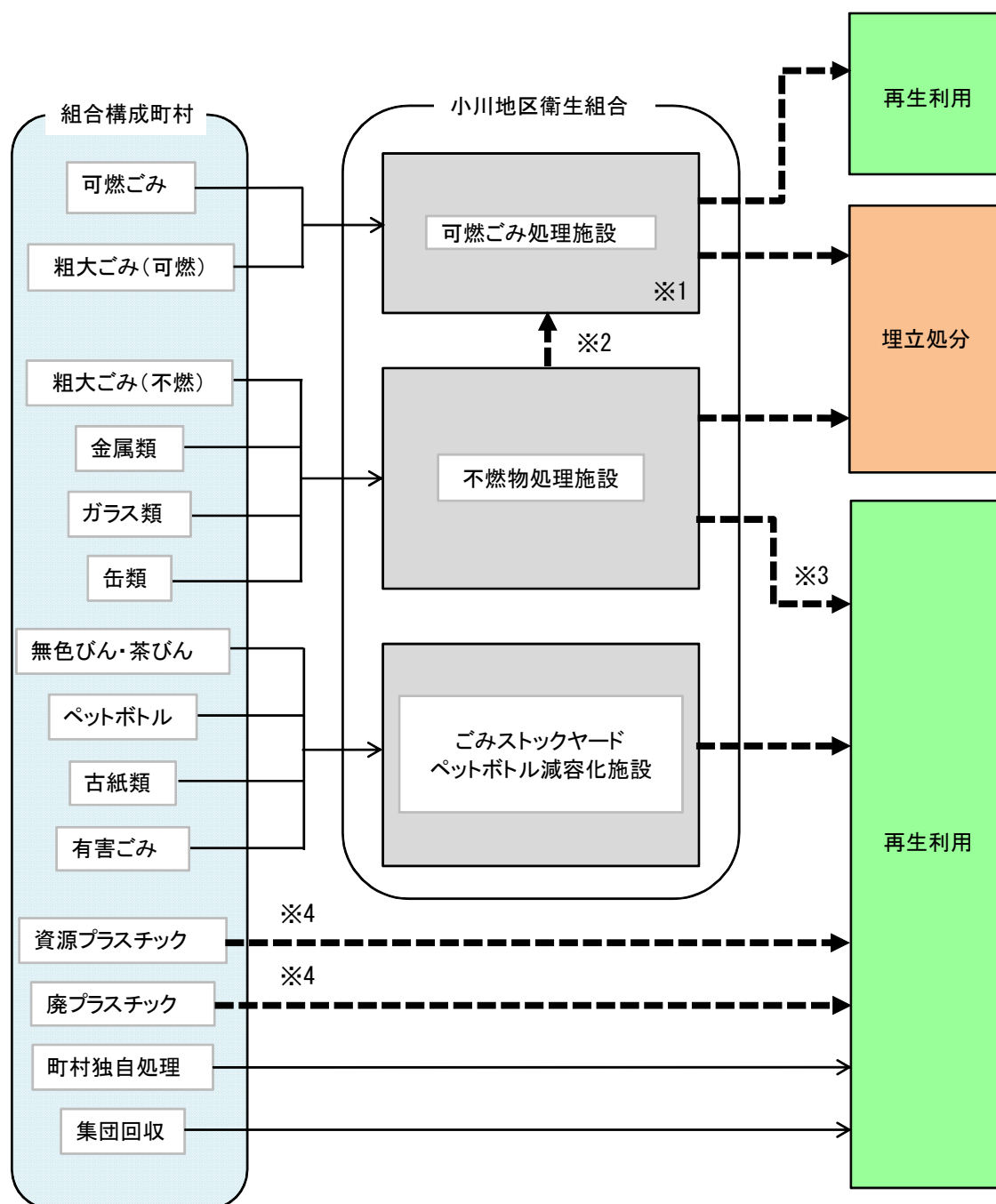
表3-1 組合構成町村におけるごみ分別一覧（その1）

町 村	ごみの分別		排出方法	回収方法
小川町	もえるごみ	もえるごみ	指定袋	収 集
	もえないもの	缶	指定袋	
		その他の金属	カゴ利用	
		ペットボトル		
		廃プラスチック		
		無色ビン		
		茶色ビン		
		その他		
	有害ごみ	透明袋		
	資源プラスチック		透明袋	
	古紙類	新聞紙	品目ごとに十字に束ねる	
		雑誌・雑がみ		
ダンボール				
古着（洋服）				
牛乳パック		まとめて回収ボックスへ	拠点回収	
廃食油		ペットボトルに入れて回収箱へ		
粗大ごみ	家具類	玄関先等に出す（有料収集）	有料収集・持込	
	電化製品類	車で持込		
嵐山町	もえるごみ		指定袋	収 集
	金属類		透明袋	
	アルミ缶		カゴ利用	
	ペットボトル			
	廃プラスチック			
	無色ビン			
	茶色ビン			
	ガラス類		透明袋	
	有害ごみ		透明袋	
	資源プラスチック		透明袋	
	紙・衣類	新聞紙	品目ごとに十字に束ねる	
		雑誌・雑がみ		
		ダンボール		
		衣類・シーツ等		
	粗大ごみ	家具類	玄関先等に出す（有料収集）	有料収集・持込
電化製品類		車で持込		

表 3 - 1 組合構成町村におけるごみ分別一覧（その 2）

町 村	ごみの分別		排出方法	回収方法
滑川町	燃えるごみ		指定袋	収 集
	アルミ缶(飲料用)		カゴ利用	
	スチール缶			
	金属類			
	ペットボトル			
	廃プラスチック類			
	無色ビン			
	茶色ビン			
	資源プラスチック類		透明袋	
	紙・衣類	新聞紙	品目ごとに十字に束ねる	
		雑誌・雑がみ		
		ダンボール		
古着(洋服)				
有害ごみ		専用ボックス利用	拠点回収	
紙パック				
粗大ごみ	家具類	玄関先等に出す(有料収集) 車で持込	有料収集・持込	
	電化製品類			
	その他			
ときがわ町	可燃ごみ		指定袋	収 集
	金属類(スチール缶含む)		カゴ利用	
	ペットボトル			
	廃プラスチック			
	びん(無色・茶)			
	ガラス類			
	資源プラスチック		透明袋	
	有害ごみ		透明袋	
	資源回収	紙類	ひもで縛る	
		衣類		
		アルミ缶	カゴ利用	
	粗大ごみ	家具類	玄関先等に出す(有料収集) 車で持込	有料収集・持込
電化製品類				
東秩父村	燃えるごみ		指定袋	収 集
	金属類(スチール缶含む)		透明袋	
	ガラス類		透明袋	
	アルミ缶		透明袋	
	ペットボトル		カゴ利用	
	廃プラスチック			
	びん(無色・茶)			
	資源プラスチック		透明袋	
	有害ごみ		透明袋	
	紙類		ひもで縛る	
	衣類		ひもで縛る	
	粗大ごみ	家具類	玄関先等に出す(有料収集) 車で持込	有料収集・持込
		電化製品類		

図3-1に本組合におけるごみ処理処分フローを示す。本計画におけるごみの区分については、組合構成町村ごとで表記が異なる「燃えるごみ（もえるごみ）」や「可燃ごみ」などは「可燃ごみ」と、家具類等の可燃性粗大ごみは「粗大ごみ（可燃）」と、電化製品類等の不燃性粗大ごみは「粗大ごみ（不燃）」と設定する。



※1：休炉時等の場合、民間事業者等へ処理を委託

※2：処理残さ(可燃物)は焼却処理

※3：セメント原料等により再生利用

※4：直接民間処理施設へ搬送

図3-1 ごみ処理処分フロー

1) 収集・運搬

組合構成町村の収集・運搬体制は、表３－２に示すとおりである。家庭系ごみの収集・運搬は、委託業者または自己搬入によって行われ、事業系ごみの収集・運搬は、許可業者または自己搬入によって行われている。

収集区域は組合構成町村全域を対象とし、行政区域内人口が計画収集人口である。

表３－２ 組合構成町村における収集・運搬体制

項目/町村	小川町	嵐山町	滑川町	ときがわ町	東秩父村
家庭系ごみ	委託	委託	委託	委託	委託
事業系ごみ	許可	許可	許可	許可	許可
収集区域	全域	全域	全域	全域	全域

2) 中間処理

(1) 中間処理体制

本組合における中間処理体制は、表３－３に示すとおりである。

可燃ごみ処理施設の運転管理は直営及び一部委託であり、不燃物処理施設及びごみストックヤードの運転管理は委託である。

表３－３ 中間処理体制

区 分	種 類	処理方法
可燃系ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ処理施設で焼却 (休炉時等により処理できない分は 民間事業者等に処理を委託)
	粗大ごみ(可燃)	
不燃系ごみ	粗大ごみ(不燃)	不燃物処理施設で破碎・選別・圧縮
	ガラス類	
資源物	缶類	ごみストックヤードで選別・貯留
	金属類	
	茶色びん	
	無色びん	
	ペットボトル	ごみストックヤードで選別・貯留
	古紙類	
	有害ごみ	
	資源プラスチック	直接民間事業者へ処理を委託
	廃プラスチック	

なお、紙類、布類、アルミ缶ならびに牛乳パックなどは、組合構成町村が直接民間事業者に資源化委託を行っているものがある。

2. ごみ排出量の実績

1) ごみ排出量の推移

本組合のごみ排出量の推移を図3-2に、組合構成町村別ごみ排出量の推移を図3-3に示す。本組合のごみ排出量のうち、家庭系ごみは減少傾向にあるが、事業系ごみは平成25年度（2013年度）以降、増加傾向を示している。

組合構成町村別に見ると、小川町の値は過去5年間を通して減少傾向を示しており、他の町村においては増減を繰り返しながら横ばいに推移している。

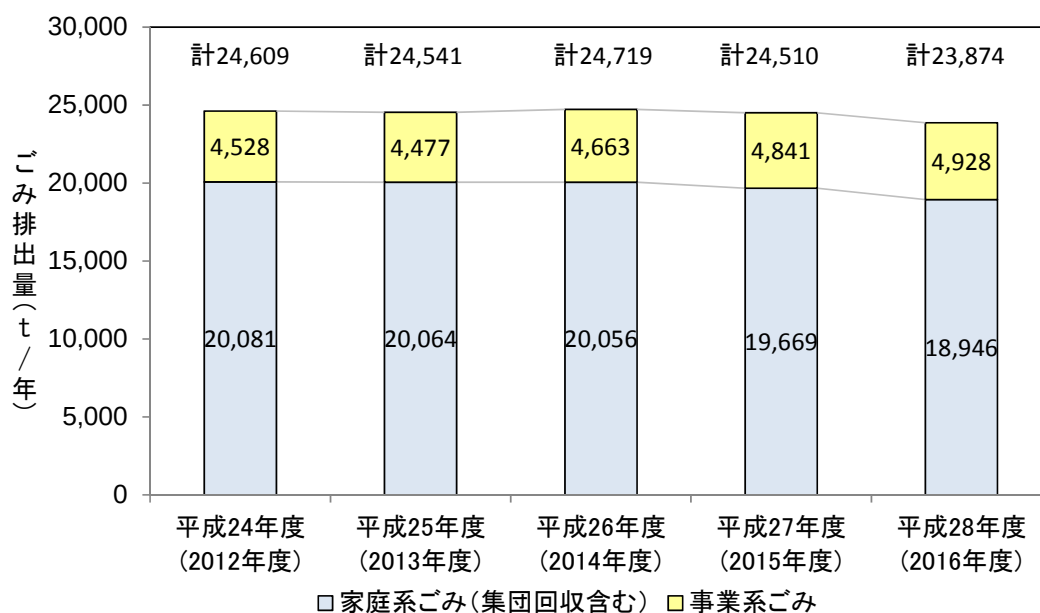


図3-2 ごみ排出量の推移

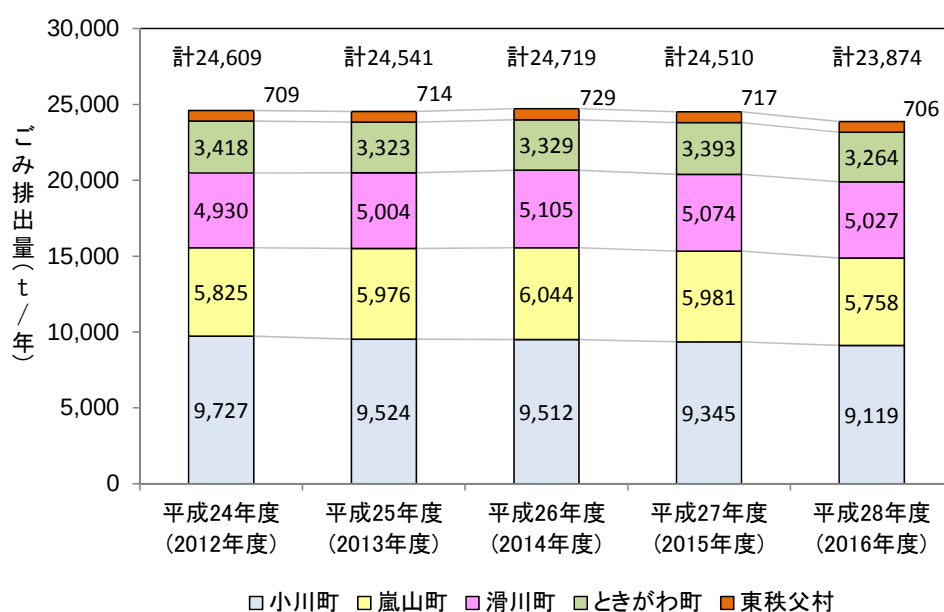


図3-3 組合構成町村別ごみ排出量の推移

2) 家庭系ごみ排出量

(1) 家庭系ごみ排出量

組合構成町村別家庭系ごみ排出量の推移を図3-4に示す。滑川町の値は横ばいに推移しており、他の町村は減少傾向を示している。

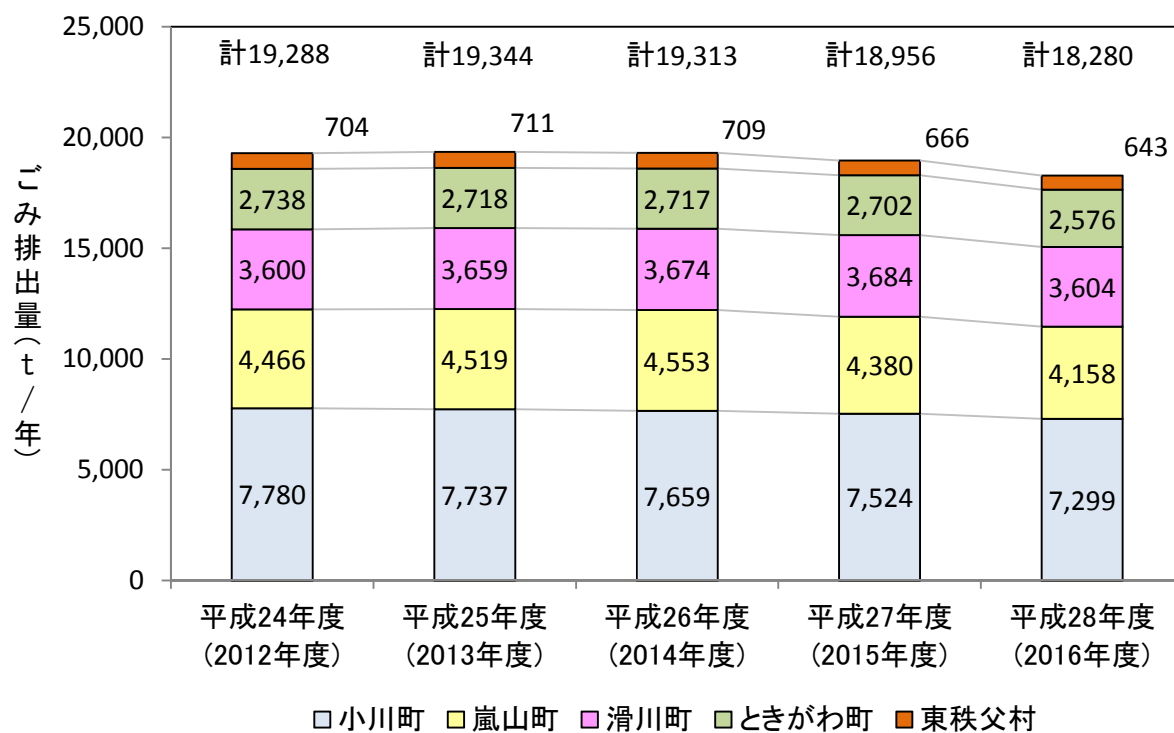


図3-4 組合構成町村別家庭系ごみ排出量の推移

(2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

本組合及び組合構成町村別の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移を表3-4及び図3-5に示す。本組合の値は横ばいに推移しており、全国及び県の平均値よりも低い値を示している。組合構成町村別に見ると、小川町の値は横ばいに推移しており、嵐山町、滑川町及び東秩父村の値は減少傾向、ときがわ町の値は増加傾向を示している。

表3-4 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

単位：g/人日

年 度	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
小川町	644.8	652.1	657.1	656.1	645.4
嵐山町	666.0	677.1	683.8	661.4	634.6
滑川町	562.1	569.1	566.6	557.1	538.3
ときがわ町	604.8	610.1	621.4	626.7	610.5
東秩父村	588.0	610.3	622.4	600.2	592.9
組合	624.2	632.4	637.1	629.3	612.2
埼玉県平均値	659.5	653.3	643.9	636.9	—
全国平均値	690.1	682.7	672.7	664.9	—

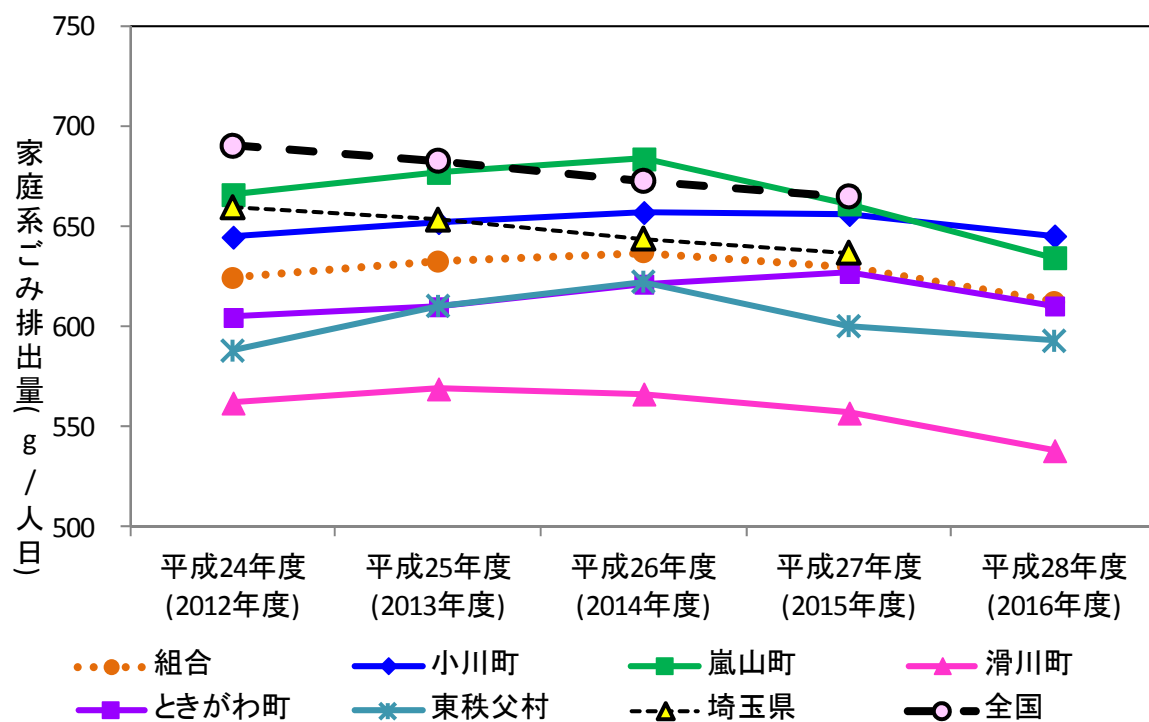


図3-5 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

(3) 1人1日当たり家庭系ごみ（資源を除く）排出量*

本組合及び組合構成町村別の1人1日当たりの家庭系（資源を除く）ごみ排出量の推移を表3-5及び図3-6に示す。本組合の値は横ばいに推移しており、全国及び県の平均値よりも低い値を示している。組合構成町村別に見ると、小川町、ときがわ町及び東秩父村の値は増加傾向を示しており、嵐山町及び滑川町の値は減少傾向を示している。

表3-5 1人1日当たりの家庭系ごみ（資源を除く）排出量の推移

単位：g/人日

年 度	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
小川町	488.5	493.9	496.1	501.9	498.8
嵐山町	475.9	482.9	486.5	478.2	469.1
滑川町	420.2	422.7	419.9	421.0	416.6
ときがわ町	433.2	440.0	445.6	452.0	453.8
東秩父村	395.1	421.4	431.0	418.1	420.5
組合全体	459.9	465.9	468.0	468.7	464.7
埼玉県平均値	549.8	541.0	535.2	531.5	—
全国平均値	633.2	627.2	618.8	613.5	—

※：基本指針において、家庭系ごみのうち資源回収されるものを除いたごみの1人1人当たりの排出量（t/人・日）をごみ減量化に係る指標として設定しており、国は全国平均値、埼玉県は県平均値を算出している。

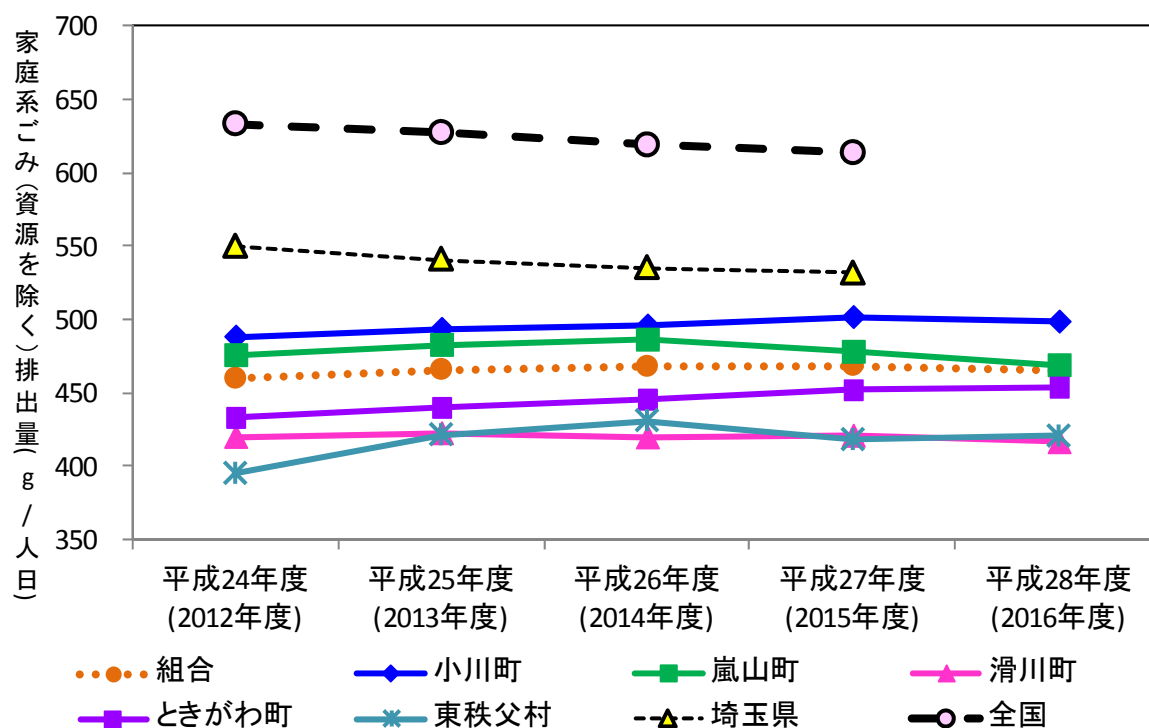


図3-6 1人1日当たり家庭系ごみ（資源を除く）排出量の推移

3) 事業系ごみ排出量

組合構成町村別の事業系ごみ排出量の推移を図3-7に示す。小川町の値は増減を繰り返しながら横ばいに推移しているが、他の町村及び本組合の値は増加傾向を示している。

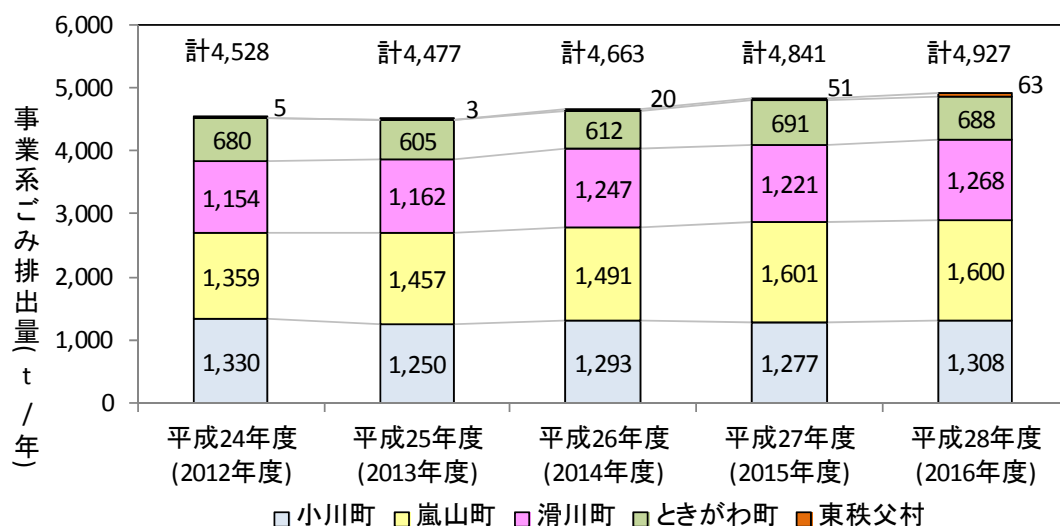


図3-7 組合構成町村別の事業系ごみ排出量の推移

4) ごみの区分別排出量

(1) 可燃系ごみ

組合構成町村別の可燃系ごみ（可燃ごみ及び粗大ごみ（可燃））量の推移を図3-8に示す。組合構成町村全体の値は増減を繰り返しながら横ばいに推移している。また、小川町の値は減少傾向を示しているが、他の町村の値は増加傾向を示している。

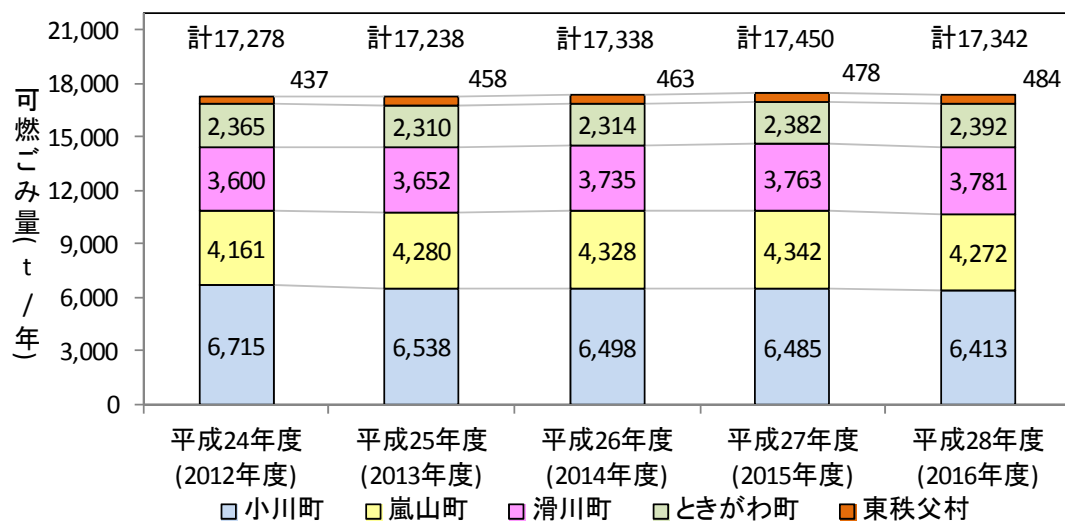


図3-8 組合構成町村別可燃系ごみ量の推移

(2) 不燃系ごみ

組合構成町村別の不燃系ごみ（粗大ごみ（不燃）及びガラス類）量の推移を図 3-9 に示す。組合構成町村全体及び町村別の値は増減を繰り返しており、平成 27 年度（2015 年度）から平成 28 年度（2016 年度）にかけて減少している。

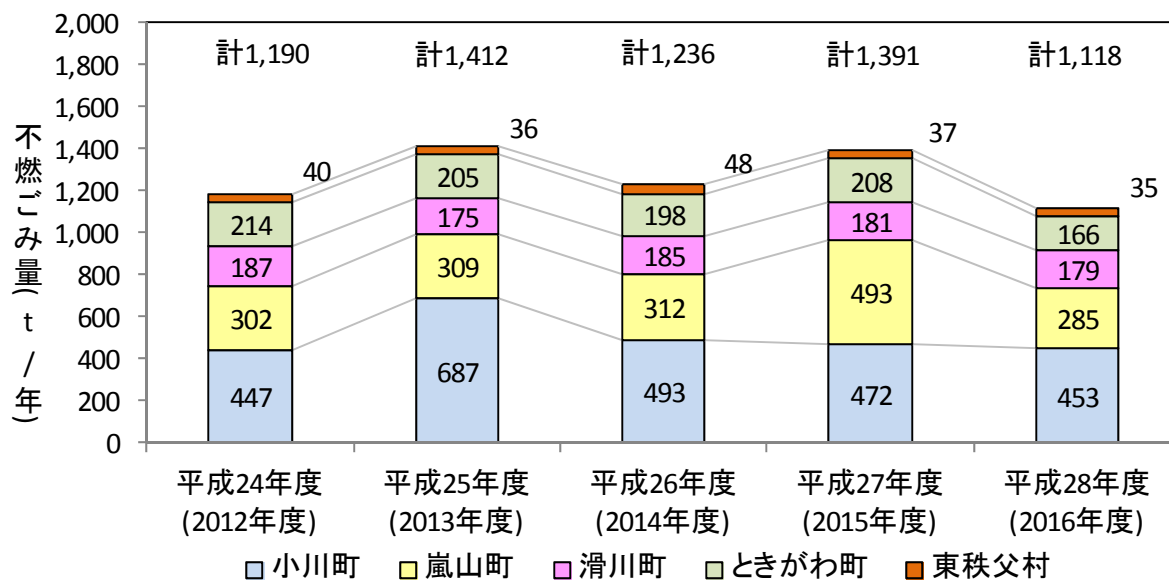


図 3-9 本組合及び組合構成町村の不燃系ごみ量の推移

(3) 資源物

本組合及び組合構成町村の資源物量（家庭系ごみのうち資源回収されるもの）の推移を図 3-10 に示す。本組合の値は過去 5 年間を通して減少しており、組合構成町村別の資源量もすべての町村において減少傾向を示している。

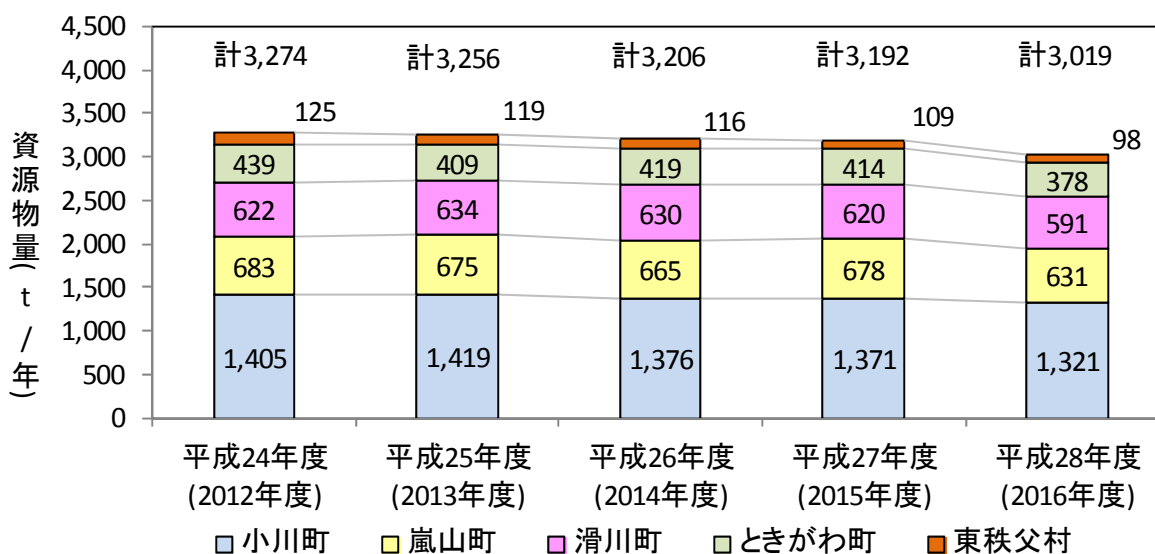


図 3-10 本組合及び組合構成町村別の資源物量の推移

5) 不法投棄

本組合管内において、不法投棄が発生しており、環境汚染や景観の悪化等が問題となっている。これらの回収物は、本組合において処理可能な廃棄物については処理処分を行い、そうでないものは、各町村独自のルートで処理処分を行っており、その費用が大きな負担となっている。

3. ごみ処理体制の状況

1) 中間処理施設

① 可燃ごみ処理施設

可燃ごみ処理施設の概要は、表 3－6 に示すとおりである。

表 3－6 可燃ごみ処理施設の概要

施 設 の 名 称	小川地区衛生組合 ごみ焼却場
所 在 地	埼玉県比企郡小川町大字中爪 1681 番地 1
処 理 能 力	62t/24h (31t/24h×2 炉)
竣 工 年 月	昭和 51 年 (1976 年) 3 月
改 造 工 事	平成 14 年 (2002 年) 3 月
処 理 方 式	全連続式焼却炉
面 積	8,674.45 m ² (敷地総面積)
設 計 ・ 施 工	株式会社 荏原製作所
	受入供給設備 ピット&クレーン方式
	燃焼設備 ストーカ式
	ガス冷却設備 水噴射式
	灰出設備 コンベア&バンカ式
	排ガス処理設備 バグフィルタ+触媒脱硝方式
	通風設備 平衡通風式
	排水処理設備 凝集沈殿式

② 不燃物処理施設

不燃物処理施設の概要は、表 3－7 に示すとおりである。

表 3－7 不燃物処理施設の概要

施 設 の 名 称	小川地区衛生組合 不燃物処理施設
所 在 地	埼玉県比企郡小川町大字中爪 1681 番地 2
処 理 能 力	20t/5h
竣 工 年 月	昭和 52 年 (1977 年) 8 月
処 理 方 式	圧縮・破碎方式
面 積	2,806 m ² (敷地総面積)
設 計 ・ 施 工	富士電機テクノエンジニアリング株式会社
処 理 対 象 物	粗大ごみ、金属類、ガラス類

③ ごみストックヤード

ごみストックヤードの概要は、表 3－8 に示すとおりである。

表 3－8 ごみストックヤードの概要

施 設 の 名 称	小川地区衛生組合 粗大ごみストック場
所 在 地	埼玉県比企郡小川町大字中爪 1681 番地 1
保 管 対 象 物	茶色ビン、無色ビン、ペットボトル、小型家電、その他
保 管 分 類 数	5
屋 内 面 積	189 m ²
屋 外 面 積	53 m ²
竣 工 年 月	平成 9 年 (1997 年)

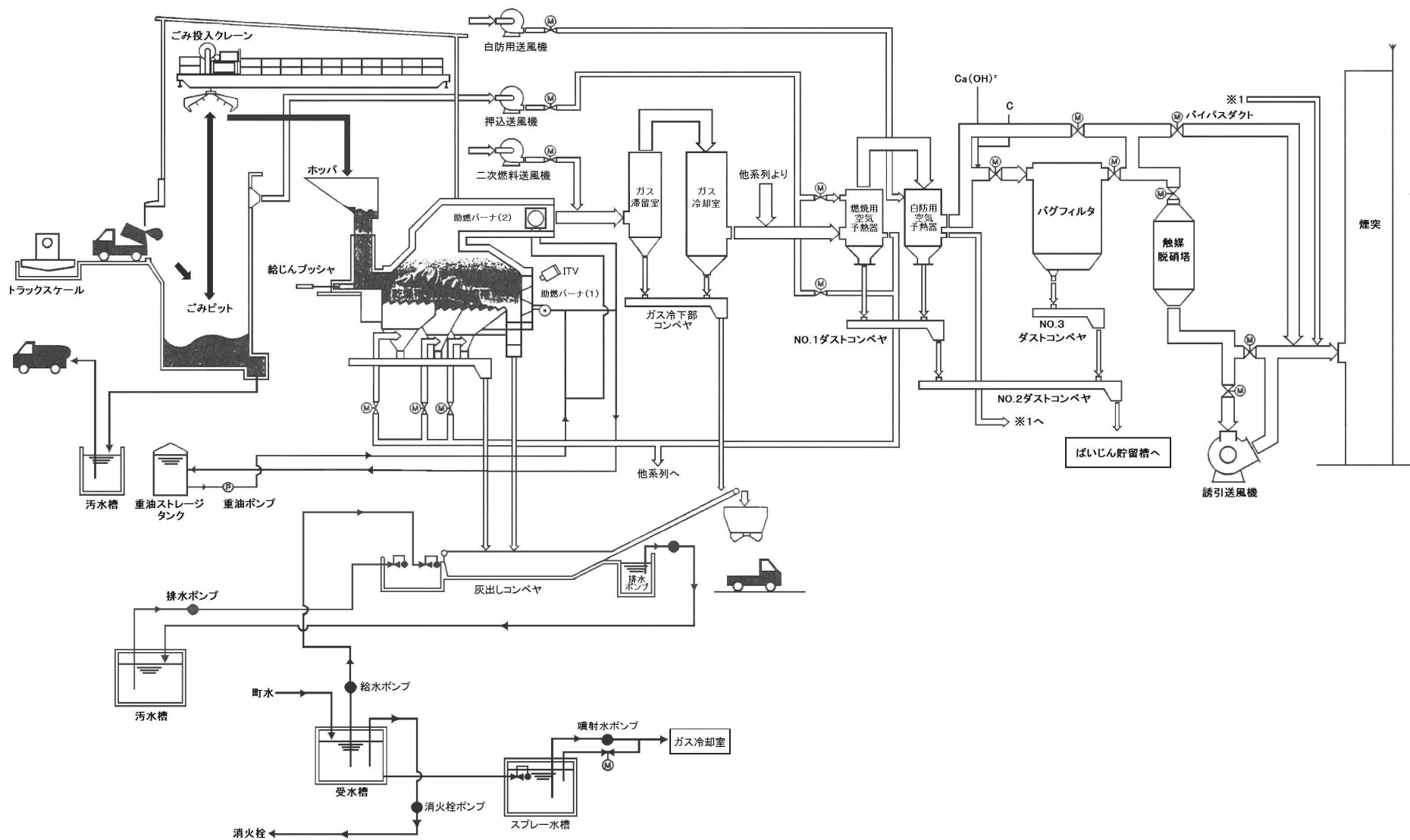


図 3-11 可燃ごみ処理施設フロー

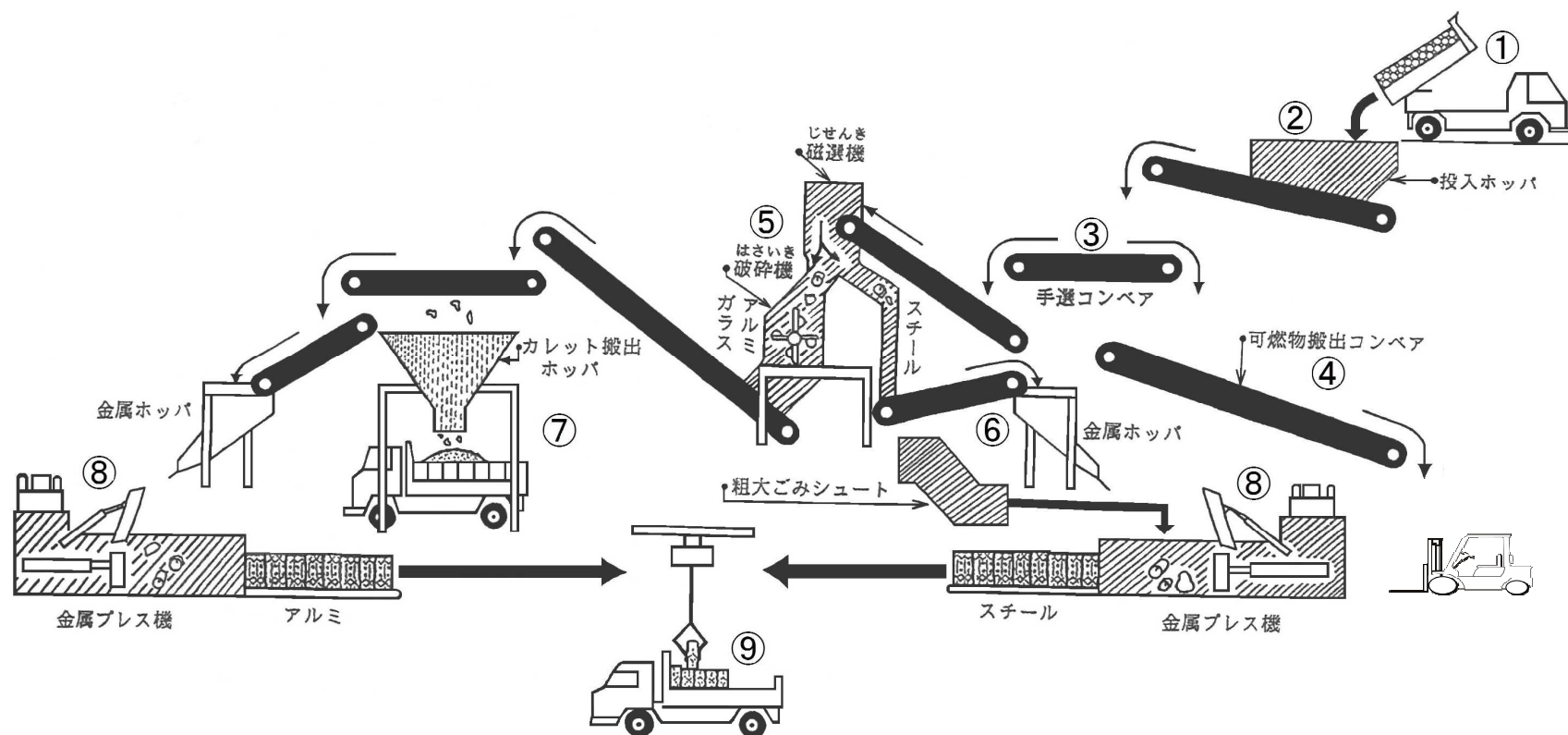


図 3-12 不燃物処理施設フロー

2) 中間処理施設の運転状況

(1) 組合施設における焼却量

組合構成町村から排出された可燃ごみと不燃物処理施設から排出される処理残さ（可燃）は焼却処理されている。焼却処理は本組合の可燃ごみ処理施設の他、民間事業者等の施設で委託処理を行っている。焼却処理量及び排出量に対する焼却率の推移を図3-13に示す。

可燃ごみ処理施設は平成14年度（2002年度）の大規模改修後、稼働日数が減少した期間があったが、近年は大規模改修前の稼働日数に戻り、平成28年度（2016年度）においては321日であった。

焼却処理量は、平成24年度（2012年度）に施設改良を行ったため焼却能力が向上し、平成25年度（2013年度）から組合焼却処理量の割合が増え、その後平成28年度（2016年度）まで横ばいに推移している。

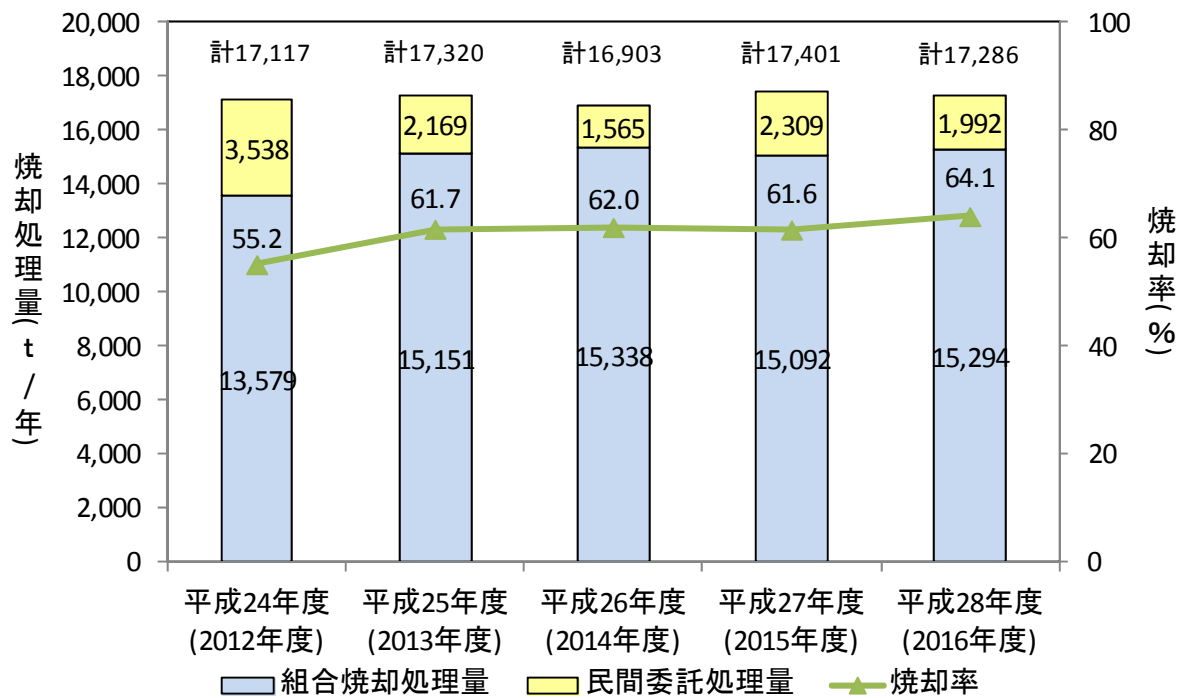


図3-13 焼却処理量及び焼却率の推移

(2) ごみの性状

本組合に搬入された可燃ごみのごみ質分析結果（年度平均）を図3-14から図3-16に示す。

可燃ごみの組成割合は、大きな経年変化は見られないが、いずれの年度も紙・布類の占める割合が最も高く、可燃ごみの中に資源化可能な古紙類が多く含まれていると考えられる。

また、三成分及び低位発熱量については、可燃ごみ中の水分の影響により、低位発熱量の変動が見られる。なお、水分は全体の47.2%～55.2%を占めている。

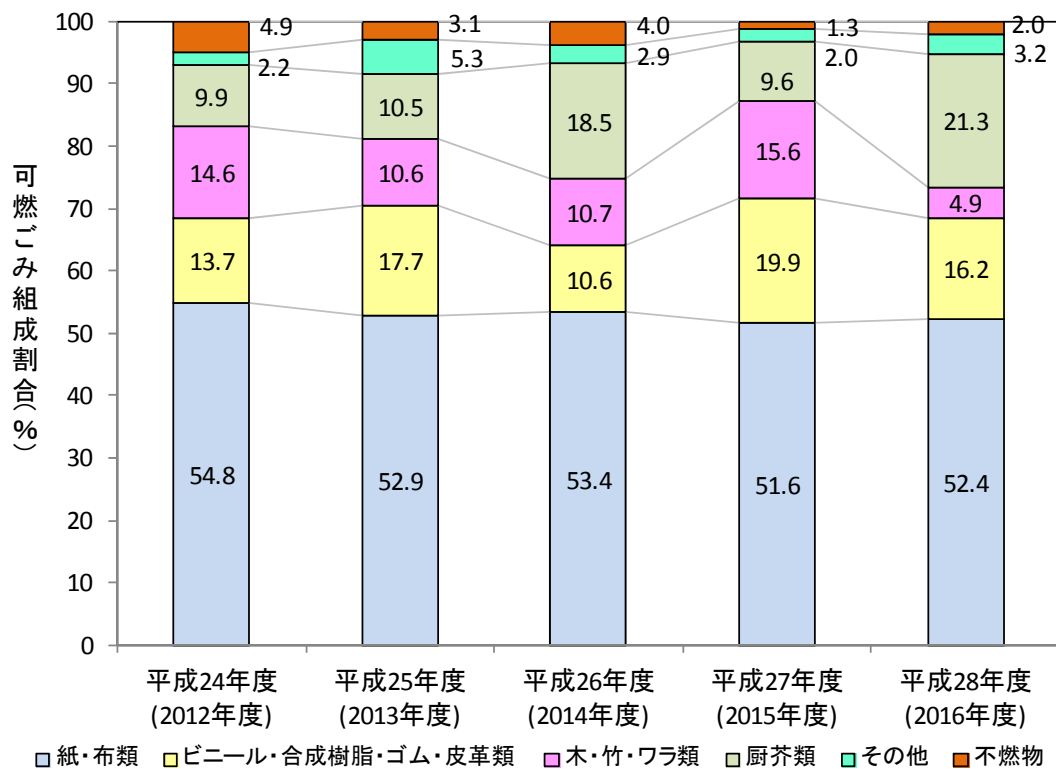


図 3 - 1 4 可燃ごみの組成割合(乾ベース)の推移

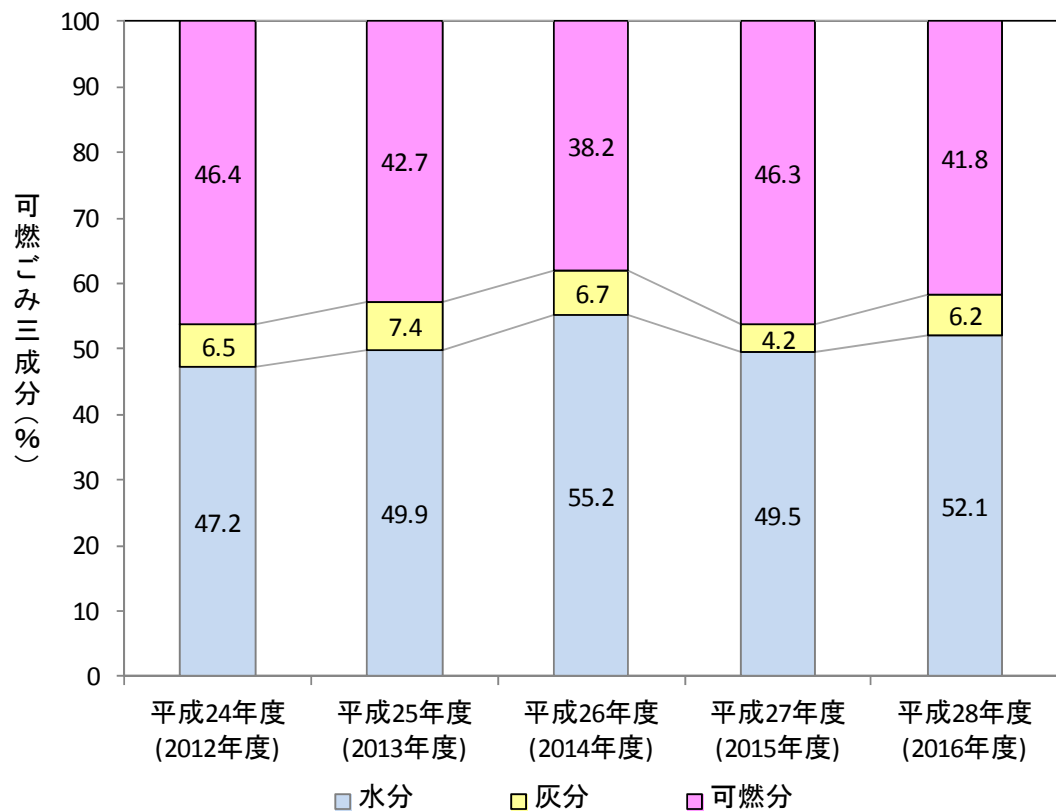


図 3 - 1 5 可燃ごみ三成分の推移

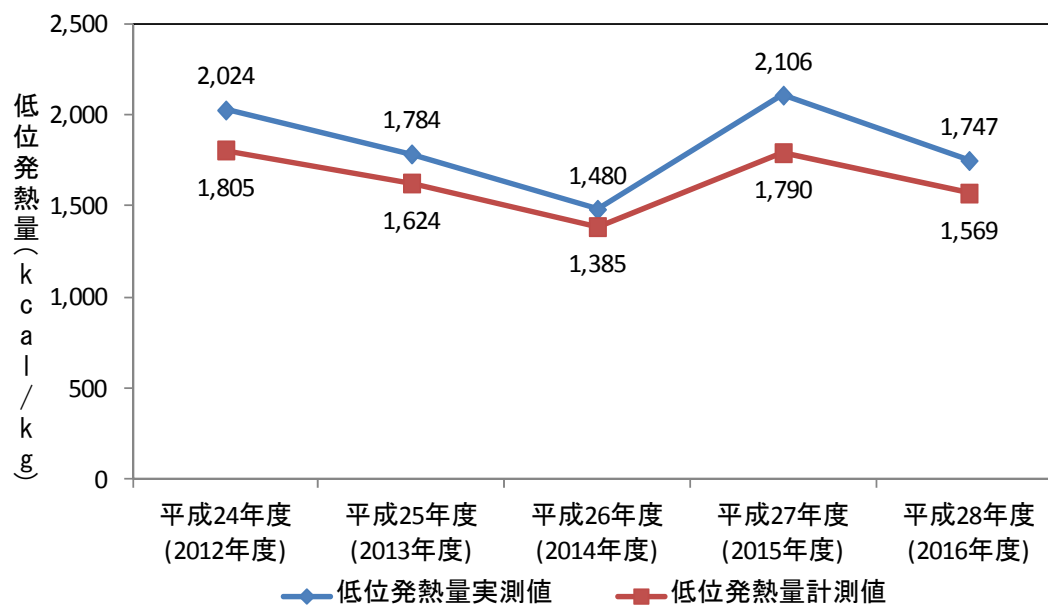


図 3 - 1 6 可燃ごみの低位発熱量の推移

(3) 不燃物処理施設及びごみストックヤード

不燃物処理施設の処理実績は、表 3 - 9 に示すとおりである。

アルミ、スチール及びその他金属は、破碎・選別・圧縮後に成形し、資源として再生利用している。また、残った処理残さ（可燃）は焼却処理し、処理残さ（不燃）は埋立処分している。

表 3 - 9 不燃物処理施設の処理実績

項目/年度	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
処理量 (t)	825	841	851	769	760
アルミ	59	56	63	59	61
スチール	388	371	357	330	312
その他金属	182	186	238	221	207
処理残さ (可燃)	24	28	25	28	23
処理残さ (不燃)	172	200	168	131	157
割合 (%)					
アルミ	7.2	6.8	7.6	7.2	7.4
スチール	47.0	45.0	43.3	40.0	37.8
その他金属	22.1	22.5	28.8	26.8	25.1
処理残さ (可燃)	2.9	3.4	3.0	3.4	2.8
処理残さ (不燃)	20.8	24.2	20.4	15.9	19.0

ごみストックヤードでは資源物を一時貯留している。ペットボトルは圧縮成形後再生利用しており、その他の茶色びん、無色びん、有害ごみ、古紙類（雑誌・古新聞・ダンボール）及び一部の資源プラスチック並びに廃プラスチックは一時貯留し、再生利用している（ほとんどの資源プラスチック、廃プラスチックは直接民間の再生利用施設に搬入される）。

3) 最終処分

組合構成町村には最終処分場はなく、中間処理後の残さのうち再生利用されていないものは全て委託処分を行っている。

(1) 最終処分体制

中間処理施設から発生した焼却残さ及び不燃残さのうち再生利用されていないものは、埼玉県環境整備センター及び民間業者にて委託処分を行っている。

(2) 最終処分量

組合構成町村別の最終処分量は図3-17に示すとおりである。

本組合及び組合構成町村別の最終処分量は、増減はあるものの横ばいに推移している。

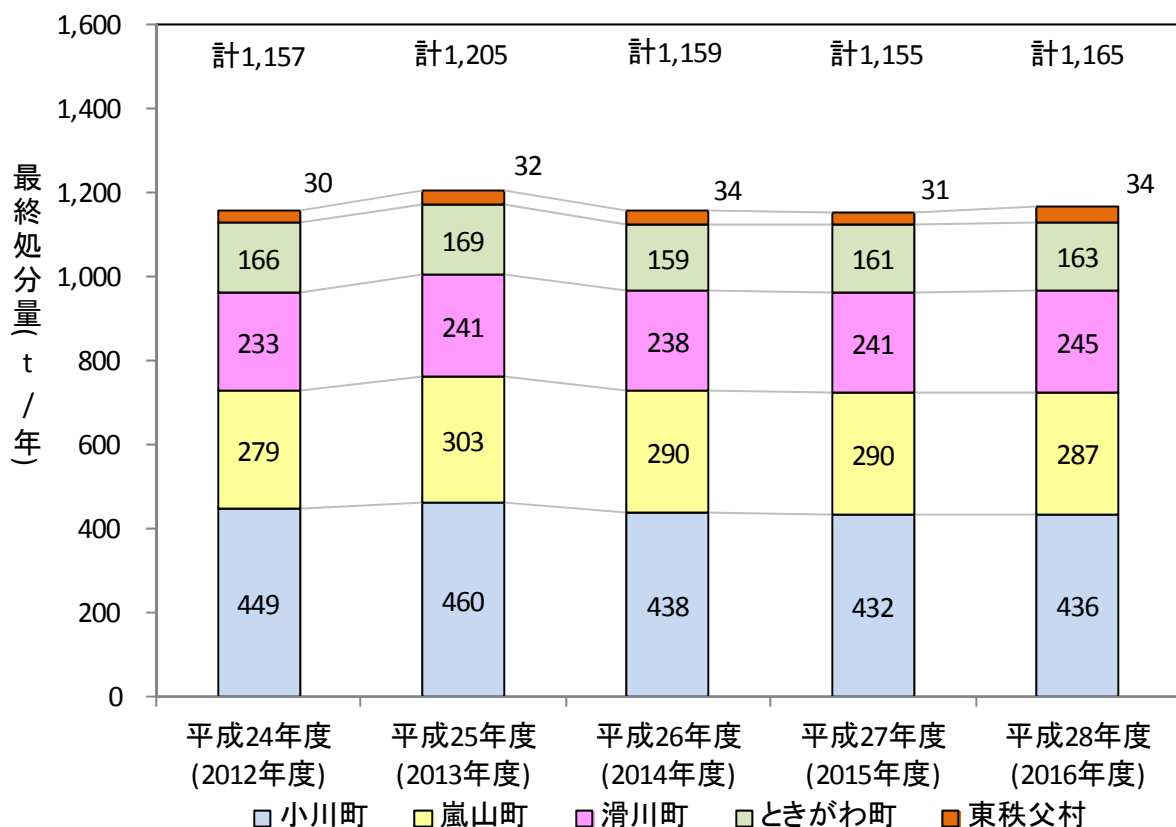


図3-17 組合構成町村別の最終処分量の推移

4) 運営・管理

(1) 人員

本組合のごみ処理に関する人員配置は、表 3-10 に示すとおりである。

表 3-10 本組合の人員配置

人 員		人 数	勤務体制
日勤 (直営)	事務局長	1	月～金：8：15～17：00 〔土・日・祝祭日・年末年始 (12/29～1/3)を除く〕
	事務職員	5	
	技能職員	7	
可燃ごみ処理施設			
直勤 (委託・直営)	3直4班(1直 … 技能職員：5名・1班) (2、3直 … 委託 … 4名・3班)		
	トラックスケール(直営のみ)	2	1直：8：15～17：00 2直：16：45～0：30 3直：0：30～8：30 〔トラックスケール、保守管理は1直 のみ、2、3直は中央操作室 が保守管理を兼務〕
	クレーン操作	1	
	中央操作室	4	
	保守管理(委託のみ)	2	
不燃物処理施設、ごみストックヤード			
日勤	委託	17	
	計	17	

(2) 車両

本組合が使用している車両及び車両台数は、表 3-11 に示すとおりである。

表 3-11 車両台数

区分/項目	台数
普通・小型乗用車（ガソリン車）	2
特殊用途車	
ショベルローダー	3
フォークリフト	3
収集車	1
4t ダンプ	1

(3) 財政・処理コスト

本組合のごみ処理事業費は表 3－1 2 に示すとおりである。

町村独自処理及び集団回収を除く年間ごみ処理量は増減が見られるが、ごみ 1 t 当たりの処理費は減少し続けている。

表 3－1 2 ごみ処理事業費の推移

		単位：千円				
項目/年度		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
処理及び維持管理費						
人件費		81,574	85,727	89,879	89,962	91,296
処理費						
中間処理		81,883	82,943	86,150	76,339	70,364
最終処分		0	0	0	0	0
委託費		771,268	674,285	723,615	722,215	663,060
中間処理費		481,692	438,478	463,024	511,993	495,930
最終処分費		29,338	31,263	30,293	31,780	31,832
その他		260,238	204,544	230,298	178,442	135,298
小計		934,725	842,955	899,644	888,516	824,720
その他		0	61,192	0	0	0
合計		934,725	904,147	899,644	888,516	824,720
年間ごみ処理量 (t)		21,742	21,906	21,780	22,033	21,479
ごみ t 当たり処理費		43.0	41.3	41.3	40.3	38.4

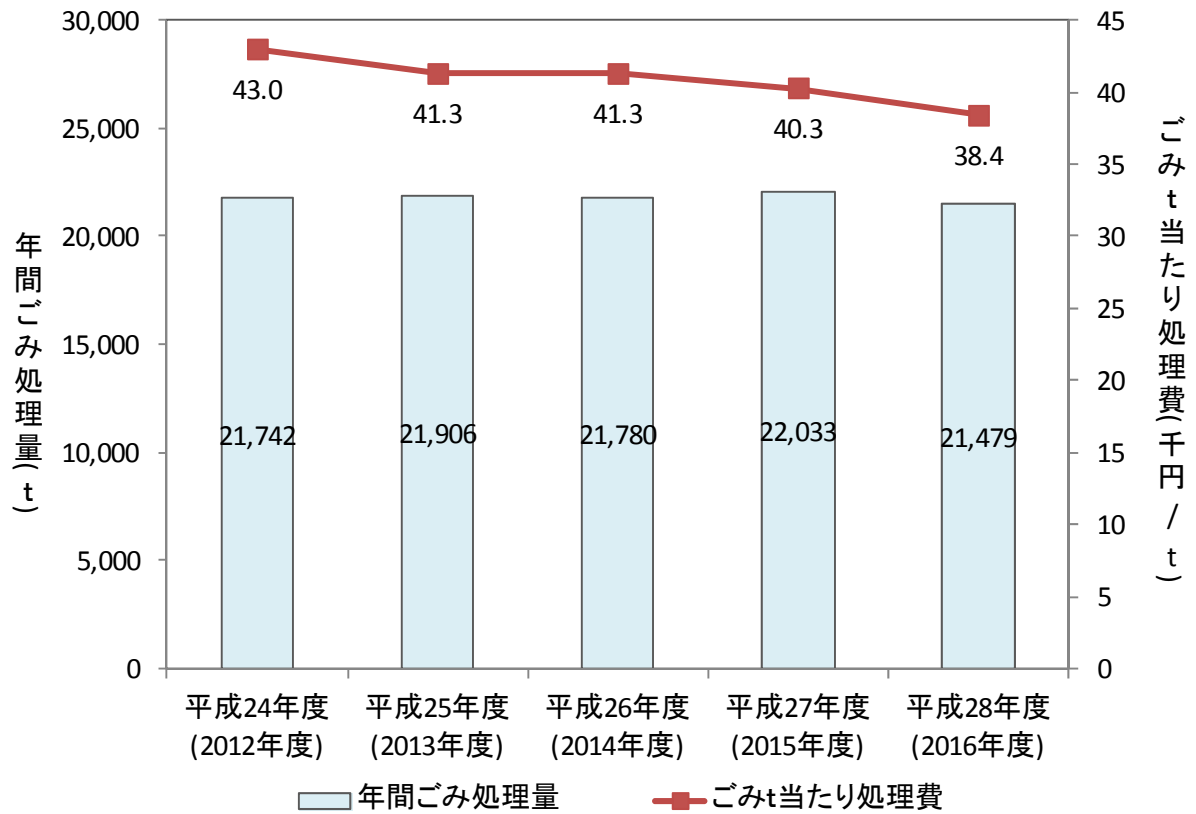


図 3 - 1 8 ごみ 1 t 当たりの処理費

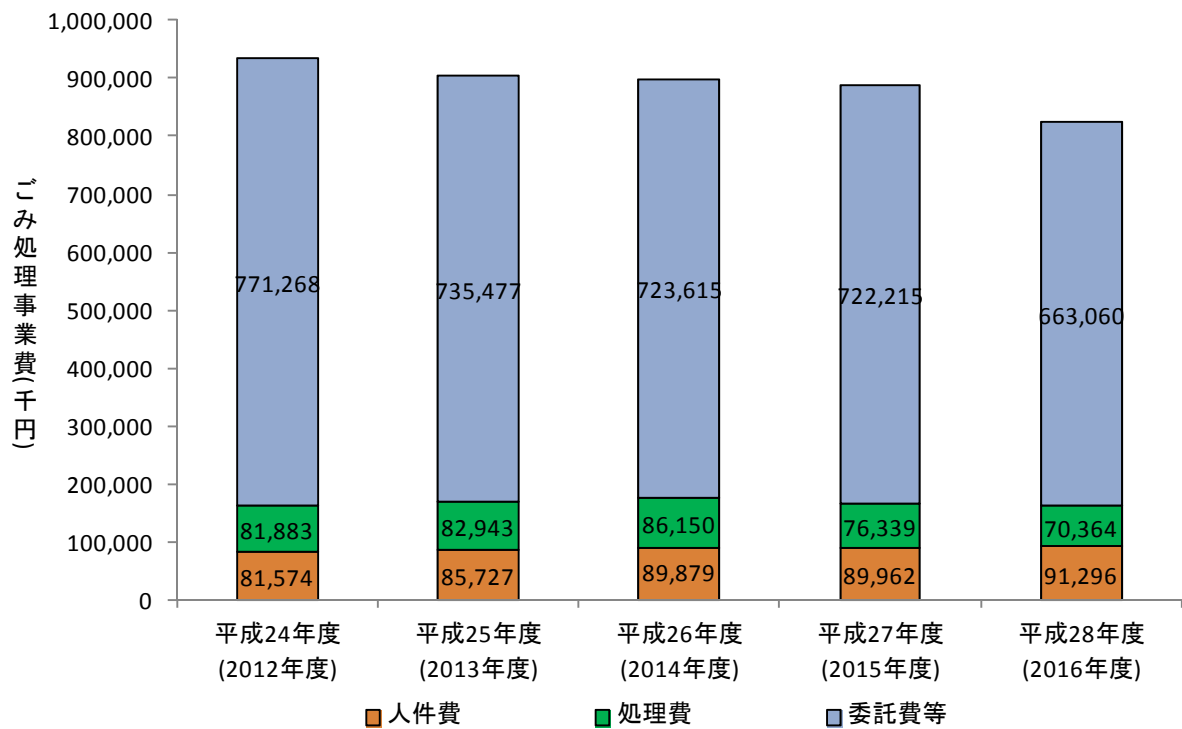


図 3 - 1 9 ごみ処理事業費

4. ごみの排出抑制・再利用の状況等

1) ごみ排出抑制・資源化の状況

組合構成町村におけるごみの排出抑制の主な施策は、次のとおりである。

- 生ごみ堆肥化処理器及び生ごみ処理器の購入に対する支援
- マイバック運動の推進
- 集団回収に対する奨励金
- 資源ごみの分別回収
- 粗大ごみ有料化（回収）
- 広報・啓発活動

広報誌、回覧、ホームページ等の活用

その他

2) 生ごみ堆肥化処理器の普及状況

組合構成町村における生ごみ堆肥化処理器の助成による普及状況は、表 3－13 に示すとおりである。東秩父村においては、平成 17 年度（2005 年度）以降、生ごみ堆肥化処理器の購入補助制度を休止している。

表 3－13 生ごみ堆肥化処理器の助成による普及状況

単位：基

町村/年度	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
小川町	6	3	3	0	0
嵐山町	13	13	9	4	8
滑川町	9	21	9	7	11
ときがわ町	2	6	11	0	0
東秩父村	—	—	—	—	—

3) 資源化の状況

本組合及び組合構成町村の資源化率の推移を表3-14及び図3-20に示す。本組合及び組合構成町村別の資源化率は、全国及び県の平均値よりも高い値を示している。

ごみの資源化率には、中間処理施設で破碎・選別等の処理後に資源化されるもの、焼却処理後に排出される焼却残さの資源化、組合構成町村が独自に資源化しているもの、地域の住民団体や小中学校等が実施する集団回収によるものが含まれている。

表3-14 資源化率の推移

単位：％

年 度	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
小川町	34.6	33.5	33.3	33.5	32.6
嵐山町	32.4	31.6	32.3	31.3	29.8
滑川町	31.3	30.2	30.5	30.1	29.0
ときがわ町	34.6	33.3	34.1	33.6	31.7
東秩父村	37.4	35.0	35.8	33.6	34.8
組合	33.5	32.4	32.7	32.3	31.1
埼玉県平均値	25.2	24.9	24.6	24.7	—
全国平均値	20.5	20.6	20.6	20.4	—

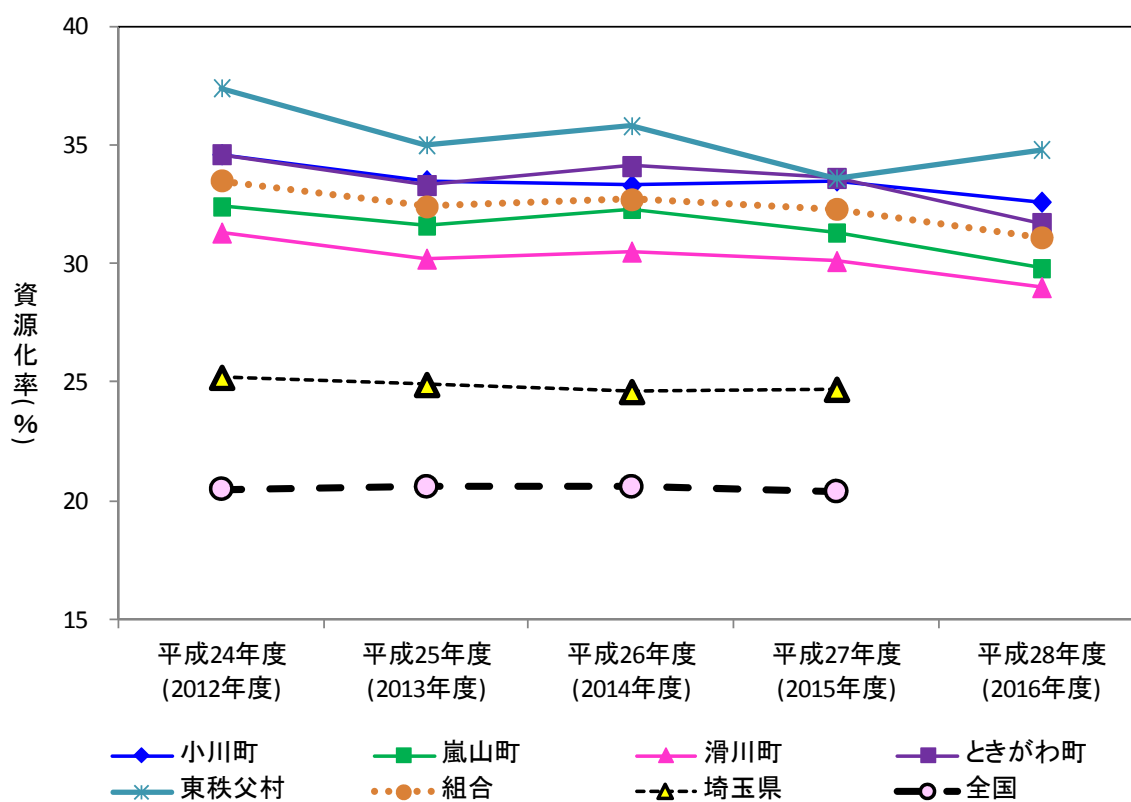


図3-20 資源化率の推移

(1) 本組合における資源化量

・可燃ごみ処理施設

本組合では、平成 14 年度（2002 年度）より、可燃ごみ処理施設から発生した焼却残さを一部セメント資材として資源化している。また、可燃ごみの一部は民間事業者等に処理を委託しているが、その焼却残さはすべて資源化している。焼却残さのうち資源化している量及びその資源化率を表 3－15 に示す。

表 3－15 可燃ごみ処理施設の焼却残さの再使用量の推移

単位：焼却残さ量及び資源化量：t、資源化率：%

項目/年度	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
焼却残さ量	2,483	2,445	2,392	2,495	2,454
資源化量	1,497	1,395	1,372	1,430	1,415
資源化率	60.3	57.1	57.4	57.3	57.7

・不燃物処理施設及びごみストックヤード

本組合の不燃物処理施設及びごみストックヤードにおける資源化量の推移は、表 3－16 及び図 3－21 に示すとおりである。過去 5 年間の資源化量は、項目ごとに増減はあるものの、全体的に横ばいに推移している。

平成 26 年度（2014 年度）からは小型家電を、平成 27 年度（2015 年度）からは羽毛布団の資源化を実施している。

表 3－16 不燃物処理施設及びごみストックヤードにおける資源化量の推移

単位：t／年

項目/年度	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
茶色びん	212	209	199	195	180
無色びん	164	165	163	163	153
その他ビン	0	45	29	41	31
ペットボトル	221	218	210	215	207
新聞	9	10	8	8	6
ダンボール	29	25	29	25	25
雑誌	39	36	36	36	35
布類	61	62	57	62	53
有害ごみ	42	43	40	41	41
小型家電	－	－	58	59	47
羽毛布団	－	－	－	0	3
廃プラスチック※	920	731	720	794	705
資源プラスチック※	1,552	1,560	1,557	1,574	1,554
合 計	3,249	3,104	3,106	3,213	3,040

※一部はごみストックヤードに貯留されるが、ほとんどは直接民間再生業者に搬入されている。

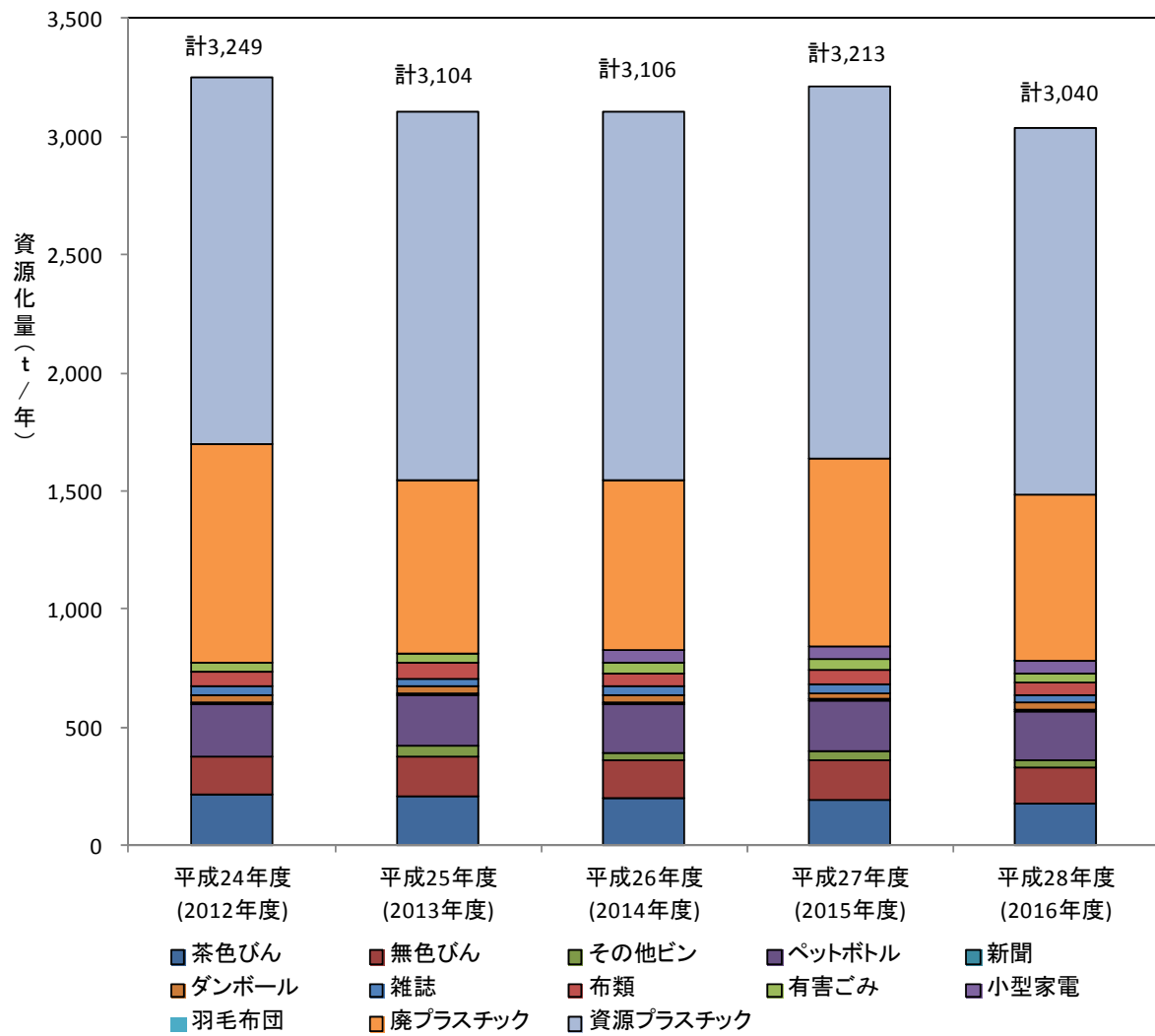


図 3 - 2 1 不燃物処理施設及びごみストックヤードにおける資源化量の推移

(2) 組合構成町村における独自処理量の推移

組合構成町村における独自処理量は、表 3－17 及び図 3－22 に示すとおりである。小川町、嵐山町及び滑川町は平成 26 年度（2014 年度）から、ときがわ町及び東秩父村は平成 24 年度から減少傾向を示している。

表 3－17 組合構成町村の独自処理量の推移

単位：t／年

項目/年度	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	品 目
小川町	543	545	585	473	420	布類・古紙
嵐山町	679	712	739	649	570	布類・缶・ 古紙
滑川町	345	360	371	341	321	
ときがわ町	400	399	399	389	328	
東秩父村	107	101	102	93	89	
合 計	2,074	2,117	2,196	1,945	1,728	

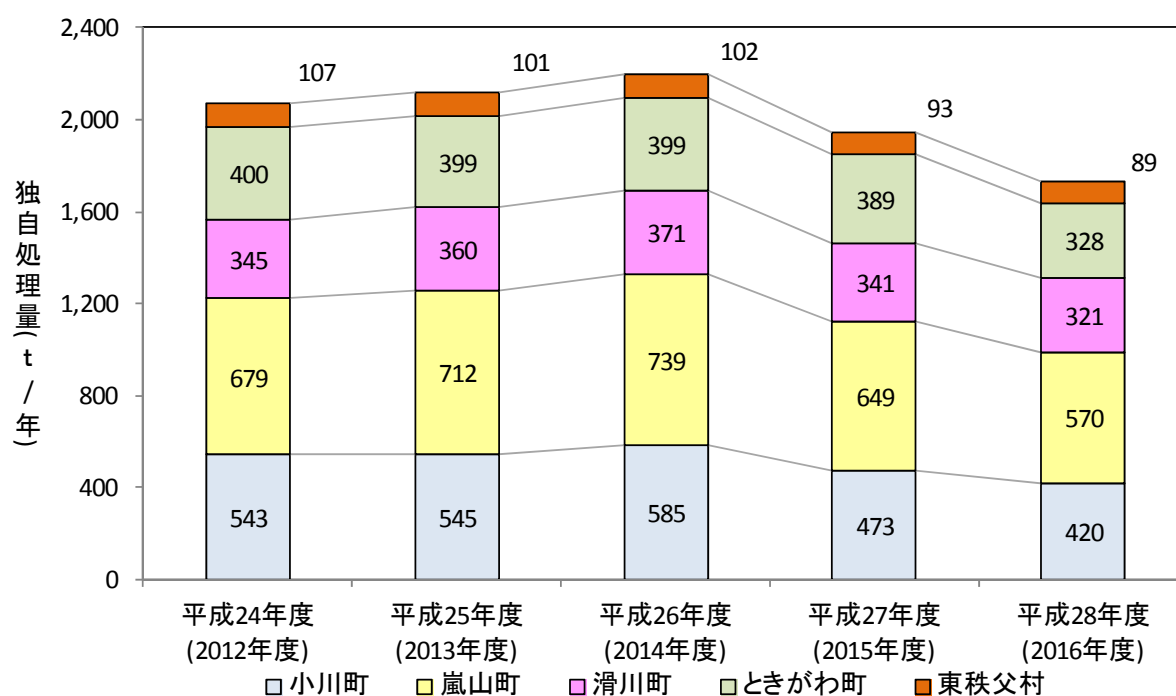


図 3－22 組合構成町村における独自処理量の推移

(3) 集団回収の状況

集団回収は、住民の団体が実施し、民間事業者に引渡しを行っている。組合構成町村における集団回収量は表 3－18 に、実施団体数の推移は表 3－19 に示す。

小川町は集団回収実施団体数が多いが、その団体は他の自治体と同様に P T A や子ども会などが主体となっている傾向があり、今後は少子高齢化を勘案し別の対応も必要と考えられる。

集団回収以外に小川町では量的にごく一部であるが、給食センターから発生する生ごみを地元 N P O 法人施設にてバイオマス処理委託を行っている。なお、東秩父村は定期的に月 2 回の紙類の回収を行っており、その内 1 回は村役場の駐車場において、もう 1 回はステーション収集にて行っている。

表 3－18 集団回収量の推移

単位：t／年

項目/年度	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
小川町	617	537	560	544	512
嵐山町					
滑川町	173	155	184	169	154
ときがわ町					
東秩父村					
計	790	692	744	713	666

表 3－19 集団回収実施団体数の推移

単位：団体

町村/年度	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
小川町	37	36	33	34	33
滑川町	5	5	5	6	6

4) 行政による再生利用施策の実施状況

組合構成町村における再利用施策の実施状況は、表 3－20 に示すとおりである。

組合構成町村は、具体的な行動を示す施策と国が定める循環型社会形成推進基本法にのっとり、日々の業務活動に努めている。

表 3－20 行政による再利用施策の状況

再利用施策の例	組 合	小川町	嵐山町	滑川町	ときがわ町	東秩父村
省エネルギー機器の購入	◎	◎	◎	◎	◎	◎
再生紙の積極的な使用	◎	◎	◎	◎	◎	◎
グリーン購入の推進	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地球温暖化防止実行計画の実施	○(予定)	◎	◎	○(予定)	◎	○(予定)
牛乳パックの再利用(小中学校)		◎			◎	◎

5. 温室効果ガス排出量の状況

温室効果ガスは、収集段階、中間処理段階、最終処分段階（運搬車、最終処分場における電気、燃料等の使用）における排出が考えられるが、本計画では収集段階及び中間処理段階での温室効果ガス排出量を整理する。

収集過程では、収集・運搬車両の燃料使用量、中間処理過程では、燃料及び電気の使用量から二酸化炭素、ごみの焼却量からメタン及び一酸化二窒素、ごみの焼却量のうち廃プラスチック等の焼却によって生じる二酸化炭素の排出量を算出する。

本組合における温室効果ガス排出量を表 3－21 に示す。収集段階ではほぼ変動がなく、中間処理段階では、焼却量のうち廃プラスチック等の割合に伴って増減がみられる。

表 3－21 温室効果ガス排出量の推移

単位：tCO₂/年

項 目	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
収集段階	17	17	16	18	17
中間処理段階	7,956	10,195	6,797	11,283	9,440
ごみ焼却施設	7,931	10,164	6,769	11,257	9,416
不燃物処理施設	25	31	28	26	23
合 計	7,973	10,211	6,814	11,301	9,457

※メタン、一酸化二窒素は二酸化炭素に換算し計上している。

6. ごみ処理の評価

1) 前計画及び県計画における目標値との比較

・小川町

小川町における前計画及び県計画の目標値の達成状況は表 3-22 及び表 3-23 に示すとおりである。1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量は平成 28 年度（2016 年度）においては前計画目標を達成していないことから、平成 38 年度（2026 年度）においても目標を達成できないことが見込まれる。最終処分量は平成 28 年度（2016 年度）においては、前計画目標を達成していないが、平成 22 年度（2010 年度）実績と比較すると減少しているため、現状推移により平成 38 年度（2026 年度）において目標を達成すると見込まれる。1 日当たりの事業系ごみ排出量については、平成 28 年度（2016 年度）の前計画目標を達成しておらず、さらに平成 22 年度（2010 年度）実績と比較すると増加しているため、平成 38 年（2026 年度）度においても目標を達成できないことが見込まれる。資源化率については、平成 28 年度（2016 年度）実績で前計画目標を達成しているため、平成 38 年度（2026 年度）においても目標を達成すると見込まれる。

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源を除く）及び 1 人 1 日当たりの最終処分量は平成 28 年度において県計画目標を下回っており、現状推移により目標を達成すると見込まれる。年間事業系ごみ排出量については近年横ばいに推移しており、平成 32 年度（2020 年度）における目標の達成は困難であると見込まれる。

表 3-22 前計画目標値の達成状況（小川町）

前計画	実 績	前計画実績・目標値		達成状況	
	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 38 年度 (2026 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人日)	645.4	652	622	609	×
1 日当たり事業系ごみ排出量 (t/日)	3.58	3.40	3.40	2.99	×
資源化率 (%)	32.6	28	29	32	○
最終処分量 (t/年)	436	485	435	372	×

表 3-23 県計画目標値の達成状況（小川町）

第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成 28 年(2016 年)3 月)	実 績	県計画目標	達成見込み
	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ（資源を除く）排出量 (g/人・日)	498.8	503	○
1 人 1 日当たりの最終処分量 (g/人・日)	38.6	44	○
年間事業系ごみ排出量 (t/年)	1,225※	175,000	×
平成 25 年度（2013 年度）比 (%)	+5.3※	-9.7	

※県計画との比較のため、事業系ごみのうち資源回収されるものを除いた量を用いた。

・嵐山町

嵐山町における前計画及び県計画の目標値の達成状況は表３－２４及び表３－２５に示すとおりである。１人１日当たり家庭系ごみ排出量及び最終処分量は平成２８年度（２０１６年度）において前計画目標を達成しており、平成３８年度（２０２６年度）においても目標を達成すると見込まれる。１日当たりの事業系ごみ排出量及び資源化率については、平成２８年度（２０１６年度）の前計画目標を達成しておらず、さらに平成２２年度（２０１０年度）実績と比較すると、１日当たりの事業系ごみ排出量は増加し、資源化率は減少しているため、平成３８年度（２０２６年度）においても目標を達成できないことが見込まれる。

１人１日当たりの家庭系ごみ（資源を除く）排出量及び１人１日当たりの最終処分量は平成２８年度（２０１６年度）実績で県計画目標を達成しているため、現状推移により目標を達成すると見込まれる。年間事業系ごみ排出量については近年横ばいに推移しており、平成３２年度（２０２０年度）における目標値の達成は困難であると見込まれる。

表３－２４ 前計画目標値の達成状況（嵐山町）

前計画	実 績	前計画実績・目標値			達成状況
	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 38 年度 (2026 年度)	平成28 年度 (2016 年度)
1 人 1 日 当 たり 家 庭 系 ご み 排 出 量 (g/人日)	634.6	670	650	635	○
1 日 当 たり 事 業 系 ご み 排 出 量 (t/日)	4.38	3.61	3.15	2.45	×
資 源 化 率 (%)	29.8	31	33	33	×
最 終 処 分 量 (t/年)	287	330	313	280	○

表３－２５ 県計画目標値の達成状況（嵐山町）

第 8 次 埼 玉 県 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画 (平成 28 年(2016 年)3 月)	実 績	県計画目標	達成見込み
	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	
1 人 1 日 当 たり の 家 庭 系 ご み (資 源 を 除 く) 排 出 量 (g/人・日)	469.1	503	○
1 人 1 日 当 たり の 最 終 処 分 量 (g/人・日)	43.8	44	○
年 間 事 業 系 ご み 排 出 量 (t/年)	1,483※	175,000	×
平成 25 年度 (2013 年度) 比 (%)	+8.6※	-9.7	

※県計画との比較のため、事業系ごみのうち資源回収されるものを除いた量を用いた。

・滑川町

滑川町における前計画及び県計画の目標値の達成状況は表 3-26 及び表 3-27 に示すとおりである。1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量及び最終処分量は平成 28 年度（2016 年度）において前計画目標を達成しているため、平成 38 年度（2026 年度）においても目標を達成すると見込まれる。1 日当たりの事業系ごみ排出量及び資源化率については、平成 28 年度（2016 年度）の前計画目標を達成しておらず、さらに平成 22 年度（2010 年度）実績と比較すると、1 日当たりの事業系ごみ排出量は増加し、資源化率は減少しているため、平成 38 年度（2026 年度）においても目標を達成できないことが見込まれる。

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ（資源を除く）排出量及び 1 人 1 日当たりの最終処分量は平成 28 年度（2016 年度）において県計画目標を達成しているため、現状推移により目標を達成すると見込まれる。年間事業系ごみ排出量については近年増加傾向を示しており、平成 32 年度（2020 年度）における目標値の達成は困難であると見込まれる。

表 3-26 前計画目標値の達成状況（滑川町）

前計画	実 績	前計画実績・目標値			達成状況
	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 38 年度 (2026 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人日)	538.3	589	577	577	○
1 日当たり事業系ごみ排出量 (t/日)	3.47	3.01	3.09	3.10	×
資源化率 (%)	29	32	34	34	×
最終処分量 (t/年)	245	262	273	298	○

表 3-27 県計画目標値の達成状況（滑川町）

第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成 28 年(2016 年)3 月)	実 績	県計画目標	達成見込み
	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ（資源を除く）排出量 (g/人・日)	416.6	503	○
1 人 1 日当たりの最終処分量 (g/人・日)	36.6	44	○
年間事業系ごみ排出量 (t/年)	1,171※	175,000	×
平成 25 年度（2013 年度）比 (%)	+5.6※	-9.7	

※県計画との比較のため、事業系ごみのうち資源回収されるものを除いた量を用いた。

・ときがわ町

ときがわ町における前計画及び県計画の目標値の達成状況は表３－２８及び表３－２９に示すとおりである。１人１日当たり家庭系ごみ排出量、１日当たりの事業系ごみ排出量及び資源化率については、平成２８年度（２０１６年度）の前計画目標を達成しておらず、さらに平成２２年度（２０１０年度）実績と比較すると、１人１日当たり家庭系ごみ排出量及び１日当たりの事業系ごみ排出量は増加し、資源化率は減少しているため、平成３８年度（２０２６年度）においても目標を達成できないことが見込まれる。最終処分量については、平成２８年度（２０１６年度）において前計画目標を達成しているため、平成３８年度（２０２６年度）においても目標を達成すると見込まれる。

１人１日当たりの家庭系ごみ（資源を除く）排出量及び１人１日当たりの最終処分量は平成２８年度（２０１６年度）において県計画目標を達成しているため、現状推移により目標を達成すると見込まれる。年間事業系ごみ排出量については近年増加傾向を示しており、平成３２年度（２０２０年度）における目標値の達成は困難であると見込まれる。

表３－２８ 前計画目標値の達成状況（ときがわ町）

前計画	実 績	前計画実績・目標値			達成状況
	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 38 年度 (2026 年度)	平成28 年度 (2016 年度)
1 人 1 日 当 たり 家 庭 系 ご み 排 出 量 (g/人日)	610.5	605	593	587	×
1 日 当 たり 事 業 系 ご み 排 出 量 (t/日)	1.88	1.83	1.72	1.48	×
資 源 化 率 (%)	31.7	38	39	39	×
最 終 処 分 量 (t/年)	163	221	204	176	○

表３－２９ 県計画目標値の達成状況（ときがわ町）

第 8 次 埼 玉 県 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画 (平成 28 年 (2016 年) 3 月)	実 績	県 計 画 目 標	達成見込み
	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	
1 人 1 日 当 たり の 家 庭 系 ご み (資 源 を 除 く) 排 出 量 (g/人・日)	453.8	503	○
1 人 1 日 当 たり の 最 終 処 分 量 (g/人・日)	38.6	44	○
年 間 事 業 系 ご み 排 出 量※ (t/年)	643	175,000	×
平成 25 年度 (2013 年度) 比 (%)	+15.9※	-9.7	

※県計画との比較のため、事業系ごみのうち資源回収されるものを除いた量を用いた。

・東秩父村

東秩父村における前計画及び県計画の目標値の達成状況は表 3－30 及び表 3－31 に示すとおりである。1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量は平成 28 年度（2016 年度）においては前計画目標を達成していないが、平成 22 年度（2010 年度）実績と比較すると減少しているため、現状推移により平成 38 年度（2026 年度）において目標を達成すると見込まれる。1 日当たりの事業系ごみ排出量及び資源化率については、平成 28 年度（2016 年度）の前計画目標を達成しておらず、さらに平成 22 年度（2010 年度）実績と比較すると、1 日当たりの事業系ごみ排出量は増加し、資源化率は減少しているため、平成 38 年度（2026 年度）においても目標を達成できないことが見込まれる。最終処分量については、平成 28 年度（2016 年度）において前計画目標を達成しているため、平成 38 年度（2026 年度）においても目標を達成すると見込まれる。

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ（資源を除く）排出量及び 1 人 1 日当たりの最終処分量は平成 28 年度（2016 年度）において県計画目標を達成しているため、現状推移により目標を達成すると見込まれる。年間事業系ごみ排出量については近年増加傾向を示しており、平成 32 年度（2020 年度）における目標値の達成は困難であると見込まれる。

表 3－30 前計画目標値の達成状況（東秩父村）

前計画	実 績	前計画実績・目標値			達成状況
	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 38 年度 (2026 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)
1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人日)	592.9	599	590	576	×
1 日当たり事業系ごみ排出量 (t/日)	0.17	0.041	0.038	0.033	×
資源化率 (%)	34.8	36	37	37	×
最終処分量 (t/年)	34	46	45	39	○

表 3－31 県計画目標値の達成状況（東秩父村）

第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成 28 年(2016 年)3 月)	実 績	県計画目標	達成見込み
	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ（資源を除く）排出量 (g/人・日)	420.5	503	○
1 人 1 日当たりの最終処分量 (g/人・日)	31.4	44	○
年間事業系ごみ排出量 (t/年)	63※	175,000	×
平成 25 年度（2013 年度）比 (%)	+95.2※	-9.7	

※県計画との比較のため、事業系ごみのうち資源回収されるものを除いた量を用いた。

2) 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による評価

ここでは、組合構成町村のごみ処理事業について、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行うため、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(環境省)」を用いて、組合構成町村の分別収集区分や処理方法等を類似団体と比較し評価を行う。評価の指標及び算出式は表 3－3 2 に示す。

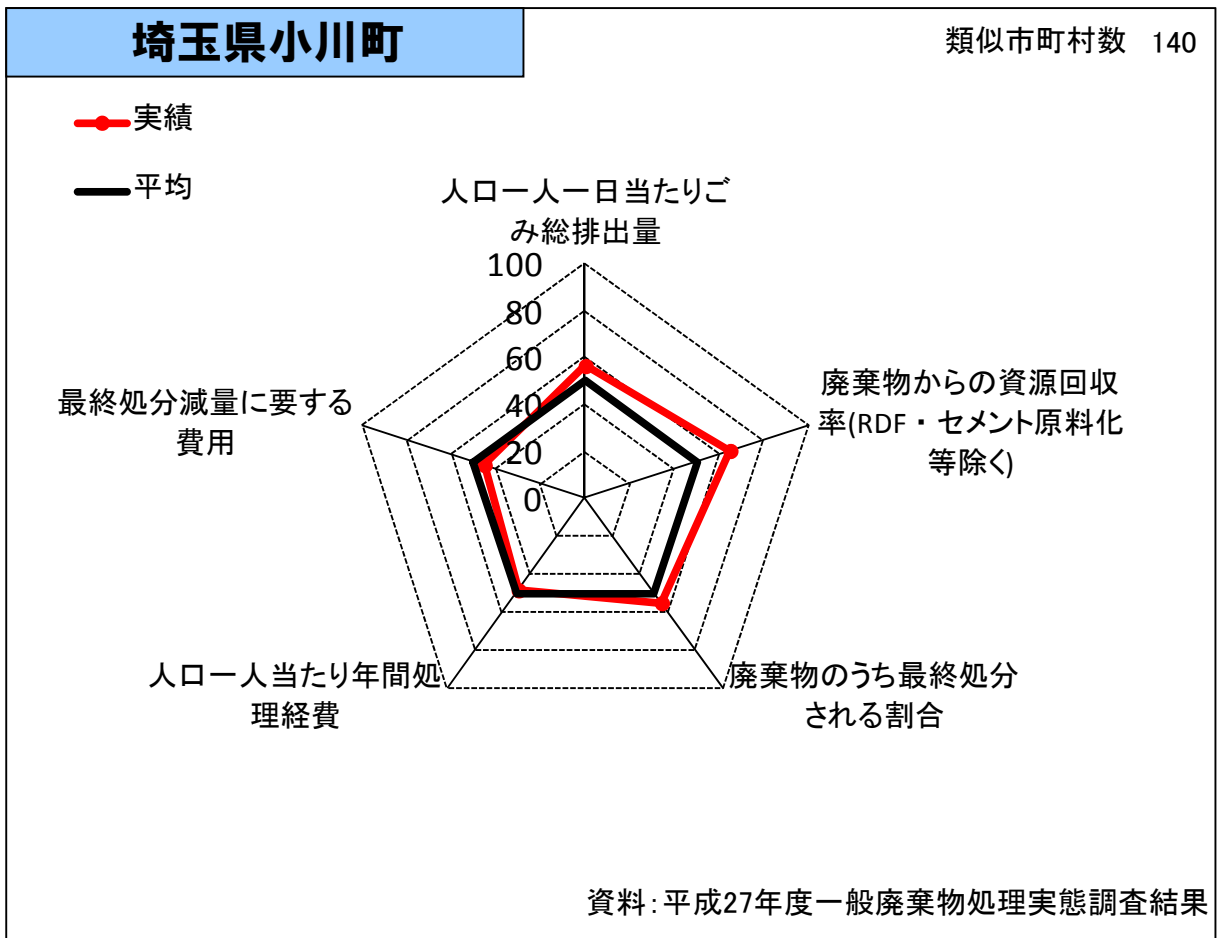
表 3－3 2 評価の指標及び算出式

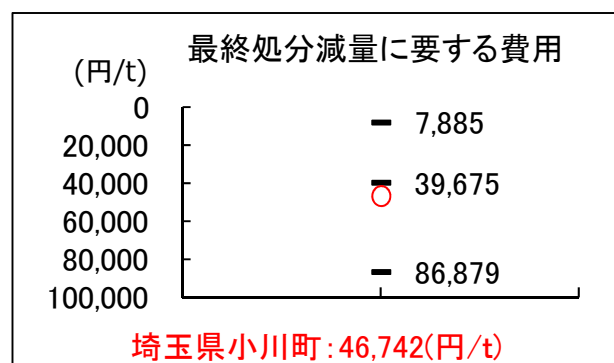
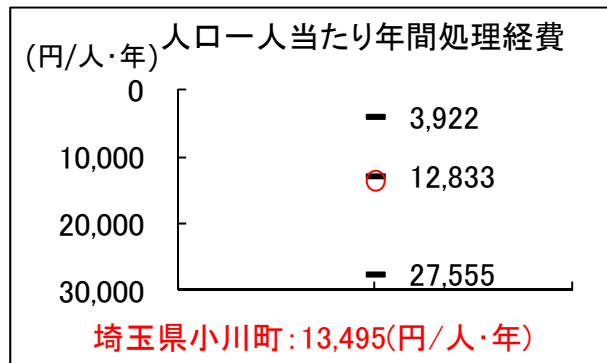
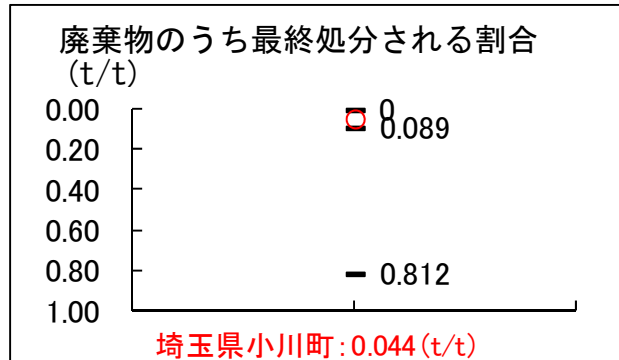
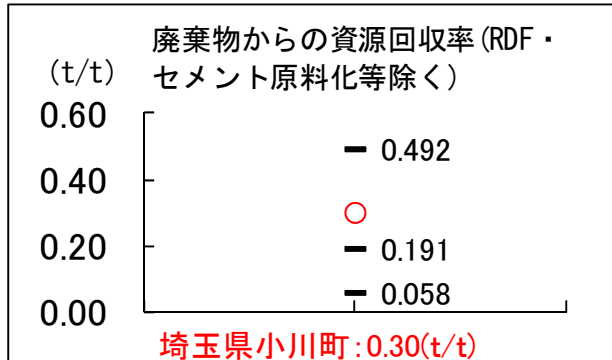
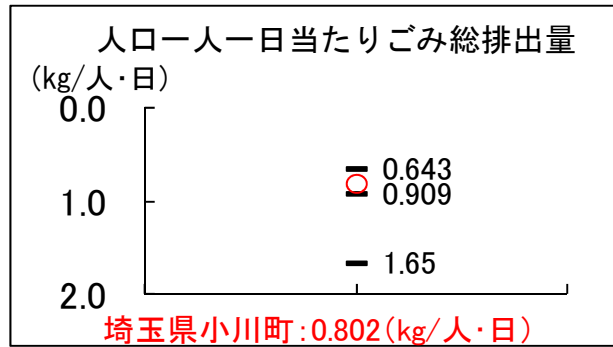
標準的な指標		算出式	単位
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	$= \text{ごみ総排出量} \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	$= \text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	$= \text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	$= \text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	$= (\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$	円/t

・小川町

「人口一人一日当たりごみ総排出量」（１人１日当たりのごみ排出量）は 0.802 kg/人・日、「廃棄物のうち最終処分される割合」は 0.044 t/t であり、類似団体平均よりも低減されている。また、「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等を除く）」については 0.3 t/t であり、類似団体平均より高いことが示されている。しかし、「人口一人当たり年間処理経費」は 13,495 円/人・年、「最終処分減量に要する費用」は 46,742 円/t であり、類似団体平均を上回っている。

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	V	20,000人以上
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口比55%以上



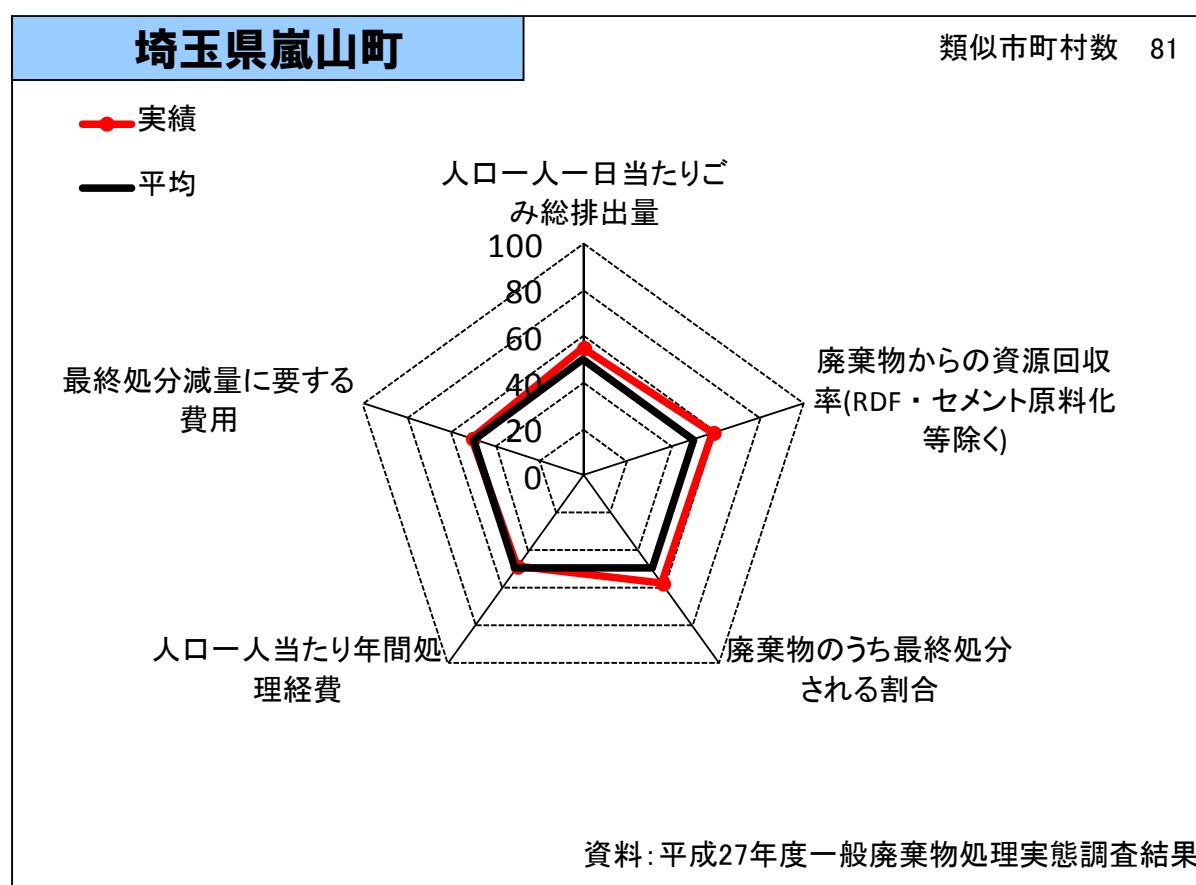


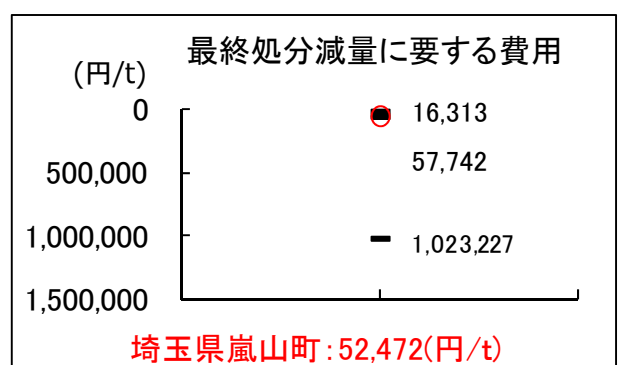
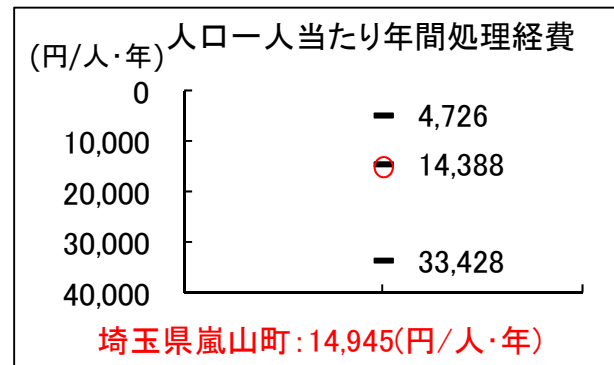
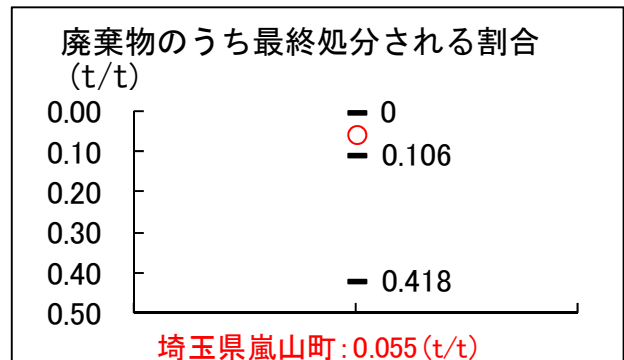
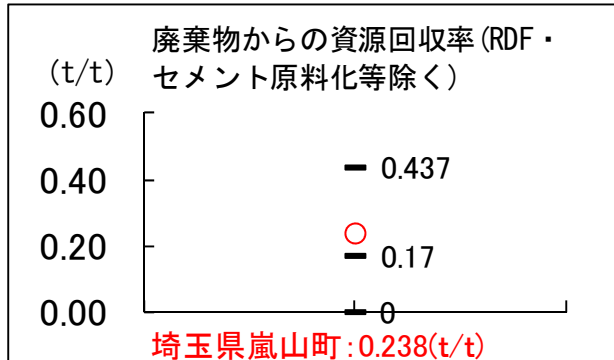
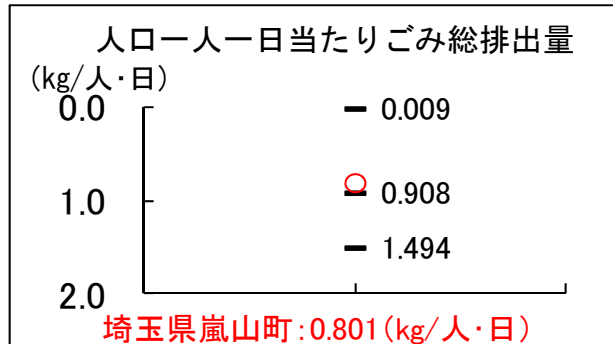
標準的な指標	人口一人一日 当たりごみ総 排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分され る割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.909	0.191	0.089	12,833	39,675
最大	1.65	0.492	0.812	27,555	86,879
最小	0.643	0.058	0	3,922	7,885
標準偏差	0.172	0.073	0.085	4,707	15,046
当該市町村実績	0.802	0.300	0.044	13,495	46,742
偏差値	56.2	64.9	55.3	48.6	45.3

・嵐山町

「人口一人一日当たりごみ総排出量」（１人１日当たりのごみ排出量）は 0.801 kg/人・日、「廃棄物のうち最終処分される割合」は 0.055 t/t であり、「最終処分減量に要する費用」は 52,472 円/t であり、類似団体平均よりも低減されている。また、「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等を除く）」については 0.238 t/t であり、類似団体平均より高いことが示されている。しかし、「人口一人当たり年間処理経費」は 14,945 円/人・年であり類似団体平均を上回っている。

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	Ⅳ	15,000人以上～20,000人未満
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口比55%以上



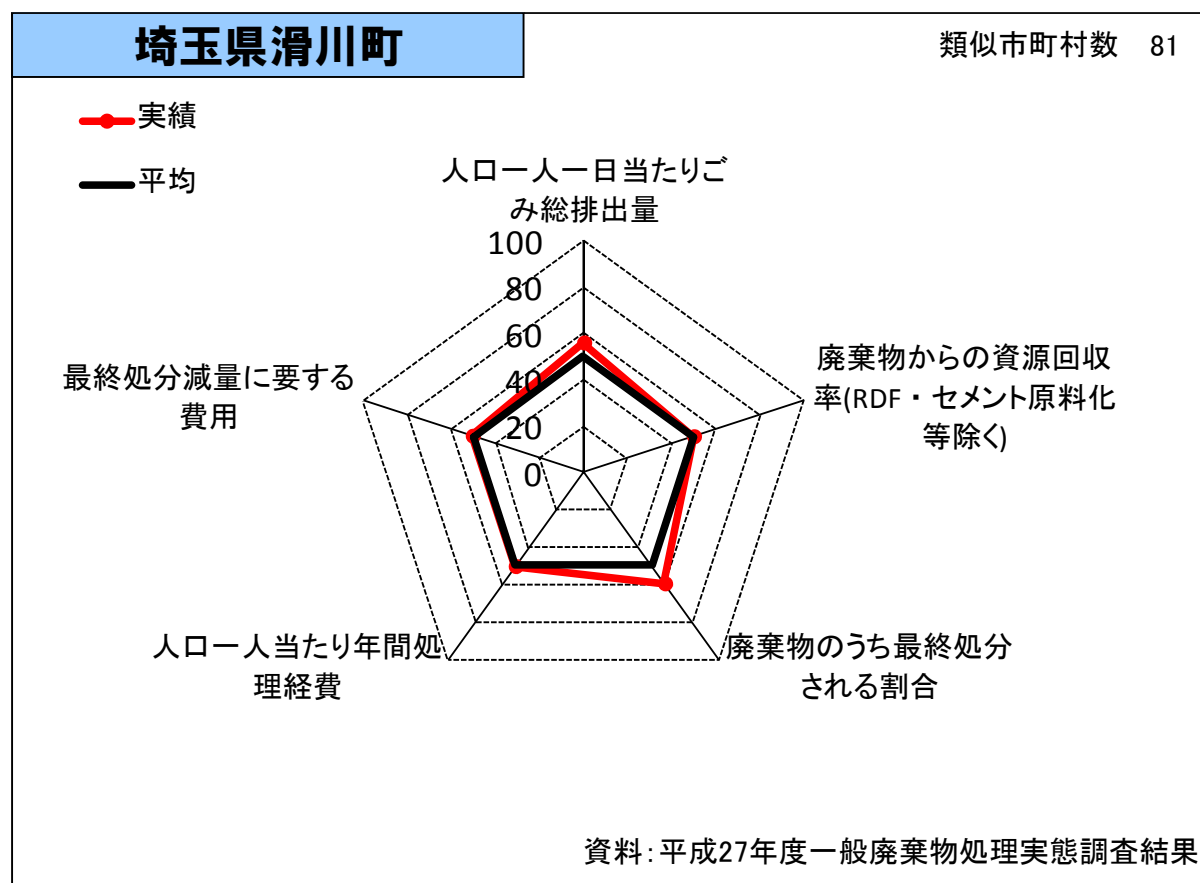


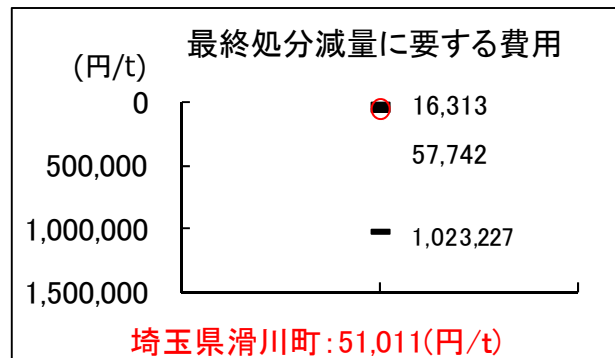
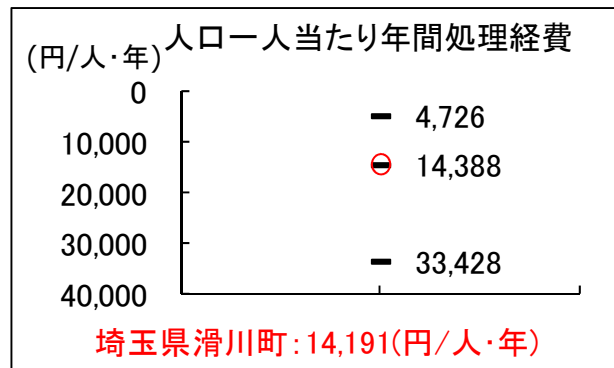
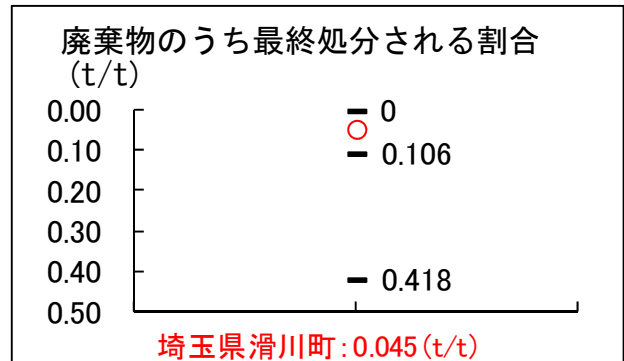
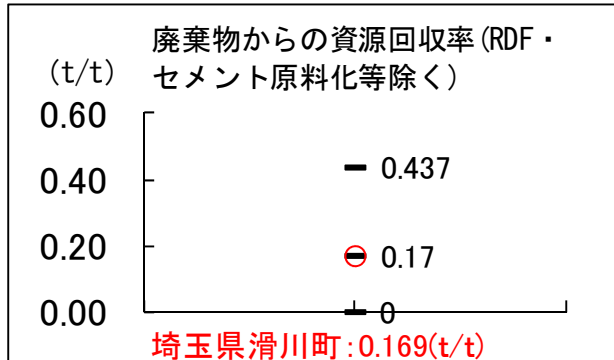
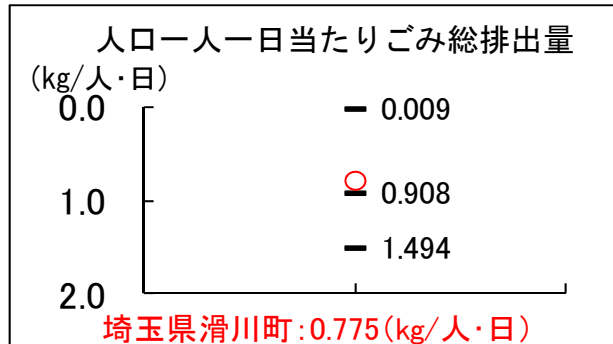
標準的な指標	人口一人一日 当たりごみ総 排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率 (RDF・セメ ント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分され る割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.908	0.17	0.106	14,388	57,742
最大	1.494	0.437	0.418	33,428	1,023,227
最小	0.009	0	0	4,726	16,313
標準偏差	0.225	0.077	0.064	5,809	109,099
当該市町村実績	0.801	0.238	0.055	14,945	52,472
偏差値	54.8	58.8	58.0	49.0	50.5

・滑川町

「人口一人一日当たりごみ総排出量」（１人１日当たりのごみ排出量）は 0.775 kg/人・日、「廃棄物のうち最終処分される割合」は 0.045 t/t であり、類似団体平均よりも低減されている。また、「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等を除く）」については 0.169 t/t であり、類似団体平均に近い。さらに、「人口一人当たり年間処理経費」は 14,191 円/人・年、「最終処分減量に要する費用」は 51,011 円/t であり、類似団体平均を下回っている。

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	Ⅳ	15,000人以上～20,000人未満
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口比55%以上



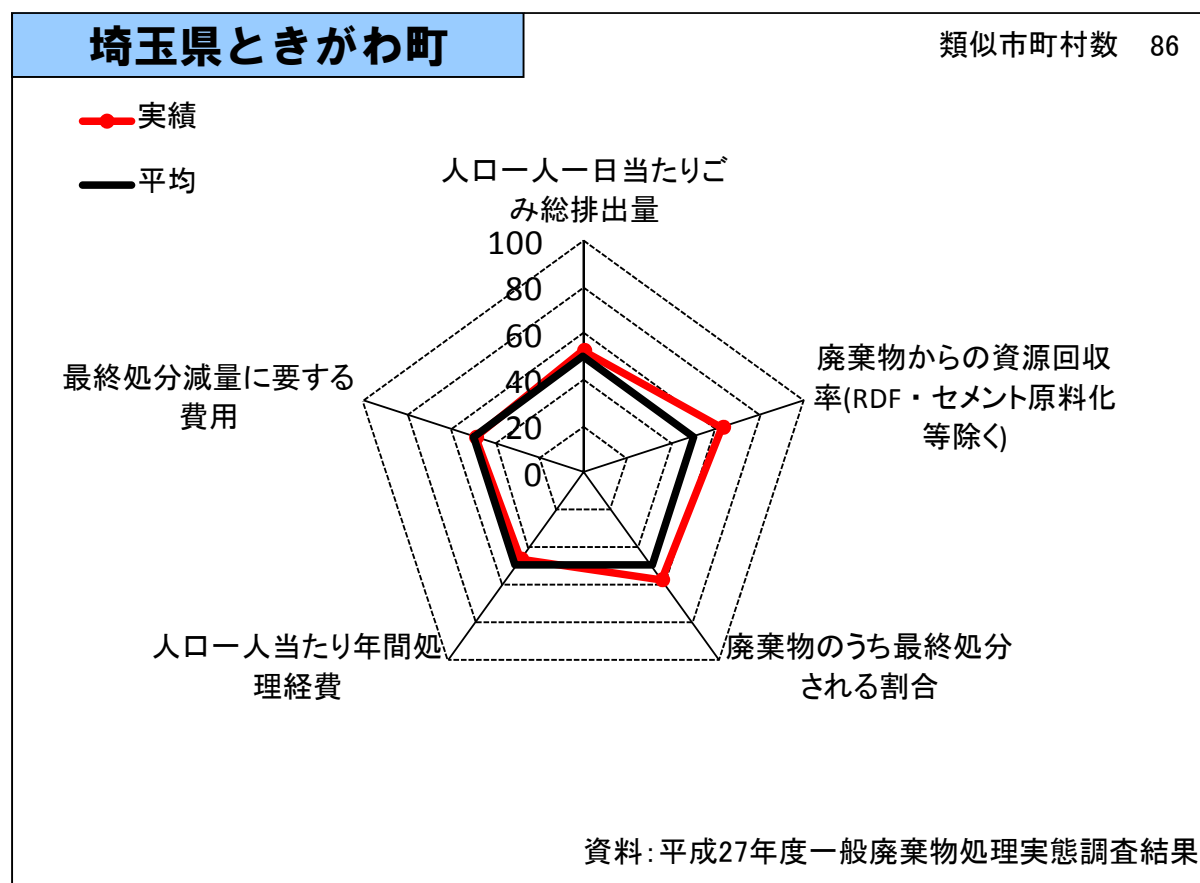


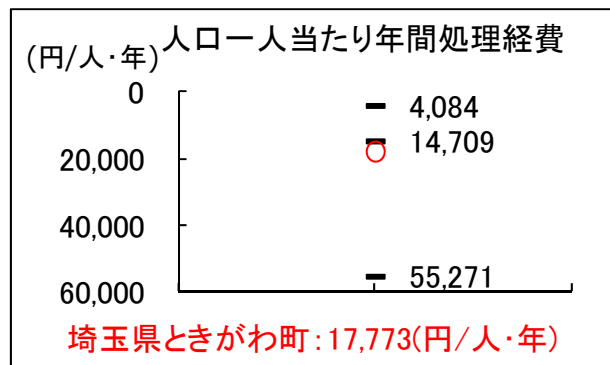
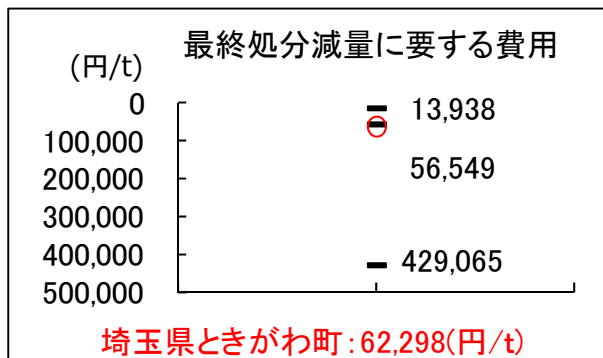
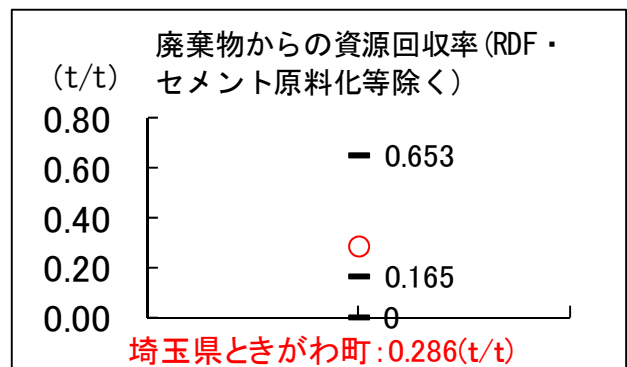
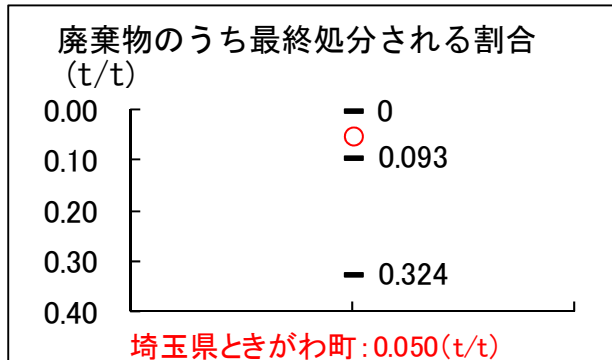
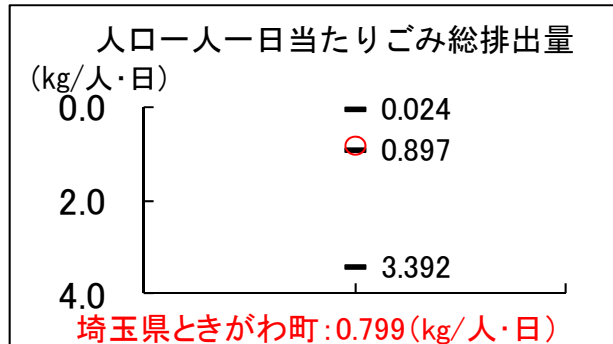
標準的な指標	人口一人一日 当たりごみ総 排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分され る割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.908	0.17	0.106	14,388	57,742
最大	1.494	0.437	0.418	33,428	1,023,227
最小	0.009	0	0	4,726	16,313
標準偏差	0.225	0.077	0.064	5,809	109,099
当該市町村実績	0.775	0.169	0.045	14,191	51,011
偏差値	55.9	49.9	59.5	50.3	50.6

・ときがわ町

「人口一人一日当たりごみ総排出量」（１人１日当たりのごみ排出量）は 0.799 kg/人・日、「廃棄物のうち最終処分される割合」は 0.05 t/t であり、類似団体平均よりも低減されている。また、「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等を除く）」については 0.286 t/t であり、類似団体平均より高いことが示されている。しかし、「人口一人当たり年間処理経費」は 17,773 円/人・年、「最終処分減量に要する費用」は 62,298 円/t であり、類似団体平均を上回っている。

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	Ⅲ	10,000人以上～15,000人未満
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口比55%以上



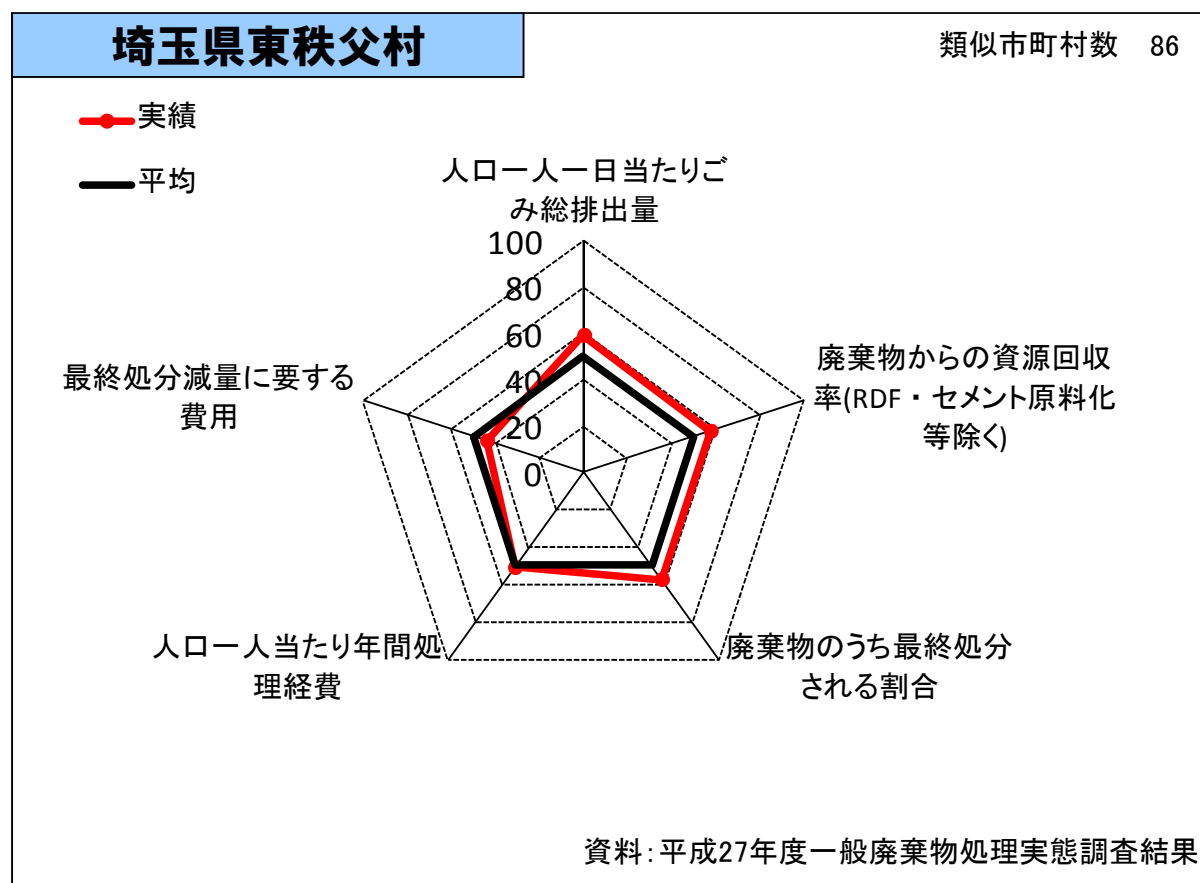


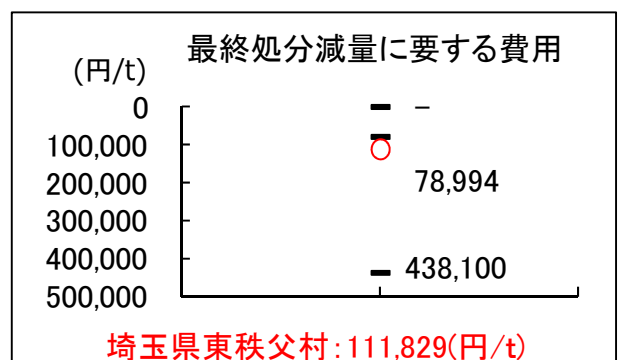
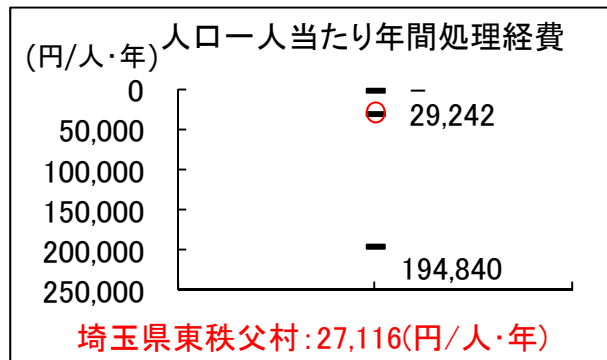
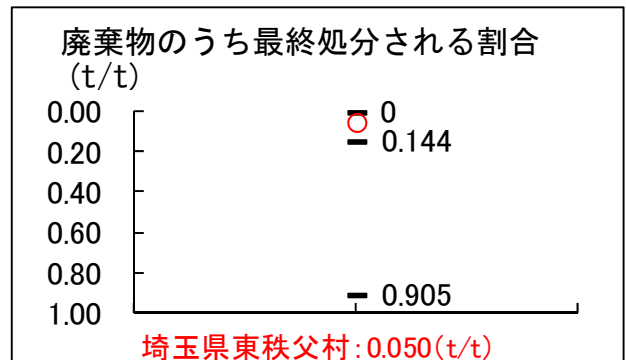
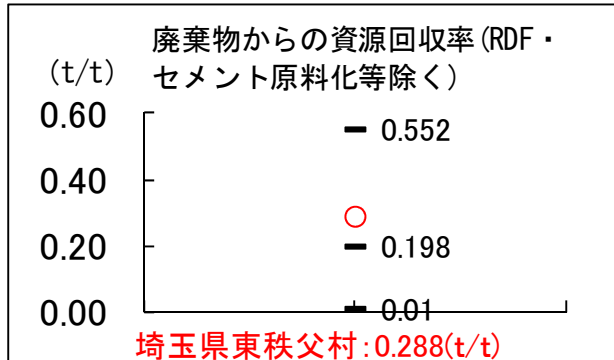
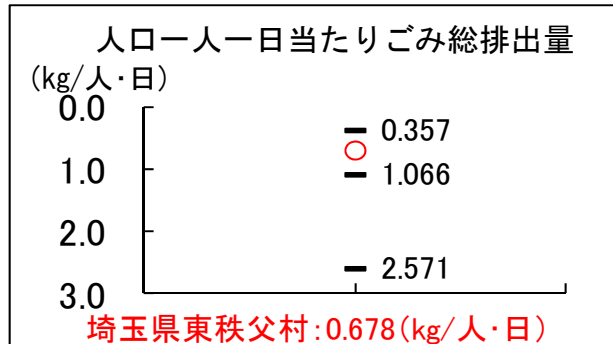
標準的な指標	人口一人一日 当たりごみ総 排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分され る割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.897	0.165	0.093	14,709	56,549
最大	3.392	0.653	0.324	55,271	429,065
最小	0.024	0	0	4,084	13,938
標準偏差	0.357	0.092	0.059	8,295	64,776
当該市町村実績	0.799	0.286	0.050	17,773	62,298
偏差値	52.7	63.1	57.3	46.3	49.1

・東秩父村

「人口一人一日当たりごみ総排出量」（１人１日当たりのごみ排出量）は 0.678 kg/人・日、「廃棄物のうち最終処分される割合」は 0.05 t/t、「人口一人当たり年間処理経費」は 27,116 円/人・年であり、類似団体平均より低い値を示している。「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等を除く）」については 0.288 t/t であり、類似団体平均より高いことが示されている。しかし、「最終処分減量に要する費用」は 111,829 円/t であり、類似団体平均を上回っている。

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	I	5,000人未満
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口比55%以上





標準的な指標	人口一人一日 当たりごみ総 排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分され る割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	1.066	0.198	0.144	29,242	78,994
最大	2.571	0.552	0.905	194,840	438,100
最小	0.357	0.01	0	0	0
標準偏差	0.424	0.12	0.131	26,334	55,743
当該市町村実績	0.678	0.288	0.050	27,116	111,829
偏差値	59.2	57.5	57.2	50.8	44.1

3) 施策の実施状況

(1) ごみの排出抑制・再利用に係る施策

ごみの排出抑制・再利用に係る施策として、本組合では定期的な収集ごみの検査を実施しているほか、近隣自治体の動向を踏まえた事業系ごみ処理費の見直しの検討を行っている。

また、組合構成町村においては、広報誌やウェブページ等を活用した広報・啓発活動等を実施し、各町村の状況に応じて生ごみ堆肥化容器等の購入支援やレジ袋の削減、マイバッグの奨励等の取組が行われている。

(2) 収集・運搬計画に係る施策

本組合が主体として行った収集・運搬計画に係る取組としては、災害廃棄物の対応に関して、埼玉県清掃行政研究協議会を通じた近隣施設との災害協定の締結や、災害廃棄物に関する研修への参加等を実施している。

また、組合構成町村においては、分別品目及び収集回数の統一化や、分別区分・収集回数計画の改善の検討が随時行われ、また不法投棄に対しては町村間で情報を共有し、効果的な取組が検討されている。

(3) 中間処理計画に係る施策

中間処理計画に係る施策としては、本組合においては費用面を考慮しながら民間業者への委託を活用しつつ、施設の維持補修を適時行っている。

また、組合構成町村においては、ごみ処理広域化の検討を行い、可燃ごみ及び粗大ごみの処理を埼玉中部資源循環組合の構成町村として行うことを決定し、平成 34 年度から体制を移行することとしている。

(4) 最終処分に係る施策

最終処分計画に係る施策としては、本組合において費用面を考慮しながら埼玉県環境整備センター及び民間業者にて委託処分を行いつつ、最終処分場の整備や用地の確保に向けて内部検討を随時行っている。

(5) 資源化計画に係る施策

資源化計画に係る施策としては、本組合においては費用面を考慮しながら民間業者委託を活用しながら、施設の維持、補修を適時行うとともに、中間処理時における選別を徹底するように努めている。

また、組合構成町村においては、広報・啓発活動等により、資源物の分別の徹底を呼びかけている。

7. 現状のごみ処理の課題

1) ごみの排出抑制、資源化

・小川町

小川町のごみ排出量は、家庭系及び事業系ごみともに減少傾向を示している。しかし、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は組合構成町村内で最も高く、平成27年度(2015年度)においては県平均値を超えている。また、1人1日当たりの家庭系ごみ(資源を除く)排出量については県平均値を下回っているが、近年はやや増加傾向を示している。

小川町の資源化率は、全国及び県平均値を大きく超えた値で推移しているが、資源物の収集量、独自処理量及び集団回収量は減少傾向を示している。今後は、資源化率が減少しないよう、施策を検討する必要がある。

・嵐山町

嵐山町の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び1人1日当たりの家庭系ごみ(資源を除く)排出量は国及び県平均値を下回っており、さらに平成26年度(2014年度)から減少傾向を示している。しかし、事業系ごみ排出量は近年増加傾向を示しており、平成28年度(2016年度)実績は平成24年度(2012年度)実績値に対して約18%増加しているため、事業系ごみの排出抑制を図る施策を検討する必要がある。

嵐山町における資源化率については、全国及び県平均値を大きく超えた値で推移しているが、平成26年度(2014年度)からは減少傾向を示しており、さらに資源ごみ収集量及び独自処理量が減少傾向を示している。今後は、資源化率が減少しないよう、施策を検討する必要がある。

・滑川町

滑川町の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び1人1日当たりの家庭系ごみ(資源を除く)排出量は国及び県平均値を大幅に下回っており、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量については組合構成町村のうち最も低い値を示している。しかし、事業系ごみ排出量は増加傾向を示しており、前計画の1日当たり事業系ごみ排出量の目標達成が見込めない状況であるため、事業系ごみの排出抑制を図る施策を検討する必要がある。

滑川町における資源化率については、全国及び県平均値を大きく超えた値で推移しているものの、近年は減少傾向を示しており、前計画の資源化率の目標達成が見込めない状況である。今後は、資源化率が減少しないよう、施策を検討する必要がある。

・ときがわ町

ときがわ町の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び1人1日当たりの家庭系ごみ（資源を除く）排出量は国及び県平均値を下回っているものの、近年は増加傾向を示している。また、事業系ごみ排出量についても増加傾向にあり、平成28年度（2016年度）実績値は平成24年度（2012年度）実績値に対して約8%増加していることから、事業系ごみの排出抑制を図る施策を検討する必要がある。

ときがわ町における資源化率については、全国及び県平均値を大きく超えた値で推移しているものの、近年は減少傾向を示しており、前計画の資源化率の目標達成が見込めない状況である。今後は、資源化率が減少を抑える施策を検討する必要がある。

・東秩父村

東秩父村の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び1人1日当たりの家庭系ごみ（資源を除く）排出量は国及び県平均値を大幅に下回っており、平成26年度（2014年度）からは減少傾向を示している。しかし、事業系ごみ排出量は平成25年度（2013年度）から大幅に増加しており、前計画の1日当たり事業系ごみ排出量の目標達成が困難な状況である。今後は、家庭系ごみの排出量については現状の水準を維持しつつ、事業系ごみについては、東秩父村における社会情勢の動向を踏まえ、ごみの排出抑制に係る適切な目標値を検討し設定する必要がある。

東秩父村における資源化率については、全国及び県平均値を大きく超えた値で推移し、平成28年度（2016年度）からは増加傾向に転じているため、今後は現状の取組を継続していく必要がある。

2) 収集・運搬、中間処理、最終処分

(1) 収集・運搬

組合構成町村の分別区分、収集回数の決定、委託収集及び許可収集は、各町村の管理で行なわれており、手続きの全てを各町村が実施している。

本組合は、ごみが搬入されてからの事務となり、施設の維持管理を行っている本組合への情報伝達が遅れる傾向にある。分別収集区分、収集回数及び委託、許可業者の管理を徹底するために、本組合と組合構成町村の連携を強化していくことが今後の課題である。

本組保管内から排出される可燃ごみ及び粗大ごみは、平成 34 年度（2022 年度）より、各町村から直接埼玉中部資源循環組合が整備するごみ処理施設「（仮称）埼玉中部資源循環センター（以下「資源循環センター」という。）」に搬入し、処理が行われる予定である。資源循環センターは、埼玉県比企郡吉見町に建設される予定であり、本組合のごみの運搬距離が大きく延長する。このため、委託業者による収集・運搬効率の低下や費用の増大やごみを直接搬入する組合構成町村の住民負担の増大などが想定される。今後、資源循環センターの稼働に向け、組合構成町村において収集・運搬に関する方針を検討する必要がある。

(2) 中間処理

組合構成町村のごみ処理は、本組合が運営管理している可燃ごみ処理施設、不燃物処理施設及びごみストックヤードで行っている。可燃ごみ及び粗大ごみは平成 34 年度（2022 年度）中に稼働予定の資源循環センターで処理され、その他の品目は現状の分別区分を基本とし、本組合が引き続き処理する予定である。金属類やガラス類等を処理する不燃物処理施設は、竣工してから改造工事等は実施しておらず、人力による手選別が主であり、屋外での労働も多い。不燃物処理施設の作業環境は早急に改善する必要がある。

(3) 最終処分

現在は、県の施設及び民間施設を利用しているが、自区内処理の原則から、最終処分場用地確保の検討も必要である。

第4章 基本方針と目標

第1節 基本方針

本計画の基本方針を以下のように定める。

= 基本方針 =

4 Rで未来へつなぐ循環型社会

Refuse リフューズ：廃棄物となるものを断る

Reduce リデュース：廃棄物の発生を抑制する

Reuse リユース：廃棄物を再使用する

Recycle リサイクル：廃棄物を資源再利用する

リデュース、リユース、リサイクルの3 Rは、循環型社会形成推進基本法において導入された考え方であり、リデュース(減らす)、リユース(再使用する)、リサイクル(資源再利用する)の優先順位で廃棄物処理及びリサイクルが行われるべきであるとして定められた。

その考えを一歩進め、リデュース(減らす)に優先してリフューズ(廃棄物となるものを断る)を追加したものが4 Rである。本計画ではこの4 Rを基本方針として定め、循環型社会の形成を図っていくものとする。

第2節 数値目標

基本方針と第3章より本組合及び組合構成町村のごみ処理の現状を踏まえ、ごみの減量化、資源化に係る目標値を以下のとおり定める。表4-1にごみ減量化に係る数値目標を、表4-2に資源化率、最終処分量に係る数値目標を示す。

表4-1 ごみ減量化に係る数値目標

町 村	1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人・日)			1日当たり事業系ごみ排出量 (t/日)		
	平成28年度 (2016年度) 実 績	平成33年度 (2021年度) 中間目標年次	平成43年度 (2031年度) 目標年次	平成28年度 (2016年度) 実 績	平成33年度 (2021年度) 中間目標年次	平成43年度 (2031年度) 目標年次
小川町	645.4	633.3	609.0	3.6	3.4	3.0
嵐山町	634.6	632.8	620.8	4.4	4.3	3.9
滑川町	538.3	534.1	531.0	3.5	3.4	3.1
ときがわ町	610.5	602.7	587.0	1.9	1.7	1.5
東秩父村	592.9	587.3	576.0	0.2	0.1	0.03
本組合	612.2	603.4	585.9	13.5	13.0	11.5

表4-2 資源化率、最終処分量に係る数値目標

町 村	資源化率 (%)			最終処分量 (t/年)		
	平成28年度 (2016年度) 実 績	平成33年度 (2021年度) 中間目標年次	平成43年度 (2031年度) 目標年次	平成28年度 (2016年度) 実 績	平成33年度 (2021年度) 中間目標年次	平成43年度 (2031年度) 目標年次
小川町	33	33	34	436	416	365
嵐山町	30	31	32	287	281	251
滑川町	29	30	30	245	251	257
ときがわ町	32	33	34	163	158	140
東秩父村	35	35	37	34	32	25
本組合	31	32	33	1,165	1,138	1,038

1. 将来ごみ予測

1) 人口予測

本組合及び組合構成町村の人口の推移と将来の予測人口を図4-1に示す。

本組合の人口は減少傾向にあり、平成28年度(2016年度)に81,809人であった人口が、本計画の中間目標年次の平成33年度(2021年度)には79,233人、目標年次の平成43年度(2031年度)には72,241人になると予測される。

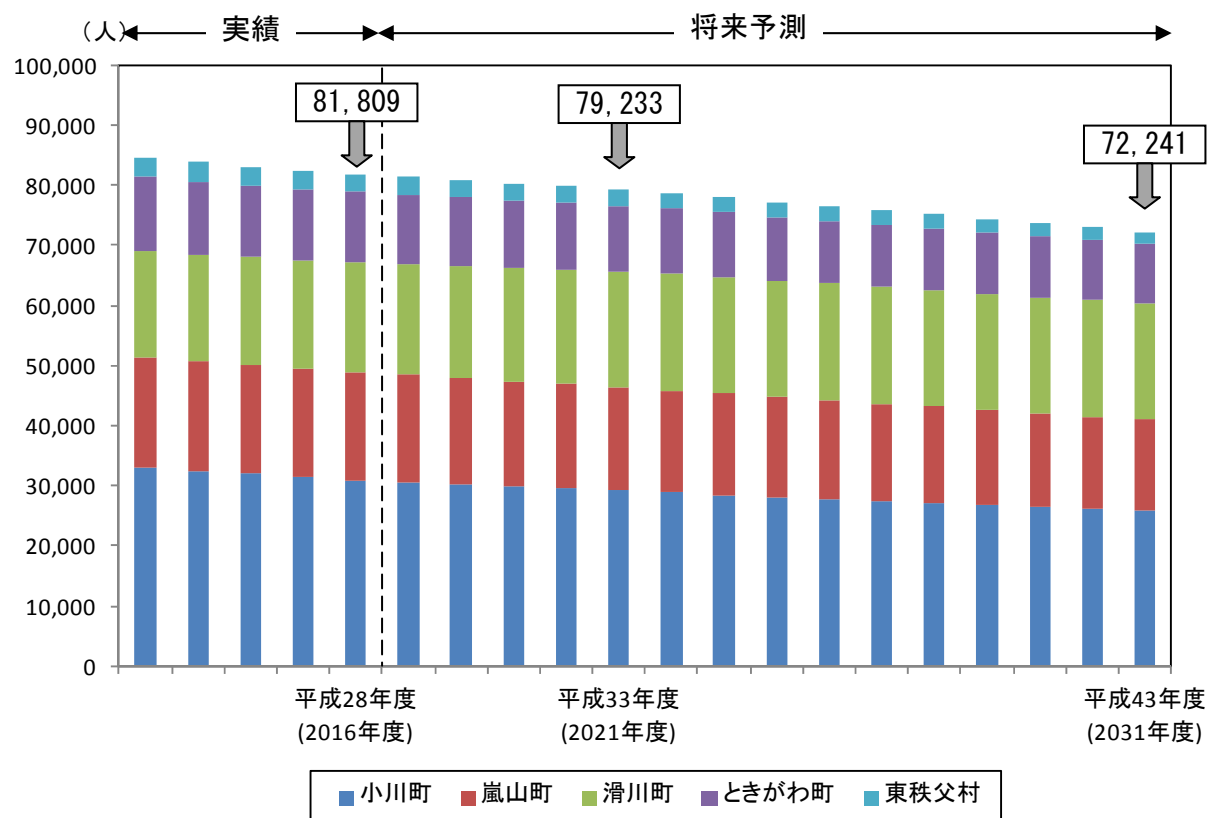


図4-1 人口の推移と将来予測人口

2) 将来のごみ排出量

将来のごみ排出量は、ごみの減量及び再生利用に関する新たな取組の実施、現状の取組を強化する場合、現状の取組を継続する場合等で異なる。現状の取組を継続する場合（現状推移）とごみ減量化に係る数値目標を達成した場合（目標）のごみ排出量及び1人1日当たり家庭系ごみ排出量を表4-3及び図4-2に示す。

現状維持の場合、人口の減少に伴いごみ排出量は減少すると予測されるが、1人1日当たり家庭系ごみ排出量は増加または横ばいに推移していくことが予測される。

数値目標に示した目標値を達成した場合、平成28年度（2016年度）において23,874 tであるごみ排出量は、中間目標年次の平成33年度（2021年度）には22,810 t、目標年次の平成43年度（2031年度）には20,463 tまで削減されると予測され、平成28年度（2016年度）において612 g/人・日である1人1日当たり家庭系ごみ排出量は、中間目標年次の平成33年度（2021年度）には603 g/人・日、目標年次の平成43年度（2031年度）には586 g/人・日まで減少すると予測される。

表4-3 ごみ排出量と1人1日当たり家庭系ごみ排出量の現状推移と目標の比較

指 標	平成28年度 (2016年度) 実 績	平成33年度 (2021年度) 中間目標年次	平成43年度 (2031年度) 目標年次
ごみ排出量（現状維持）	23,874 t/年	23,503 t/年	21,929 t/年
ごみ排出量（目標）	23,874 t/年	22,810 t/年	20,463 t/年
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量（現状維持）	612 g/人・日	615 g/人・日	613 g/人・日
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量（目標）	612 g/人・日	603 g/人・日	586 g/人・日

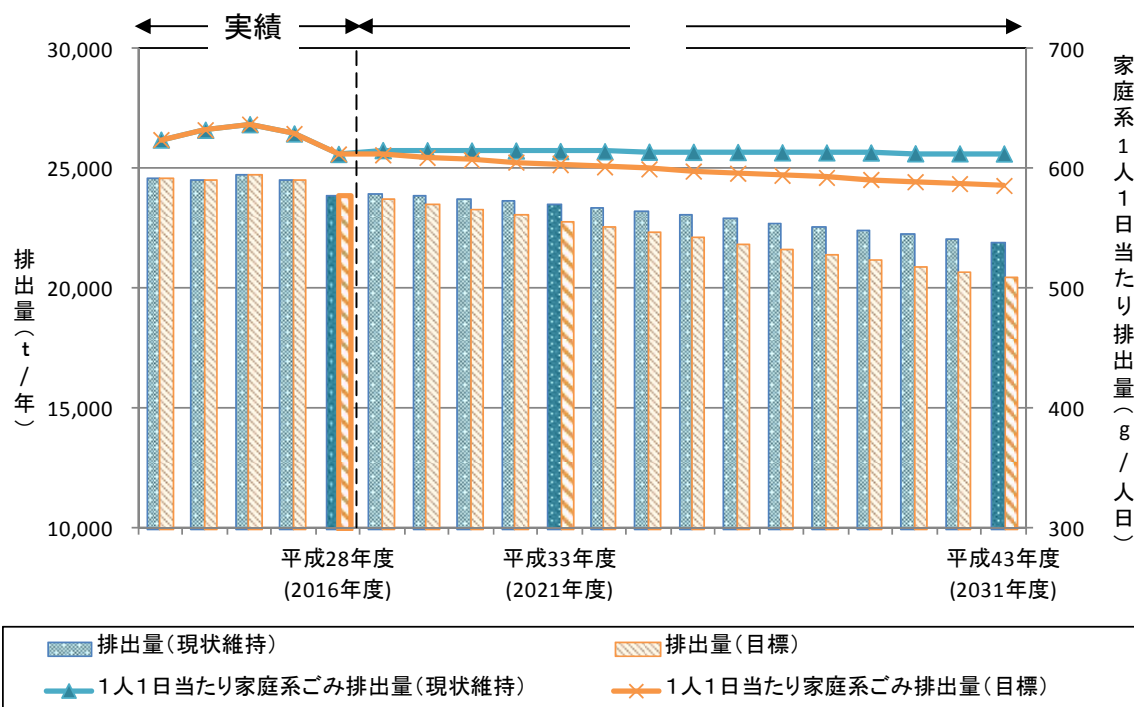


図4-2 ごみ排出量と1人1日当たり家庭系ごみ排出量の現状推移と目標の比較

目標を達成した場合の組合構成町村別のごみ排出量を表４－４及び図４－３に、１人１日当たり家庭系ごみ排出量を図４－４に示す。いずれの町村も１人１日当たり排出量を現状より低下させ、ごみの排出量の低減を目指していく。

表４－４ 組合構成町村別ごみ排出量及び１人１日当たり家庭系ごみ排出量（目標達成時）

町 村	ごみ排出量（ｔ／年）			１人１日当たり家庭系ごみ排出量（ｇ／人・日）		
	平成28年度 (2016年度) 実 績	平成33年度 (2021年度) 中間目標年次	平成43年度 (2031年度) 目標年次	平成28年度 (2016年度) 実 績	平成33年度 (2021年度) 中間目標年次	平成43年度 (2031年度) 目標年次
小川町	9,119	8,443	7,201	645.4	633.3	609.0
嵐山町	5,758	5,548	4,863	634.6	632.8	620.8
滑川町	5,027	5,143	5,295	538.3	534.1	531.0
ときがわ町	3,264	3,058	2,648	610.5	602.7	587.0
東秩父村	706	645	521	592.9	587.3	576.0
本組合	23,874	22,810	20,463	612.2	603.4	585.9

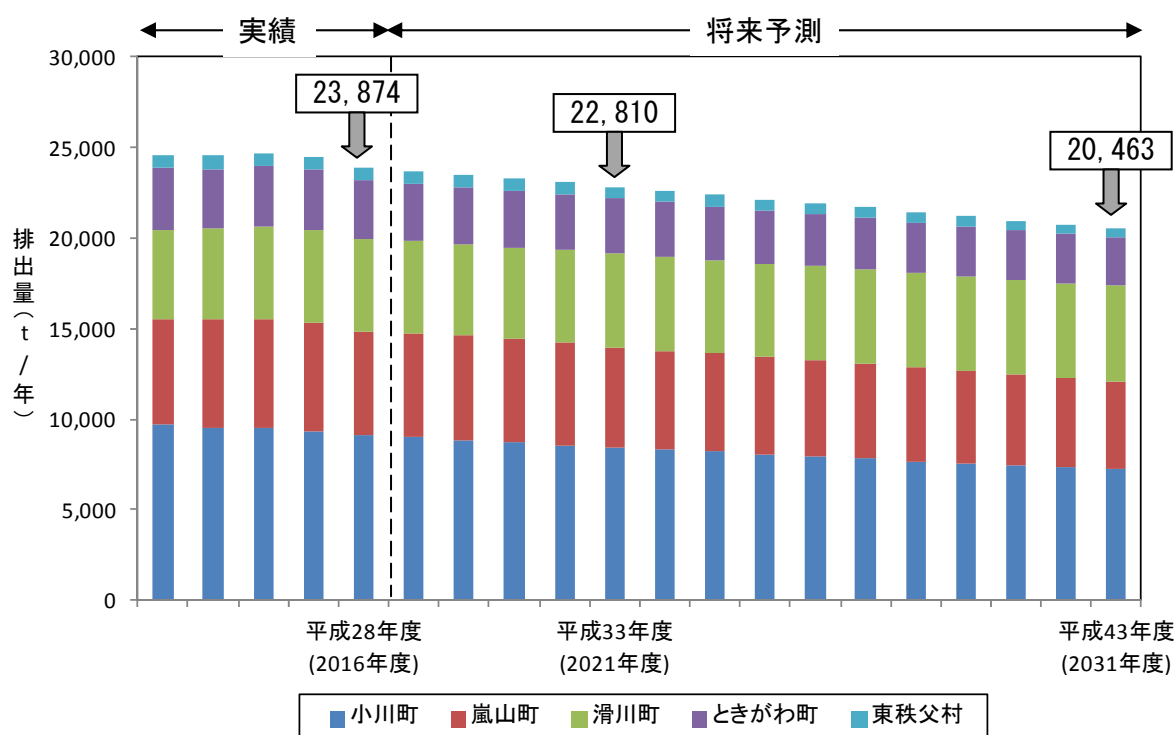


図４－３ 組合構成町村別ごみ排出量（目標達成時）

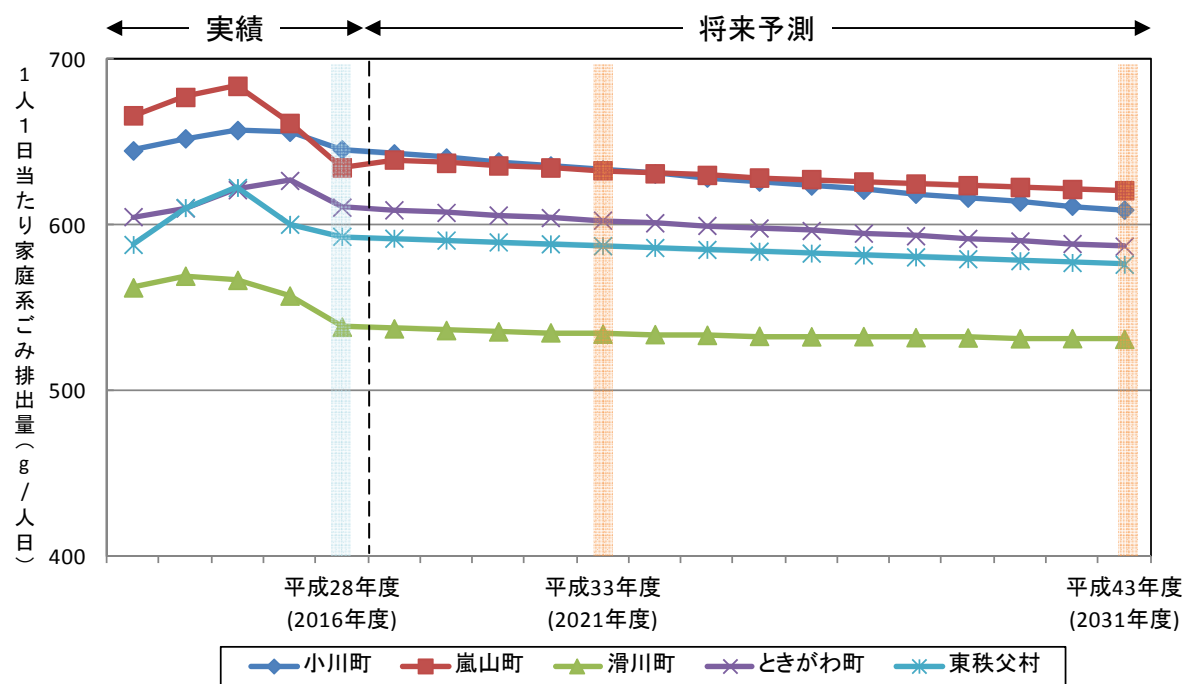


図 4 - 4 組合構成町村別 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 (目標達成時)

3) 資源化率と最終処分量

現状の取組を継続する場合（現状推移）とごみ減量化に係る数値目標を達成した場合（目標）の資源化率及び最終処分量を表4-5及び図4-5に示す。

資源化率について数値目標に示した目標値を達成した場合、平成28年度（2016年度）に31％である資源化率は、中間目標年次の平成33年度（2021年度）には32％、目標年次の平成43年度（2031年度）には33％まで上昇すると予測される。

最終処分量について数値目標に示した目標値を達成した場合、平成28年度（2016年度）に1,165 tである最終処分量は、中間目標年次の平成33年度（2021年度）には1,138 t、目標年次の平成43年度（2031年度）には1,038 tまで削減されると予測される。

表4-5 資源化率及び最終処分量の現状推移と目標の比較

指 標	平成28年度 (2016年度) 実 績	平成33年度 (2021年度) 中間目標年次	平成43年度 (2031年度) 目標年次
資源化率（現状維持）	31 %	32 %	31 %
資源化率（目標）	31 %	32 %	33 %
最終処分量（現状維持）	1,165 t /年	1,172 t /年	1,112 t /年
最終処分量（目標）	1,165 t /年	1,138 t /年	1,038 t /年

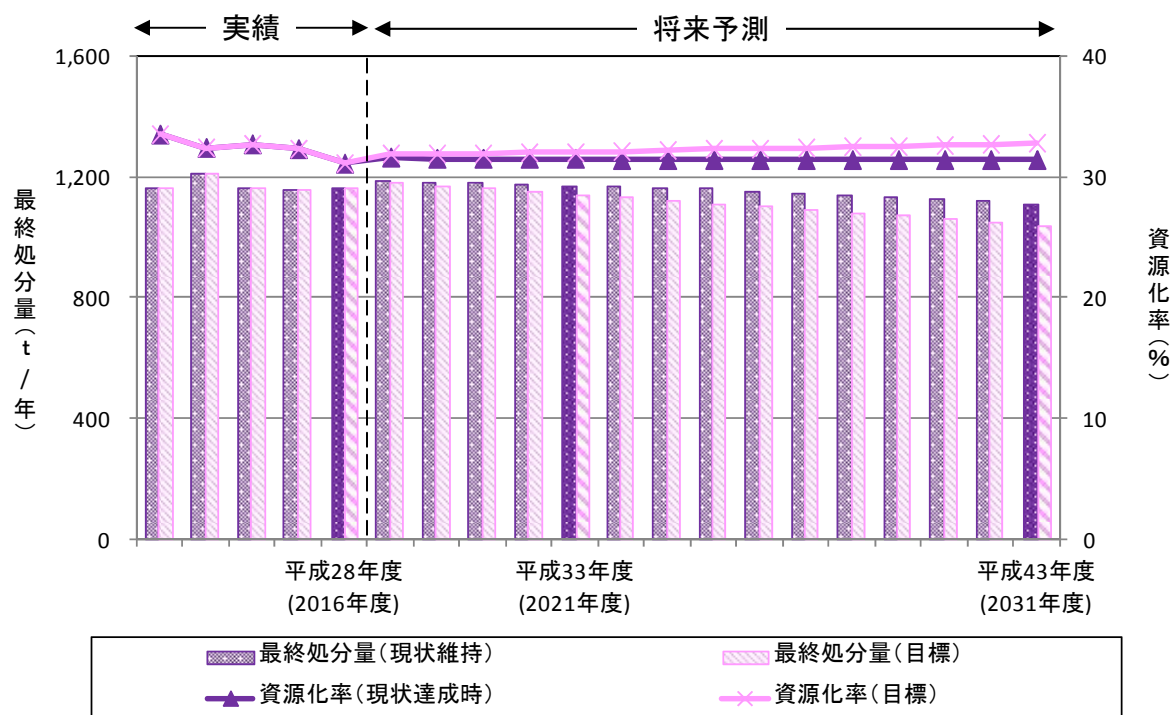


図4-5 資源化率及び最終処分量の現状推移と目標の比較

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 リフューズ、リデュース、リユース計画

1. ごみの排出抑制・再利用施策

本組合では、循環型社会の実現に向けて、組合構成町村と協力してごみの減量化、資源化に取り組んでいく。本組合及び組合構成町村が協力して取り組んでいく施策を以下のよう定める。

1) リフューズ

リフューズに関する施策を以下に示す。

- レジ袋の削減及びマイバッグの奨励
- マイ箸、マイボトルの奨励
- 過剰包装の拒否
- 広報・啓発活動
 - ・組合構成町村の広報誌の活用
 - ・小学校社会科副読本の作成・配布
 - ・その他（組合ホームページによる情報提供と広報活動他）

2) リデュース

リデュースに関する施策を以下に示す。

- 生ごみ堆肥器及び生ごみ処理器の購入に対する支援
- 家庭ごみの有料化
- 粗大ごみの収集運搬手数料の徴収
- 広報・啓発活動
 - ・組合構成町村の広報誌の活用
 - ・ごみ処理施設見学会の開催
 - ・小学校社会科副読本の作成・配布
 - ・多量排出事業者に対する指導等
 - ・その他（本組合ホームページによる情報提供と広報活動他）
- 定期的な収集ごみの検査
- ごみ処理費用の周知
- 指定袋使用の徹底
- 事業系ごみ処理費の見直し

3) リユース

リユースに関する施策を以下に示す。

○不用品情報の紹介

○マタニティウェア・ベビー服・子ども服等の回収・再利用

○広報・啓発活動

・組合構成町村の広報誌の活用

・小学校社会科副読本の作成・配布

・その他（本組合ホームページによる情報提供と広報活動）

2. スケジュール

発生排出抑制及び再利用施策の施策に対するスケジュールは次に示すとおりとする。

表5－1 発生排出抑制・再利用施策に対するスケジュール

項 目		実施主体	平成33年度 (2021年度)	平成43年度 (2031年度)
リ フ ユ ー ズ	レジ袋の削減及びマイバッグの奨励	各町村	○（実施）	○（継続）
	マイ箸、マイボトル奨励	各町村	○（実施）	○（継続）
	過剰包装の拒否	各町村	○（実施）	○（継続）
	広報・啓発活動	各町村	○（継続）	○（継続）
リ デ ュ ー ス	生ごみ堆肥器及び生ごみ処理器の購入に対する支援	各町村	○（実施）	○（継続）
	家庭ごみの有料化	各町村	○（検討）	○（検討）
	粗大ごみの収集運搬手数料の徴収	各町村	○（継続）	○（継続）
	広報・啓発活動	各町村	○（継続）	○（継続）
	定期的な収集ごみの検査	組合	○（継続）	○（継続）
	ごみ処理費用の周知	組合	○（検討）	○（実施）
	指定袋使用の徹底	各町村	○（徹底）	○（徹底）
	事業系ごみ処理費の見直し	組合	○（検討）	○（検討）
リ ユ ー ス	不用品情報の紹介	各町村	○（検討）	○（実施）
	マタニティウェア・ベビー服・子ども服等の回収・再利用	各町村	○（検討）	○（実施）
	広報・啓発活動	各町村	○（継続）	○（継続）

第2節 収集運搬計画

1. 収集運搬の施策

1) 分別区分、収集回数等

組合構成町村から発生するごみを迅速かつ衛生的に収集運搬し、清潔で快適な住み良い生活環境の維持に努め、分別収集の区分に対し、より積極的な指導監督を行っていく。分別品目別収集計画について表5-2に示す。

表5-2 分別品目別収集計画

主な区分	名 称	収集回数※ ¹	実施主体	教育指導
家庭系ごみ	可燃ごみ	週2回	各町村	組 合 及 び 各町村
	金属類	月1回		
	缶類	月1回		
	ガラス類	月1回		
	びん類（無色・茶色）	月1回		
	ペットボトル	月2回		
	廃プラスチック類	月1回		
	資源プラスチック類	週1回		
	有害ごみ	月1回		
	古紙類	月4回		
町村独自回収	布類・古紙等（町村による）	週1回	各町村	
粗大ごみ	可燃・不燃	月1回	各町村	
医療性廃棄物	医療性廃棄物	適宜※ ²	各町村	
不法投棄	不法投棄	適宜	各町村	
災害廃棄物	災害廃棄物	適宜	各町村	
事業系ごみ	分別区分は家庭系ごみに同じ	随時	事業者	

※1：収集回数は町村により異なる。

※2：医療機関への持込を原則とする。

2) 収集運搬方法

収集運搬方法に関する施策を以下に示す。原則として、収集袋（透明又は半透明のポリ袋）やカゴ収集のステーション方式による収集方法を継続する。

分別品目の統一、収集回数等は、組合構成町村の意見等もあり、継続して協議するものの早急な対策を検討していく。さらに、ごみ減量化のための施策と家庭ごみの有料化の検討をしていく。

- 袋収集等のステーション方式による収集方法
- 分別品目及び収集回数等の統一
- 家庭ごみの有料化
- 目標達成のための収集運搬・計量システムの構築

3) 広報・啓発活動

搬入されたごみが分別されているか監視を行うとともに、ごみ質の調査結果を公表し、住民の適正排出の意識を高めていく。

啓発方法に関する施策を以下に示す。

- 分別精度の監視強化
- ごみ質調査結果の公表

4) 不法投棄対応

組合構成町村の不法投棄に関する調査は、実施しているところとそうでないところがあり、地元警察と協力し、不法投棄が集中する場所のパトロール強化や監視体制を検討する。また、不法投棄等の廃棄物は、本組合において適正な処理処分を検討する。

不法投棄対応に関する施策を以下に示す。

- 不法投棄廃棄物量の調査
- 不法投棄の撲滅
- 不法投棄廃棄物の処理手続き

5) 災害廃棄物の対応

現状では、焼却処理を一部民間業者に委託している状態であり、現在の施設の処理能力では災害廃棄物への早急な対応は困難な状況である。災害廃棄物の対応については、組合構成町村と連携しつつ処理計画及び処理体制を整備していく。

災害廃棄物の対応に関する施策を以下に示す。

- 災害廃棄物の処理手順の検討
- 災害廃棄物処理計画の策定
- 周辺自治体・施設との災害時協定

2. スケジュール

収集運搬計画の施策に対するスケジュールは次のとおりとする。

表 5－3 収集運搬計画の施策に対するスケジュール

項 目		実施主体	平成33年度 (2021年度)	平成43年度 (2031年度)
分別区分 収集回数計画	分別区分、収集回数計画の遂行	各町村	○（継続）	○（継続）
収集運搬方法	袋収集等のステーション方式による収集方法	各町村	○（継続）	○（継続）
	分別品目及び収集回数等の統一	各町村	○（検討）	○（実施）
	家庭ごみの有料化	各町村	○（検討）	○（検討）
	目標達成のための収集運搬・計量システムの構築	組合・各町村	○（検討）	○（検討）
啓発方法	分別精度の監視強化	各町村	○（実施）	○（継続）
	ごみ質調査結果の公表	組合	○（検討）	×（本組合焼却施設稼働停止後終了）
不法投棄対応	不法投棄廃棄物量の調査	各町村	○（実施）	○（継続）
	不法投棄の撲滅	各町村	○（継続）	○（継続）
	不法投棄廃棄物の処理手続き	各町村	○（継続）	○（継続）
災害廃棄物の対応	災害廃棄物の処理手順の検討	組合・各町村	○（実施）	○（継続）
	災害廃棄物処理計画の策定	各町村	○（実施）	○（継続）
	周辺自治体・施設との災害時協定	組合・各町村	○（実施）	○（継続）

第3節 中間処理計画

1. 中間処理の施策

1) 適正処理の継続

本組合管内から排出されたごみを適正に処理し、周辺環境への負荷の軽減を図る。また、適切な施設整備の維持に努め、ダイオキシン類などの有害物質の排出の防止、組合構成町村のリサイクルの推進を行い、循環型社会促進と地球温暖化防止を目指した社会形成に努める。

なお、本組合管内から排出される可燃ごみ及び粗大ごみは、平成 34 年度（2022 年度）より、各町村から直接資源循環センターに搬入し、処理が行われる予定である。そのため、資源循環センターに可燃ごみ及び粗大ごみの処理を移管するまでの間、可燃ごみ処理施設は安定かつ安全に処理を継続するよう、維持補修を行う。

適正処理の継続に関する施策を以下に示す。

- 適切な施設整備の維持（維持補修費の軽減）
- 目標値達成のための中間処理方法の検討
- 民間業者委託の活用の検討
- 可燃ごみ処理施設の改造及び延命化
- 不燃物処理施設の改造及び延命化

2) 施設の適正な整備

可燃ごみ及び粗大ごみ以外のごみについては、平成 34 年度（2022 年度）以降も現行の処理体制を継続するため、メンテナンス費用を考慮しつつ不燃物処理施設の維持管理を行い、適切な時期に施設更新等の検討を行う必要がある。

施設の適正な整備に関する施策を以下に示す。

- 用地の確保
- 不燃物処理施設の整備計画
- 費用対効果の検討

2. スケジュール

中間処理計画の施策に対するスケジュールは次のとおりとする。

表 5－4 中間処理計画の施策に対するスケジュール

項 目		実施主体	平成33年度 (2021年度)	平成43年度 (2031年度)
適正処理の継続	適切な施設整備の維持（維持補修費の軽減）	組合	○（継続）	○（継続）
	目標値達成のための中間処理方法の検討	組合	○（継続）	○（継続）
	民間業者委託の活用の検討	組合	○（継続）	○（継続）
	可燃ごみ処理施設の改造及び延命化	組合	○（継続）	×（本組合焼却施設稼働停止後終了）
	不燃物処理施設の改造及び延命化	組合	○（継続）	○（継続）
施設の適正な整備	用地の確保	組合	○（継続）	○（継続）
	不燃物処理施設の整備計画	組合	○（検討）	○（検討）
	費用対効果の検討	組合	○（実施）	○（継続）

3. 中継施設の設置等に関する検討

平成 34 年度（2022 年度）より本組合管内から排出される可燃ごみ及び粗大ごみは、各町村から資源循環センターに搬入することになる。資源循環センターは埼玉県比企郡吉見町に建設される予定であり、組合構成町村からのごみの運搬距離が大きく延長する。自己搬入を行う組合構成町村の住民負担の抑制や環境対策の面から、資源循環センターに搬入する車両台数を可能な限り減少させることが求められることから、中継施設の設置や、直接搬入されている家庭系ごみをステーションに排出するように促す等、対策を講じることが必要となる。そのため、中継施設の設置に関するメリット・デメリットを整理すると次のとおりである。

表 5－5 中継施設設置によるメリット・デメリットの検討

メリット	デメリット
① コスト低減効果が見込まれる※ ¹ ② 環境負荷の低減効果 ③ その他の効果 ・ 運搬負荷の均一化 ・ 緊急時の一次貯留効果 ・ 直接搬入の利便性確保（住民サービス） ・ 中継施設を共同設置すれば費用対効果が高い	費用負担※ ² が増加する可能性がある

※1：条件による（「ごみ運搬中継・中間処理施設技術ガイドブック」（昭和 63 年 8 月、ごみ中継施設研究会）では処理規模が 60t/日以上で運搬距離 10km 以上は効果があるとされている。）

※2：主な内訳は、①設計・建設費、②運営・維持管理費（人件費、用役費、補修費等）、③運搬費である。

第4節 最終処分計画

1. 最終処分計画の施策

ごみの減量、資源化に努め、最終処分量の低減に関する目標を達成するとともに、当面埼玉県環境整備センター及び民間業者による委託処分を継続する。

また、組合構成町村と協議し、自前の最終処分場建設用地の確保や、施設の整備に努めるものとする。

2. スケジュール

最終処分計画の施策に対するスケジュールの概要は次のとおりとする。

表5－6 最終処分計画の施策に対するスケジュール

項 目	実施主体	平成33年度 (2021年度)	平成43年度 (2031年度)
目標値達成のための資源化中間処理方法の検討	組合	○（継続）	○（継続）
民間業者委託の活用の検討	組合	○（継続）	○（継続）
用地の確保	組合	○（検討）	○（検討）
最終処分場の整備の検討	組合	○（検討）	○（検討）

第5節 リサイクル計画

1. リサイクル計画の施策

分別カレンダーの配布や広報を利用した啓発を行うなど、ごみの分別排出、適正排出に努めているところであるが、可燃ごみ中に紙類や容器包装プラスチックなど資源となるものの混入が見られる。また、分別された資源物でも洗浄が不十分であるなど再生処理の障害となるものが一部混入している。地域の集団回収の参加の呼びかけや、活動団体への支援、分別区分、排出方法の周知、徹底を行っていく。更に、分別区分の拡充に伴い、再生利用委託費用が増大していることから、委託先、委託費用等について見直しを行っていく。

なお、中間処理施設（可燃ごみ処理施設、不燃物処理施設）の老朽化が進んでいることから、資源化施設のごみの広域化処理を含めた施設整備も検討していく。

2. スケジュール

資源化計画の施策に対するスケジュールの概要は次のとおりとする。

表5-7 リサイクル計画の施策に対するスケジュール

項 目	実施主体	平成33年度 (2021年度)	平成43年度 (2031年度)
資源物の拠点回収またはステーション回収	各町村	○（継続）	○（継続）
中間処理時の選別の徹底	組合	○（継続）	○（継続）
資源物分別の徹底	各町村	○（継続）	○（継続）
目標達成のための中間処理方法の検討	組合	○（継続）	○（継続）
民間業者委託の活用の検討	組合	○（継続）	○（継続）
用地の確保	組合	○（検討）	○（検討）
中間処理施設整備（改造または更新）	組合	○（検討）	○（検討）
費用対効果の検討	組合	○（実施）	○（継続）

第6節 計画の点検、見直し、評価

本計画において定めた中間目標年度における目標値の経過を確認し、毎年の実施計画時に、その達成状況の管理を、図5-1に示すP（プラン）・D（ドゥ）・C（チェック）・A（アクション）の手法に則って行うものとし、その結果は、新しい実施計画に反映させる。

なお、目標の達成度は、中間、最終とあり、達成の程度と社会情勢の変化を加味した検討を加え、新しい長期計画（ごみ処理基本計画）の資料として蓄積する。

その評価の指標は、表5-8に示すとおりとする。「第5章 ごみ処理基本計画」のすべての項目についても、実施状況とその効果を確認していく。また、近隣住民との協約に基づき、適正な施設運営管理を行うこととなっている。

そのため、今後も住民との協約に則った運営管理を行い、その結果を住民へ適宜報告し、承認を得ていくこととする。

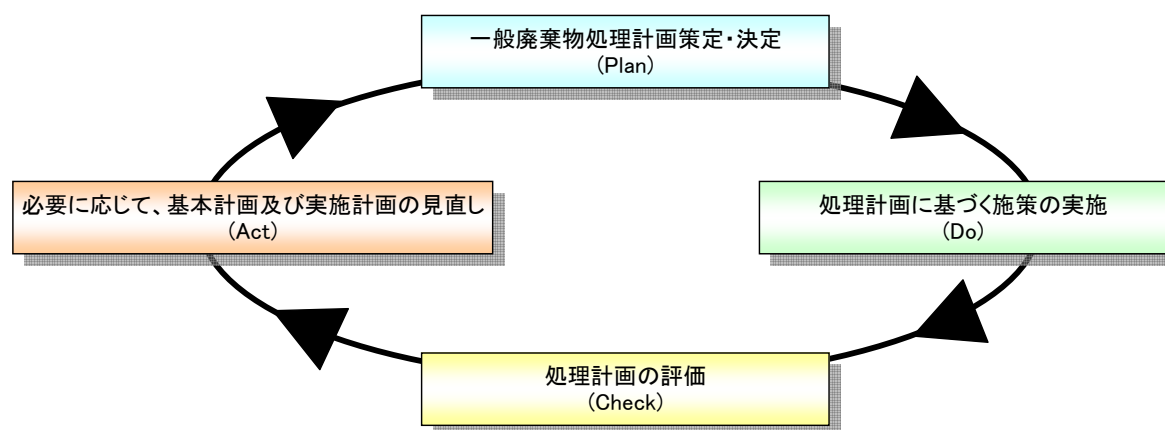


図5-1 ごみ処理基本計画におけるPDCAサイクル

表5-8 評価項目

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位
循環型社会形成	廃棄物排出量	1人1日当たり家庭系 ごみ排出量	g / 人日
		1日当たり事業系ごみ排出量	t / 日
	廃棄物の再生利用	資源化率	%
	最終処分	最終処分量	t
その他	施策の実施状況	—	—